公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業

環境影響評価方法書

平成 29 年 1 月

一般財団法人クリーンいわて事業団

目　　次

第１章 対象事業の名称等 ･･･ 1-1
1.1 対象事業の名称 ･･･ 1-1
1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び所在地 ･･･ 1-1
1.2.1 事業者の名称 ･･･ 1-1
1.2.2 代表者の氏名 ･･･ 1-1
1.2.3 事業者の所在地 ･･･ 1-1

第２章 対象事業の目的及び内容 ･･･ 2-1
2.1 対象事業の目的 ･･･ 2-1
2.1.1 対象事業の背景及び目的 ･･･ 2-1
2.1.2 公共関与型産業廃棄物最終処分場の事業主体決定までの経緯 ･･･ 2-2
2.2 対象事業の内容 ･･･ 2-4
2.2.1 対象事業の種類 ･･･ 2-4
2.2.2 対象事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積 ･･･ 2-4
2.2.3 対象事業の実施区域の位置 ･･･ 2-4
2.2.4 対象事業に係る最終処分場の埋立容量 ･･･ 2-4
2.2.5 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類 ･･･ 2-4
2.2.6 対象事業実施区域の面積 ･･･ 2-4
2.2.7 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量 ･･･ 2-8
2.2.8 対象事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要 ･･･ 2-9
2.2.9 対象事業に係る最終処分場の放流水の放流先 ･･･ 2-20
2.2.10 対象事業の工事計画の概要 ･･･ 2-21
2.3 環境配慮事項及び環境保全対策 ･･･ 2-26
2.3.1 遵守すべき法令による基準等 ･･･ 2-26
2.3.2 環境基準達成のために配慮すべき事項 ･･･ 2-26
2.3.3 自然環境等の保全のために配慮すべき事項 ･･･ 2-26
2.3.4 環境保全対策 ･･･ 2-27

第３章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 ･･･ 3-1
3.1 自然的状況 ･･･ 3-1
3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他大気に係る環境の状況 ･･･ 3-1
3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況 ･･･ 3-9
3.1.3 土壌及び地盤の状況 ･･･ 3-12
3.1.4 地形及び地質の状況 ･･･ 3-14
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 ･･･ 3-17
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 ･･･ 3-45
3.1.7 公害苦情の状況 ･･･ 3-51

3.2 社会的状況 ･･ 3-52
3.2.1 人口及び産業の状況 ･･ 3-52
3.2.2 土地利用の状況 ･･ 3-56
3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況 ･･････････････････････････････ 3-60
3.2.4 交通の状況 ･･ 3-63
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が
特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 ･････････････ 3-65
3.2.6 上下水道の整備の状況 ･･ 3-68
3.2.7 一般廃棄物の処理状況 ･･ 3-69
3.3 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び
当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に係る施策の内容･ 3-71
3.3.1 公害防止関係 ･･ 3-71
3.3.2 自然環境関係 ･･ 3-92
3.3.3 防災保全 ･･ 3-102
3.3.4 史跡名勝文化財 ･･ 3-104

第 4 章　環境影響評価項目の選定･･ 4-1

第 5 章 調査、予測及び評価の手法の選定･･････････････････････････････････････ 5-1
5.1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として
調査、予測及び評価されるべき環境要素 ･････････ 5-1
5.1.1 大気環境 ･･ 5-1
5.1.2 水環境 ･･ 5-23
5.2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として
調査、予測及び評価されるべき環境要素 ･･････････ 5-32
5.2.1 動物 ･･ 5-32
5.2.2 植物 ･･ 5-44
5.2.3 生態系 ･･ 5-48
5.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として
調査、予測及び評価されるべき環境要素 ･･････････ 5-51
5.3.1 景観 ･･ 5-51
5.4 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 ･･････････････ 5-53
5.4.1 廃棄物等 ･･ 5-53
5.4.2 温室効果ガス等 ･･ 5-54

第 6 章 環境影響評価に係る業務の委託先･･････････････････････････････････････ 6-1

第1章　対象事業の名称等

1.1　対象事業の名称

公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業

1.2　事業者の名称、代表者の氏名及び所在地

1.2.1　事業者の名称

一般財団法人クリーンいわて事業団

1.2.2　代表者の氏名

理事長　大泉　善資

1.2.3　事業者の所在地

岩手県奥州市江刺区岩谷堂字大沢田 113 番地

第2章　対象事業の目的及び内容

2.1　対象事業の目的

2.1.1　対象事業の背景及び目的

一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「事業団」という。）は、平成５年１月に全国で初めて廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物処理センターの指定を受け、廃棄物適正処理のモデル施設として「いわてクリーンセンター」を奥州市江刺区に整備し、平成７年から焼却及び管理型最終処分の処理事業を行っている。（なお、焼却処理は平成 27 年度末で休止した。）

これまで事業団では、県内で発生した産業廃棄物や、東日本大震災津波で発生した災害廃棄物の処理を行うなど、岩手県の廃棄物の適正処理に貢献するとともに、住民や事業者の方々から信頼の得られる事業を展開してきた。

いわてクリーンセンターの最終処分場では、供用開始以降、廃棄物処理法の改正により廃石膏ボードが管理型処分の対象となるなどの埋立需要の変化に対応し、拡張を行いながらこれまで運用してきたが、前述のとおり東日本大震災津波で発生した災害廃棄物を埋め立てたことなどにより、その埋立終了時期が近づいてきている。

このような背景のもと、対象事業は岩手県の産業廃棄物適正処理体制の確保のため、いわてクリーンセンターの後継となる産業廃棄物管理型最終処分場の整備を行うものである。

2.1.2　公共関与型産業廃棄物最終処分場の事業主体決定までの経緯

(1)　産業廃棄物最終処分場整備基本方針

岩手県では、平成 25 年 3 月に施設整備の基本的な考え方や整備場所の選定方法などを取りまとめた「産業廃棄物最終処分場整備基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。

〔基本方針の骨子〕

- 次期最終処分場の必要性
  産業廃棄物の適正処理の推進、県内経済産業の振興に寄与、災害廃棄物等市町村では処理が困難な廃棄物の最後の受け皿
- 埋立対象物
  廃石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥等（いわてクリーンセンターと同様）
- 処分場の大きさ
  1 期分約 66 万m^3、2～3 期分埋め立てできる規模
- 供用開始年度
  平成 33 年度を想定
- 付帯設備
  当初は焼却施設等を建設しないが、将来のため用地は確保
- 候補地選定方法
  外部有識者による委員会で選定
- 候補地選定範囲
  県内全域

(2)　公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会による選定

基本方針に則り、岩手県は平成 25 年 6 月に「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し候補地の検討を行い、岩手県内 5 箇所を選定した。

〔委員会による選定方法及び選定経緯〕

- 選定方法
  (1)　全県から調査対象地を選定し、段階的に絞り込み
  (2)　選定過程を原則公開
- 選定経緯　（選定箇所数）

1 次選定：立地回避区域に非該当、基本方針の埋立規模の確保	115 箇所
↓	
2 次選定：希少動植物の生息、活断層・水道水源・文教施設等までの距離	39 箇所
↓	
3 次選定：アクセス障害の有無、地域文化保護、放流先・排出重心までの距離	10 箇所
↓	
4 次選定：現地調査、放流先の利水状況・交通影響・建設費等を総合評価	5 箇所

(3)　最終候補地の選定

岩手県では、この選定結果を受け、候補地のある 5 市町において住民説明会を開催するなど御意見等を伺い、この結果を踏まえて平成 27 年 2 月「八幡平市平舘椛沢地区」を最終候補地として八幡平市に受け入れを要請し、平成 27 年 3 月に同市に受諾いただいた。

〔最終候補地の選定経緯〕

住民説明会	：5 市町 12 地区で実施（平成 26 年 11 月～12 月）
受入要請	：「八幡平市平舘椛沢地区」を最終候補地として八幡平市に受け入れを要請（平成 27 年 2 月）
受入表明	：八幡平市が受け入れを受諾（平成 27 年 3 月）
確認書締結	：岩手県と八幡平市との間で確認書を締結（平成 27 年 3 月）

(4)　事業主体の決定

岩手県は、平成 26 年 10 月、いわてクリーンセンターにおいて最終処分場の運営に実績がある事業団に対し、本処分場の事業主体となることについて検討を要請した。事業団では、平成 27 年 7 月にこれを承引し、県は、平成 27 年 9 月、事業団を事業主体として決定した。

2.2　対象事業の内容

2.2.1　対象事業の種類

種類：産業廃棄物管理型最終処分場及び一般廃棄物最終処分場の設置

構造形式：オープン型

2.2.2　対象事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積

総埋立面積：155,259m^2（Ⅰ期：60,318m^2、Ⅱ期：50,250m^2、Ⅲ期：55,398m^2）※

（最終処分場の期数は3期とし、1期当たりの埋立期間は15年間。）

※Ⅰ期とⅡ期、Ⅱ期とⅢ期の埋立地は一部重複するため、これらの合計は総埋立面積と一致しない。

2.2.3　対象事業の実施区域の位置

対象事業実施区域は、図 2.2-1～図 2.2-3 に示すとおりである。

所在地：八幡平市平舘第2地割地内（椛沢筋）

2.2.4　対象事業に係る最終処分場の埋立容量

総埋立容量：約1,830,000m^3（1期当たりの埋立容量：約610,000m^3）

2.2.5　対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

埋立対象物は産業廃棄物及び一般廃棄物とするが、一般廃棄物については災害廃棄物等緊急時のみの受入を想定する。

表 2.2-1　本処分場における埋立対象物

埋立対象物	内容
産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（以上について石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）
一般廃棄物	埋立対象産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物 （災害廃棄物、緊急対応で搬入される自治体からの一般廃棄物、産業廃棄物と一体不可分の状態で搬入される一般廃棄物）

2.2.6　対象事業実施区域の面積

事業実施区域の面積：約680,000m^2

図 2.2-1　対象事業実区域（広域図）

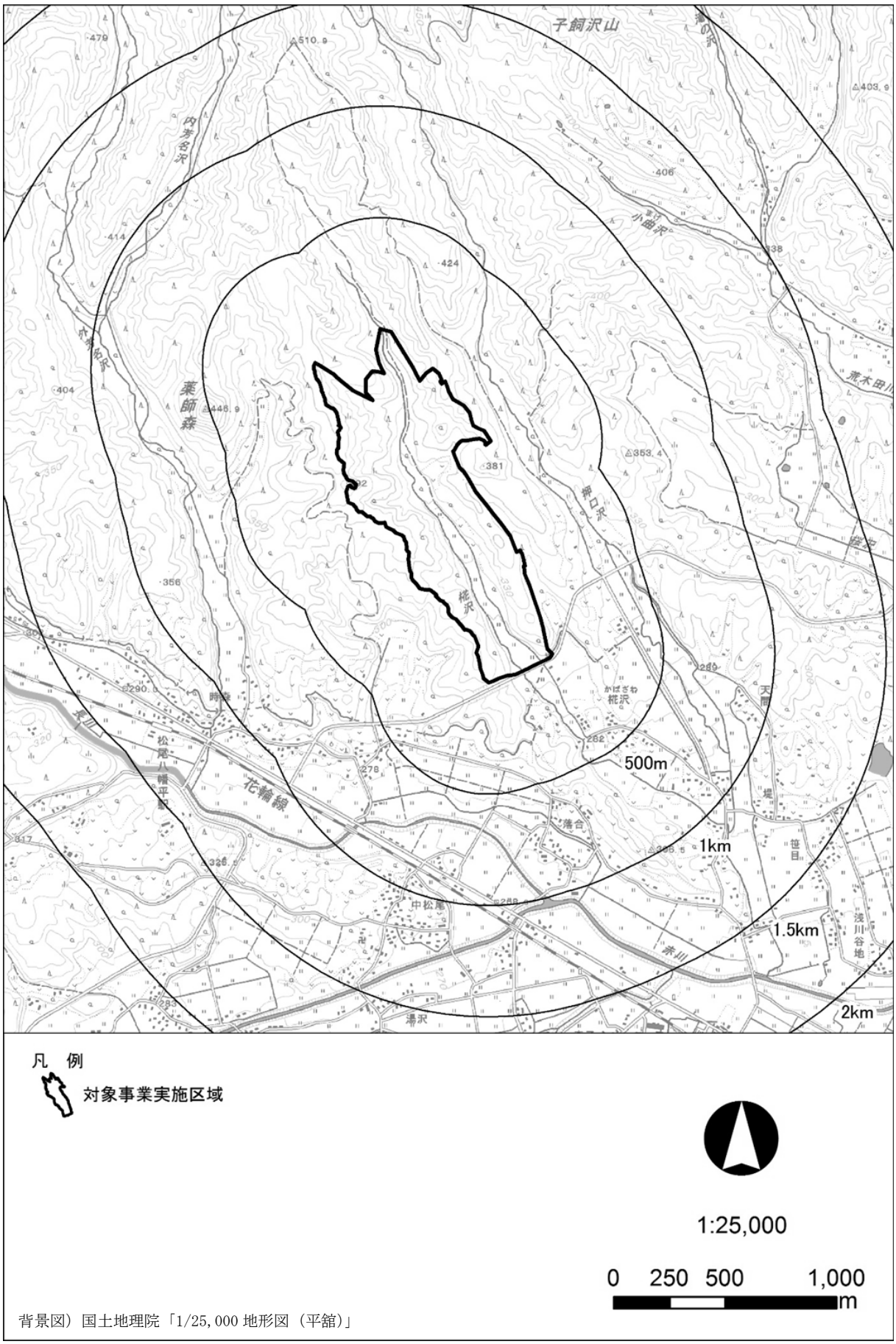

図 2.2-2　対象事業実施区域（周辺図）

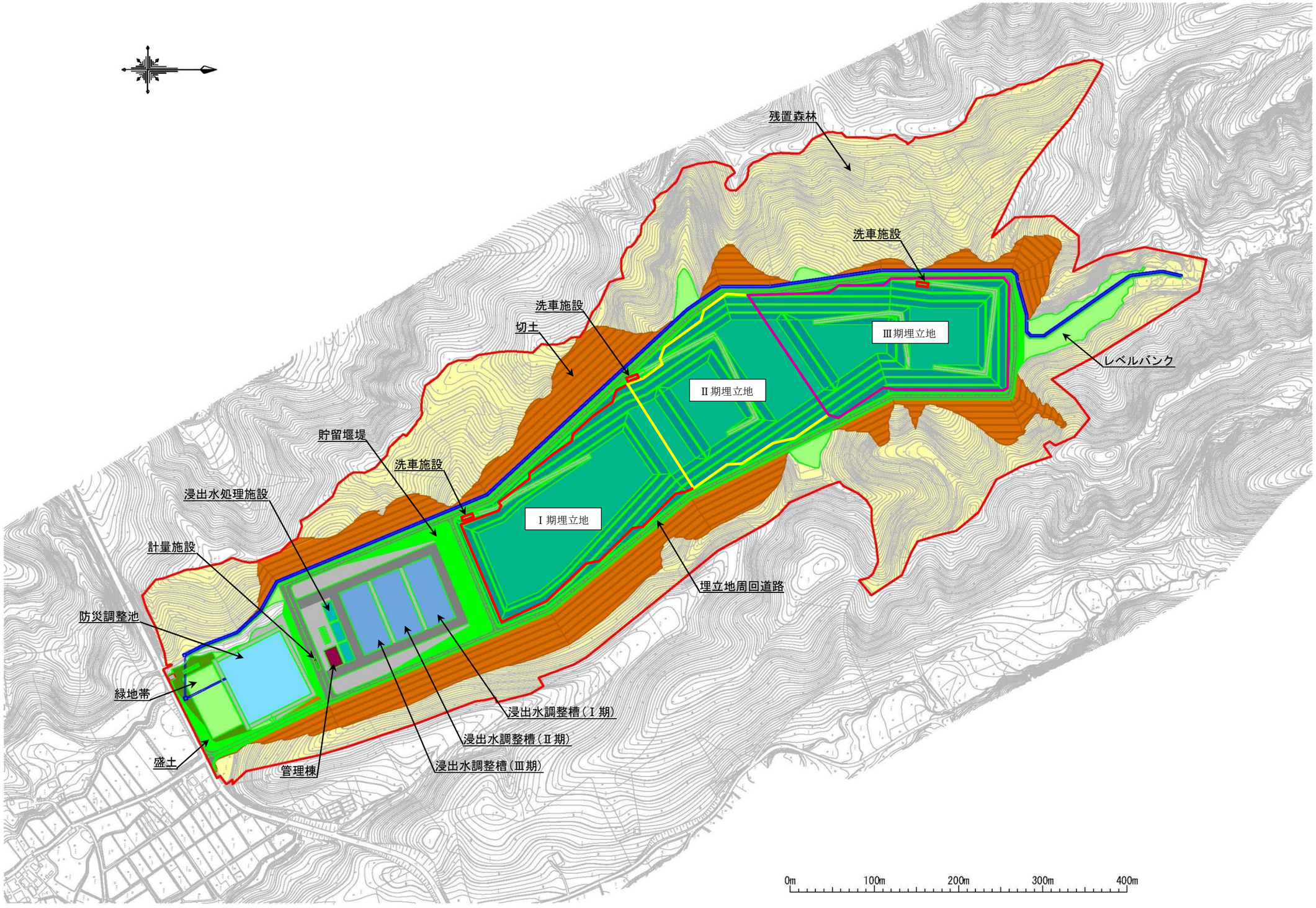

図 2.2-3　対象事業実施区域（詳細図）

2.2.7　対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量

埋立量（覆土量を含む予測結果）は表 2.2-2 のとおりであり、1 期当たり約 610,000m^3、3 期合計約 1,830,000m^3 となる。

表 2.2-2　廃棄物の量及び埋立量（1 期当たり）

項目		単位	合計	埋立品目						
				受託分						自家処理分
				現受託分				焼却残渣相当分		
				ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘ・陶磁器	燃え殻	無機汚泥	その他	燃え殻	ばいじん	水処理汚泥
重量(15年)	埋立量	(t)	617,447	341,325	101,159	79,530	61,997	3,931	20,505	9,000
	中間覆土	(t)	203,758							
	計	(t)	821,205							
容量(15年)	埋立量	(m^3)	447,425							
	中間覆土	(m^3)	127,349							
	計	(m^3)	574,774							
最終覆土		(m^3)	34,486							
合計		(m^3)	609,260							

2.2.8　対象事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

(1)　処分計画

埋立処分は下流側からの埋立を基本とし、覆土は即日覆土、中間覆土及び最終覆土を実施する。

表 2.2-3　埋立方法

埋立方式
➢ 本処分場では、一日の埋立作業をセル方式に準じて実施し、一日当たりの埋立ごみに法面を含めて覆土（即日覆土）を行う。埋立は面的に進行し、ある程度の高さ（3m 程度）及び面積に達した段階で中間覆土を実施する。上記の作業を最上層に達するまで繰り返し行い、埋立が終了した際に最終覆土を実施する。 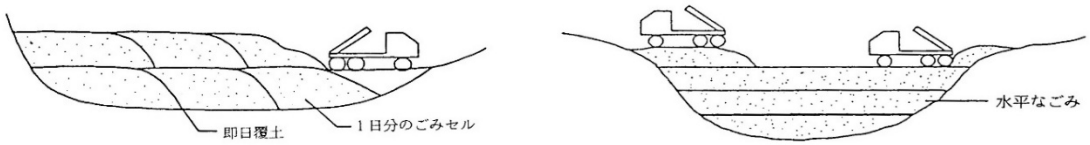   **セル方式（一日の作業）**　　**サンドイッチ方式（定期的な作業）** **埋立方式の概念**
覆土計画
➢ 「埋立地からのごみの飛散防止」「ごみ運搬車の道路地盤の確保」「災害の未然防止」「作業効率の向上」「跡地利用地盤の安定性」を目的として覆土を行う。 【覆土厚さ】 ➢ 即日覆土は、飛散防止や日常の埋立作業効率性の確保のため、ごみの性状及び気象状況等に応じて、日々ごみを覆うように覆土を行う。 ※即日覆土厚さ目安： ・比較的形状の大きい廃棄物：30～50cm 程度 ・破砕廃棄物や焼却残渣：15～20cm 程度 ➢ 中間覆土は、ごみ搬入車の道路地盤、ダンプ踊り場造成や長期間放置される埋立部分の雨水排除を目的とし、厚さ 50cm 程度を基本として覆土を行う。 ➢ 最終覆土は、廃棄物の埋立処分が終わった際に、景観、跡地利用、浸透水の削減等を目的として、厚さ 1.0m 程度で覆土を行うこととする。ただし、跡地利用方法に応じて覆土材及び量は再度検討する。 【覆土材】 ➢ 覆土材は、建設工事の残土を使用する。

(2) 施設計画

1) 施設配置計画

施設配置は、各施設計画に基づき、必要な約 1,830,000m³ の埋立容量を確保し、安全性、経済性等を総合的に勘案して計画した。

施設配置に係る各種条件の概要を表 2.2-4 に示す。計画平面図は前出の図 2.2-3 に示すとおりである。

表 2.2-4 (1) 施設配置条件等

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>施設規模及び期数</td><td>施設規模：約 61 万m³／1 期、期数：3 期　（埋立地は段階的に整備）
3 期分の埋立地を効率的に整備するために、付替水路や埋立地周回道路はⅠ期整備時に全て整備する。</td></tr>
<tr><td>構造形式</td><td>オープン型</td></tr>
<tr><td>造成法面勾配</td><td>・埋立地法面勾配　1：2.0 以上
・埋立地外切土法面勾配：岩手県循環型地域社会の形成に関する条例施行規則、及び、平成 27 年度八幡平市平舘（椛沢）地区地質調査業務委託報告書（平成 28 年 3 月　岩手県）に基づく切土法面勾配から設定する。
0m～ 5m　1:1.5
5m～10m　1:1.5
10m～15m　1:1.6
20m 以上　1:1.8</td></tr>
<tr><td>管理棟・計量棟</td><td>・受入計量設備は、管理、運用面を考慮し、2 基設置する。
・管理棟と計量棟は別棟とする。</td></tr>
<tr><td>浸出水調整設備</td><td>埋立地に降った雨は、浸出水となって埋立地の下流側に集まることから、埋立地の下流側に配置することが一般的である。このため、埋立地の下流側に配置する計画とする。
浸出水調整設備は、構造物の長期耐久性のリスクやライフサイクルコスト等を考慮し、期毎に施設整備を行う計画とする。期毎の浸出水処理量と浸出水調整容量は概ね以下のとおりである。
<table><tr><th></th><th>処理量
(m³/日)</th><th>調整容量
(m³)</th><th>集水面積
(m²)</th></tr><tr><td>Ⅰ期</td><td>180</td><td>18,800</td><td>62,800</td></tr><tr><td>Ⅱ期</td><td>140</td><td>14,400</td><td>48,100</td></tr><tr><td>Ⅲ期</td><td>170</td><td>17,100</td><td>57,800</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>防災調整設備</td><td>貯留した雨水等の排水を考えた場合、事業用地の下流側に設置することが有利で、かつ、一般的であることから、事業用地の下流側に配置する。
防災調整設備容量は、『岩手県林地開発許可技術基準』に基づき設定する。
・降雨強度：30 年確率降雨強度　(68.06mm/h)
・防災調整設備容量：約 54,000m³</td></tr>
</table>

表 2.2-4 (2)　施設配置条件等

項目	内容
道路・動線	・廃棄物運搬車両は、市道から搬入道路に入り、計量施設で計量を行い、場内道路を通り、埋立地に廃棄物を搬入する計画とする（図 2.2-11 参照）。なお、入口付近には、市道から搬入道路に入る左折専用レーンを事業用地内に設ける。 ・埋立地の周囲には、主に維持管理を目的とした埋立地周回道路を配置する。 ・最終処分場を設置することで既存の農道、林道が寸断されるが、これらの道路を使用して出入りする土地は全て処分場用地とする計画のため、付替道路の整備は不要となる。
既存沢の代替水路	本処分場を設置することで寸断される既存の沢水は、下流域において農業用水としての利用も行われている。このため、本処分場を設置することで寸断される既存の沢水を下流域に渡すための代替水路を埋立地の右岸側に付け替える計画とする。
緑地帯	防災調整設備付近の平場は、目隠し効果も得られることから緑地帯を計画する。

2)　埋立地造成計画

埋立地は、3 期に分けて埋立を行うものとし、前述のとおり 1 期当たりの埋立容量は約 61 万 m^3 で 3 期合計約 183 万 m^3 とする。

また、造成は、切土または盛土で行うことを基本とし、当該地の地形や地質を勘案して、法面の勾配を設定する。

造成法面勾配の一覧を表 2.2-5 に示す。

表 2.2-5　造成法面勾配

埋立地内	切土法面	1:2.0 以上
	盛土法面	1:2.0 以上
埋立地外	切土法面	0m～ 5m　1:1.5 5m～10m　1:1.5 10m～15m　1:1.6 20m 以上　1:1.8
	盛土法面	1:2.0

3)　貯留構造物

廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するため貯留構造物を設ける。貯留構造物の構造形式は、基礎地盤の良否に大きく左右されず、経済性に優れたアースダムとする。

なお、貯留構造物に求められる機能は以下のとおりである。

・廃棄物の貯留機能
・浸出水の流出遮断機能
・浸出水の集水・取水機能
・洪水調節機能

4)　遮水工

浸出水による周辺地下水の水質汚濁を防止するため、遮水工を設ける。

本処分場における遮水工の構造を図 2.2-4 に示す。

なお、遮水工に求められる機能は以下のとおりである。

・遮水機能

・損傷防止機能

・漏水通過時間確保機能、汚染軽減機能

・損傷モニタリング機能

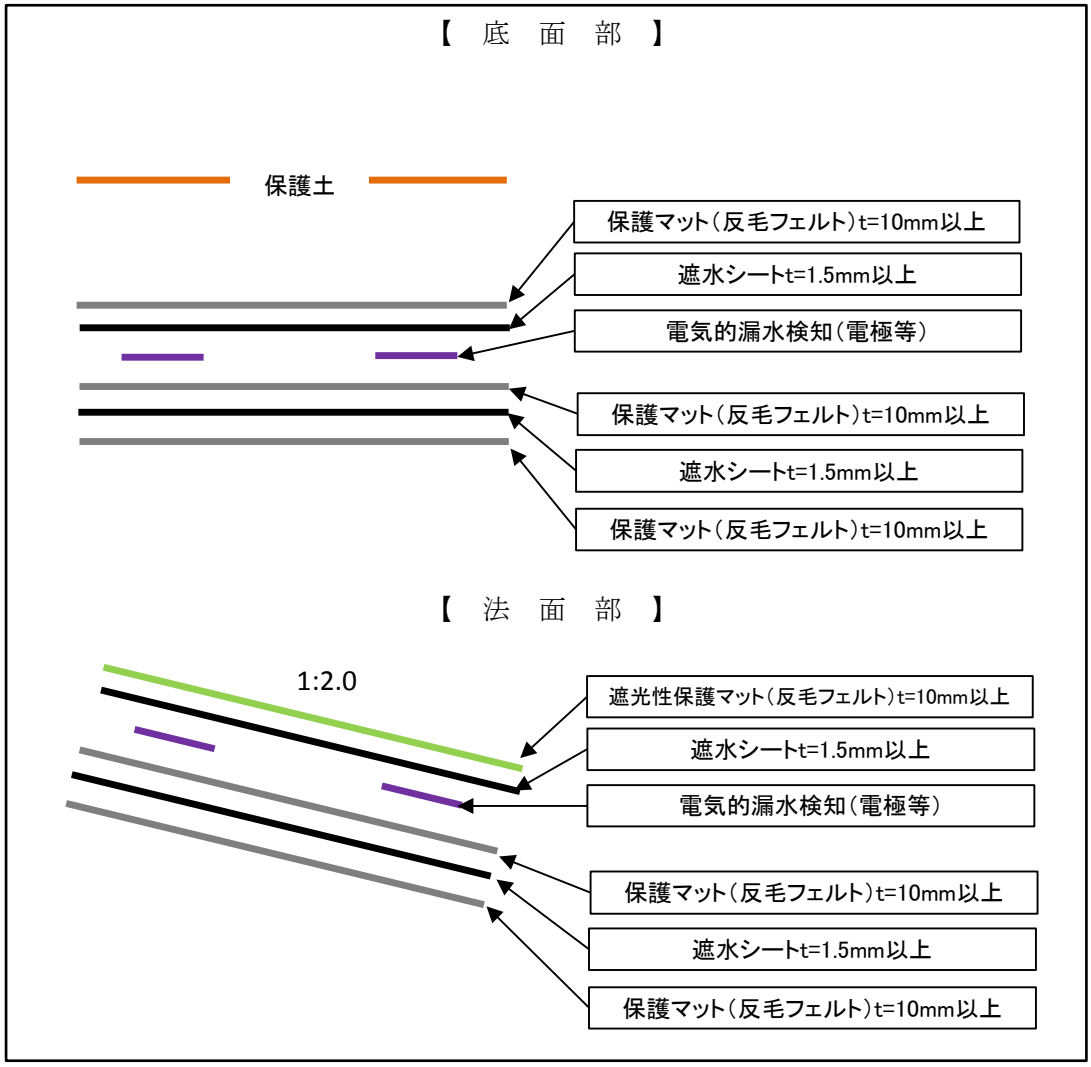

図 2.2-4　遮水工の構造

5)　浸出水集排水設備

埋立地内に降った雨が廃棄物層を通過することにより生成される汚水、廃棄物自体の保有水や発酵過程で生じる分解水等の浸出水を集水し、導水するため浸出水集排水設備を設ける。

6) 浸出水処理施設

浸出水を一時的に貯留し、水質・水量を均一化させる浸出水調整設備と、浸出水が計画放流水質を満たすように処理を行う浸出水処理設備を設ける。

a) 施設規模

浸出水処理施設（浸出水調整設備及び浸出水処理設備からなる施設）の施設規模は表 2.2-6 に示すとおりである。

表 2.2-6 期ごとの施設規模

	浸出水処理設備	浸出水調整設備
第Ⅰ期	180 m^3/日	18,800 m^3
第Ⅱ期	140 m^3/日	14,400 m^3
第Ⅲ期	170 m^3/日	17,100 m^3

b) 放流先

放流先は、農業用の利水や漁業権の設定がない一級河川赤川とする。

c) 放流水質（維持管理計画値）の設定

放流水の水質は表 2.2-7 に示す値を遵守する。

表 2.2-7　放流水質（維持管理計画値）

項目	単位	基準省令※1	放流水質 （維持管理計画値）
アルキル水銀化合物	(mg/L)	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005	0.005
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.03	0.03
鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
有機燐化合物	(mg/L)	1	1
六価クロム化合物	(mg/L)	0.5	0.5
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
シアン化合物	(mg/L)	1	1
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	0.003	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02	0.02
チウラム	(mg/L)	0.06	0.06
シマジン	(mg/L)	0.03	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2	0.2
ベンゼン	(mg/L)	0.1	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5	0.5
ほう素及びその化合物	(mg/L)	50	50
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	15	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/L以下	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/L以下
水素イオン濃度（水素指数）	－	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	60	60
化学的酸素要求量	(mg/L)	(90)	90※2
浮遊物質量	(mg/L)	60	60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	(mg/L)	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	(mg/L)	30	30
フェノール類含有量	(mg/L)	5	5
銅含有量	(mg/L)	3	3
亜鉛含有量	(mg/L)	2	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	10	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	10	10
クロム含有量	(mg/L)	2	2
大腸菌群数	(個/cm^3)	3,000	3,000
窒素含有量	(mg/L)	(120(日間平均60))	(120(日間平均60))※3
燐含有量	(mg/L)	16(日間平均8)	16(日間平均8)
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10	10

※1：　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）
ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 1 月 14 日総理府令・厚生省令第 2 号）

※2：　海洋・湖沼に排出する場合に適用される基準であり本処分場には適用されないが、施設の維持管理上、維持管理計画値に含めるもの。

※3：　特定の海域及びこれらに流入する公共用水域に排出する場合に適用される基準であり本処分場には適用されないが、施設の維持管理上、維持管理計画値に含めるもの。

d)　処理設備

浸出水処理施設は、表 2.2-8 に示す設備構成を基本とする。なお、原水の水温は低温になることも予測されることから、必要に応じて加温装置を設置する。

表 2.2-8　処理設備の概要

設備		内容
浸出水調整設備	流入調整設備	流入する浸出水の水量及び水質の変動を緩和し、安定して処理できるものとする。
浸出水処理設備	アルカリ凝集沈殿設備	浸出水におけるSS及びカルシウムを安定して除去できるものとする。
	生物処理設備	浸出水における BOD や COD を安定して除去できるものとする。
	凝集沈殿設備	コロイド状の SS 等を安定して除去できるものとする。また、SS だけではなく COD に対する砂ろ過や活性炭吸着設備への負荷低減ができるものとする。
	砂ろ過設備	ダイオキシン類に対する原水水質変動への安全対策として、ダイオキシン類を除去できるものとする。
	活性炭吸着設備	ダイオキシン類に対する原水水質変動への安全対策として、ダイオキシン類を除去できるものとする。
	消毒設備	処理水を十分消毒し、殺菌できるものとする。また、放流設備では、処理水を公共用水域に放流できるものとする。
	汚泥処理設備	浸出水処理施設から排出される汚泥を濃縮、脱水できるものとする。

e)　処理時間

処理時間は、以下を基本とする。

・汚水処置：週 7 日、24 時間/日

・汚泥処理：週 5 日、5 時間/日

f)　施設配置

浸出水処理施設は、表 2.2-9 に示す面積で設定する。

表 2.2-9　面積の概要（基本案）

施　設	設　備	面　積（1 期当たり）
浸出水処理施設	浸出水調整設備	約 5,000m^2（100m×50m）
	浸出水処理設備	約 450m^2（30m×15m）

7)　地下水集排水設備

地下水により遮水工が損傷するおそれがあるため、地下水集排水設備を設ける。

地下水集排水設備の各種条件は以下のとおりである。

・埋立地内への地下水の浸入を防ぐ構造とし、底面及び法面に配置する。

・小段及び法面部の地下水集水管は、底面の支線及び幹線に接続する。

・集排水された地下水は、防災調整設備に誘導する。

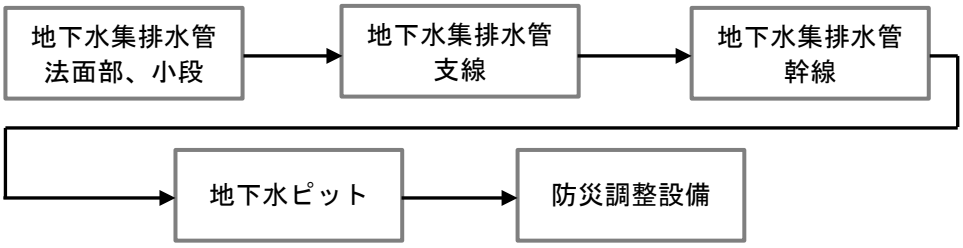

図 2.2-5　地下水集排水の流れ

8)　雨水集排水設備

埋立地周辺雨水の埋立地内への侵入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して、雨水集排水設備を設ける。

雨水集排水設備の各種条件は以下のとおりである。

・降雨強度及び流出係数は、岩手県林地開発許可技術基準に準拠する。

・10 年確率降雨量に対応可能な水路とする。

・集水方法は外周水路（U型水路）による集排水とする。

・将来施工区画には仮設沈砂池を設け、当該範囲の雨水はバイパス管を経由し防災調整設備へ導水する。

9)　防災調整設備

開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがあるため、防災調整設備を設ける。

防災調整設備の容量は、約 54,000m^3 とする。

・必要調整容量　　：49,925m^3

・貯砂容量　　：　3,600m^3

・防災調整設備容量：53,525m^3

10)　埋立ガス処理設備

埋め立てる廃棄物をできるだけ好気的に保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するとともに、埋立地から発生するガスを速やかに排除するため、埋立ガス処理設備を設ける。

11)　場内散水設備

散水設備は覆土土砂の粉じん対策や防火設備の補助的設備として設置する。

12)　受入計量設備

最終処分場が受け入れる廃棄物の量と質を適切に管理するため、受入計量設備を設ける。

一般的には、最終処分場の搬入口に近い位置にトラックスケールと管理棟を設け、搬入物の計量や搬入監視を効率的に行うことが多く、本処分場においても搬入口付近に管理棟及び計量棟を別棟として近接させて設置する計画とする。

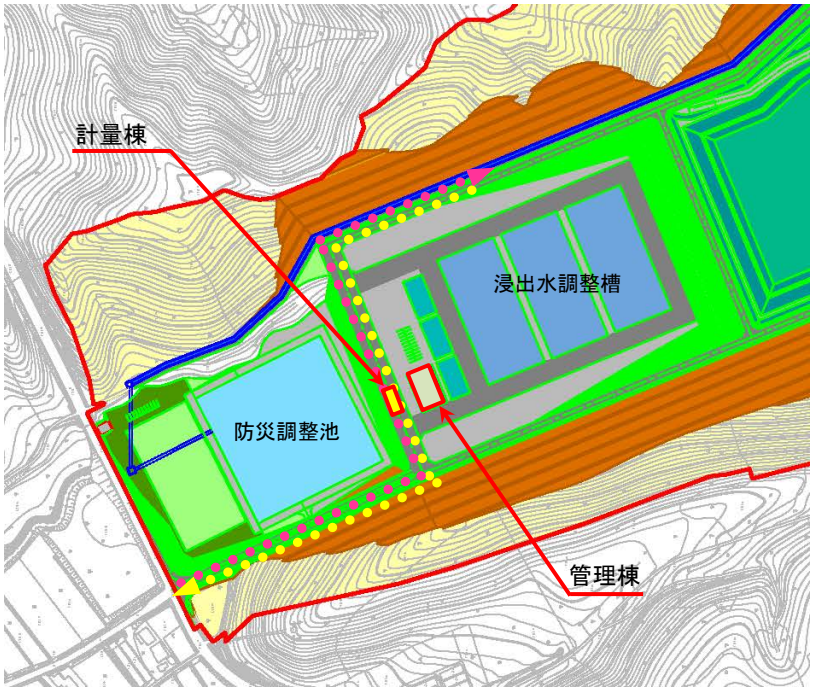

図 2.2-6　計量棟の配置位置

13)　管理棟

管理棟は、最終処分場の環境保全、安全性の確保、計画的な運営のために各施設や作業を統合管理するために設ける。

14)　付替道路

本処分場を設置することで既存の農道、林道が寸断されるが、これらの道路を使用して出入りする土地は全て処分場用地とする計画のため、付替道路の整備は不要とする。

15)　管理用道路及び場内道路

管理用道路及び場内道路として、表 2.2-10 に示す道路を設置する。

表 2.2-10　道路の種類

種類	内容
搬入道路	市道より敷地内～受入計量設備～埋立地入り口までの道路。
埋立地周回道路	本処分場の全体を巡回して点検するために埋立地の外周を一巡できる道路。
場内道路	埋立地内に設置する道路。

16)　地下水モニタリング設備

供用開始後、遮水工の破損による遮水機能の低下に伴い、未処理の浸出水が流出していないか監視することを目的に地下水モニタリング設備を設ける。

地下水モニタリング設備は、埋立地の上流側及び下流側に各 1 箇所、合計 2 箇所に設置する。

図 2.2-7　地下水モニタリング設備の設置位置

17)　その他付帯設備

a)　洗車設備

洗車設備は、搬入車両が埋立地から出る際に搬入車両に付着した廃棄物や土などの持ち出しを防止するために設置する。

洗車方法は、車体に付着した廃棄物を確実に洗浄でき、かつ面積を要さない高圧洗浄とする。また、洗車排水は、浸出水調整設備に排水し、浸出水処理設備で処理を行う。

b)　飛散防止設備

飛散防止設備は、埋立廃棄物の飛散を防止し、周辺環境を保全するために設置する。

各種条件は以下のとおりである。

・本処分場は埋立地外周に外周道路を設けるが、外周道路からの埋立地管理を容易にするため、外周道路外縁に飛散防止設備を設ける。

・飛散防止設備は高さ 1.8mのネットフェンスとする。

c)　上水道・生活排水処理設備

上水は、処分場搬入口付近に設置する取合点から、管理棟付近に設置する受水槽を経て、管理棟及び浸出水処理施設等で使用する。

また、管理棟、計量棟及び浸出水処理施設から排出される生活排水は、浄化槽で処理後、浸出水処理施設からの処理水と合わせて一級河川赤川へ放流する。

d)　門・囲障設備

本処分場の出入口には門扉を設け、1 日の作業が終わって管理要員などが退場する際は必ず閉扉の上施錠して、人がみだりに最終処分場に立ち入らないよう運営する。

各種条件は以下のとおりである。

・最終処分場を取り囲む範囲に設置する。

・囲障設備は侵入防止として高さ 1.8mのネットフェンスとする。

2.2.9　対象事業に係る最終処分場の放流水の放流先

処理水の放流先は、農業用の利水や漁業権の設定がない一級河川赤川とする。

処理水排水の放流ルートを図 2.2-8 に示す。

なお、処理水放流設備は以下を計画する。

・放流方式は、自然流下方式とする。

・処理水量は、第Ⅲ期までの「浸出水処理能力」の最大値（432m³/日）とする。

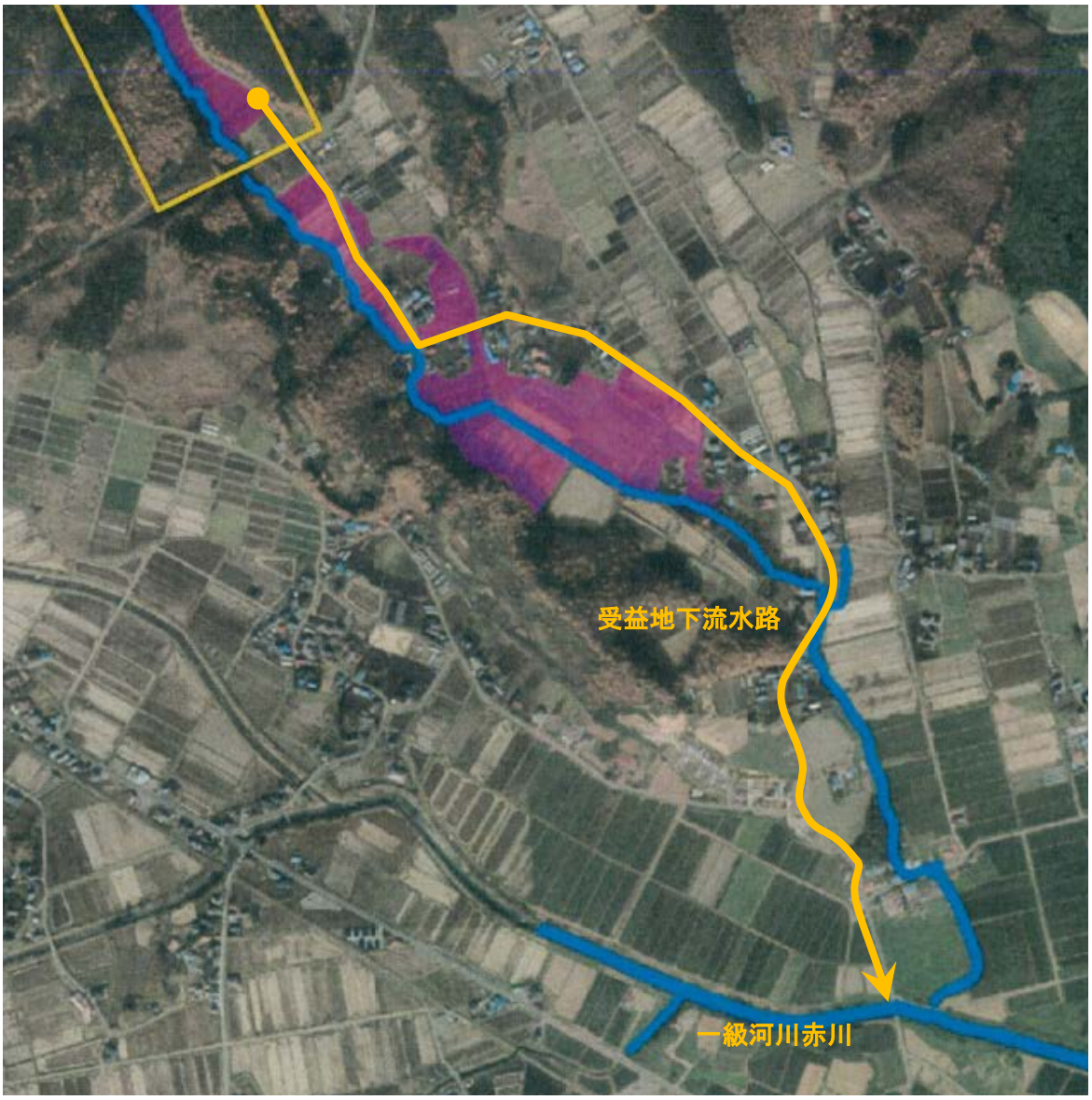

図 2.2-8　放流ルート

2.2.10　対象事業の工事計画の概要

(1)　概略事業計画

概略事業計画の基本的条件を以下に示す。

1)　計画目標年次と埋立期間

本処分場における埋立は3期に分けて行うものとし、全体で計45年間の計画とする。

表 2.2-11　計画目標年次

期	計画目標年次
Ⅰ期	平成35年度(2023年)～平成49年度(2037年)　(計15年間)
Ⅱ期	平成50年度(2038年)～平成64年度(2052年)　(計15年間)
Ⅲ期	平成65年度(2053年)～平成79年度(2067年)　(計15年間)

2)　工事工程

3期分の埋立地を効率的に整備するために、付替水路や埋立地管理用道路等、Ⅰ期整備時に全て整備するものと、期毎に整備するものに区分される。期毎に整備するものはⅠ期、Ⅱ期の埋立完了前にそれぞれⅡ期、Ⅲ期分を整備する必要がある。

本処分場における主要施設の整備時期の一覧を表 2.2-12 に、概略の工事工程を表 2.2-13 に示す。

表 2.2-12　主要施設の整備時期一覧

種類	主な設備	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	整備時期
主要設備	貯留構造物	○	－	－	Ⅰ期整備時に設置
	遮水工	○	○	○	期毎に整備
	浸出水集排水設備	○	○	○	期毎に別途整備（下流堰堤貫通部のみ各期分先行整備）
	浸出水調整設備	○	○	○	期毎に別途整備（各期新設）
	浸出水処理設備	○	○	○	期毎に別途整備（各期新設）
	処理水放流設備	○	－	－	Ⅰ期整備時に想定最大流量分を整備
	地下水集排水設備	○	○	○	期毎に整備（延伸）
	雨水集排水設備	○	－	－	Ⅰ期整備時に全範囲分を整備
	埋立ガス処理設備	○	○	○	期毎に整備（維持管理時の延伸）
	場内散水設備	○	－	－	Ⅰ期整備時に散水車を配置
管理施設	計量設備	○	－	－	Ⅰ期整備時に設置
	管理棟	○	－	－	〃
	管理道路	○	－	－	Ⅰ期整備時に全範囲分を整備
	場内道路	○	○	○	期毎に整備
	地下水モニタリング設備	○	－	－	Ⅰ期整備時に全範囲を網羅する上下流井戸を整備
関連施設	防災調整設備	○	－	－	Ⅰ期整備時に全期完了の形状で設置
	洗車設備	○	○	○	期毎に整備
	飛散防止設備	○	○	○	〃
	門・囲障設備	○	○	○	〃
	付替水路	○	－	－	Ⅰ期整備時に付替え

表 2.2-13　概略工事工程

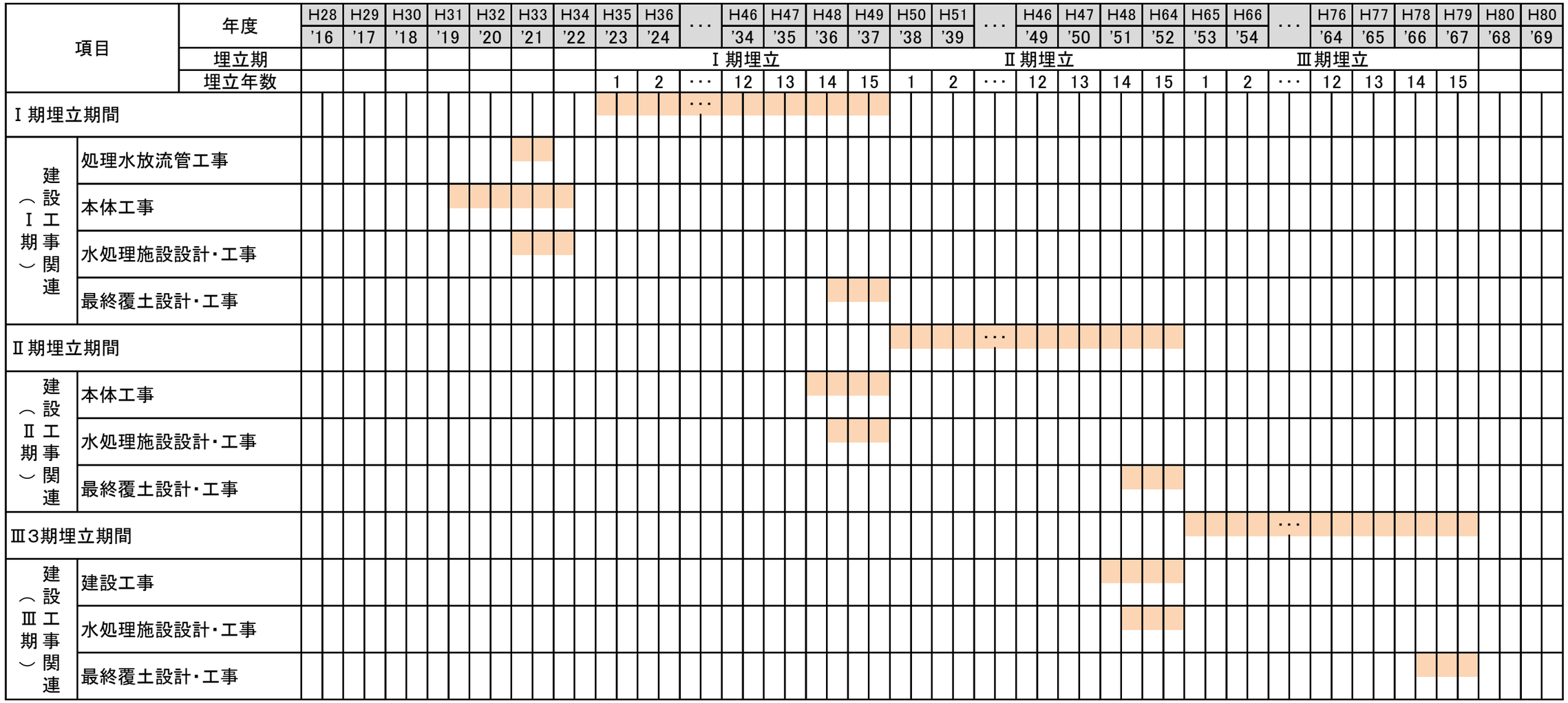

3) 概略工事手順

Ⅰ期整備時までの概略の工事手順は以下のとおりである。

本体工事により既存水路が取り壊しになる前に付替水路工事を実施する。その後、工事中の濁水及び洪水防止のため、防災調整設備を先行して整備し、続けて本体造成工事を行う。また、造成工事に合わせて地下水集排水設備工事を行い、造成完了後、遮水工、浸出水集排水設備及び雨水集排水設備等の関連工事を実施する。浸出水調整設備は造成工事に合わせて実施し、浸出水処理設備、管理棟設備及び計量設備は造成完了後に整備する。

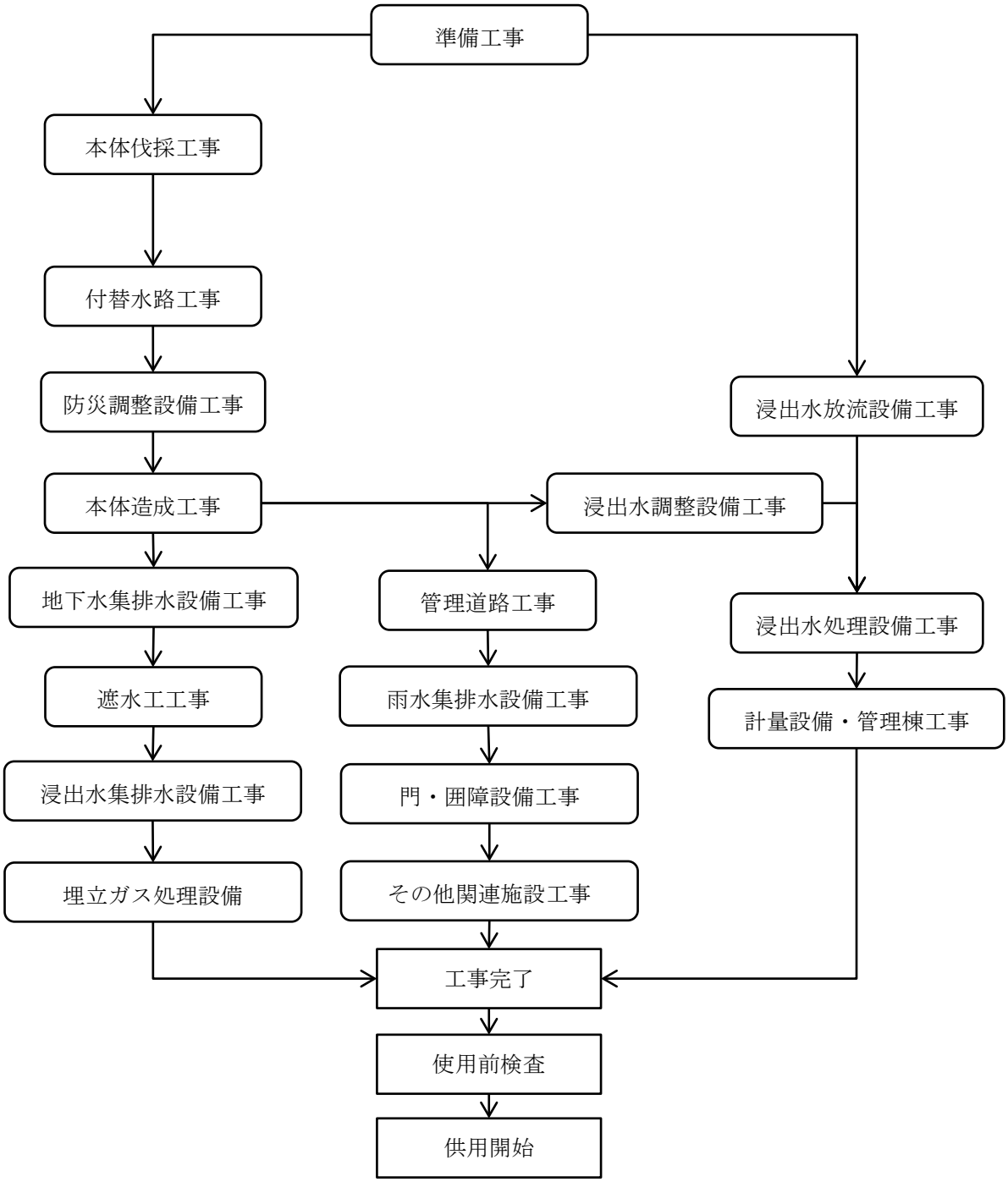

図 2.2-9　工事手順

(2)　造成計画

1)　土工量

本事業の造成では、切土量及び盛土量の場内バランスを図り、施設外へ搬出する残土量を極力少なくする計画とする。

2)　仮設沈砂池

埋立地北側の将来整備区画への降水は仮設沈砂池に一旦集水し、沈砂後の上水を排水する。ここでは、将来整備区画の 10 年確率降雨に対応する規模の沈砂池を設ける。

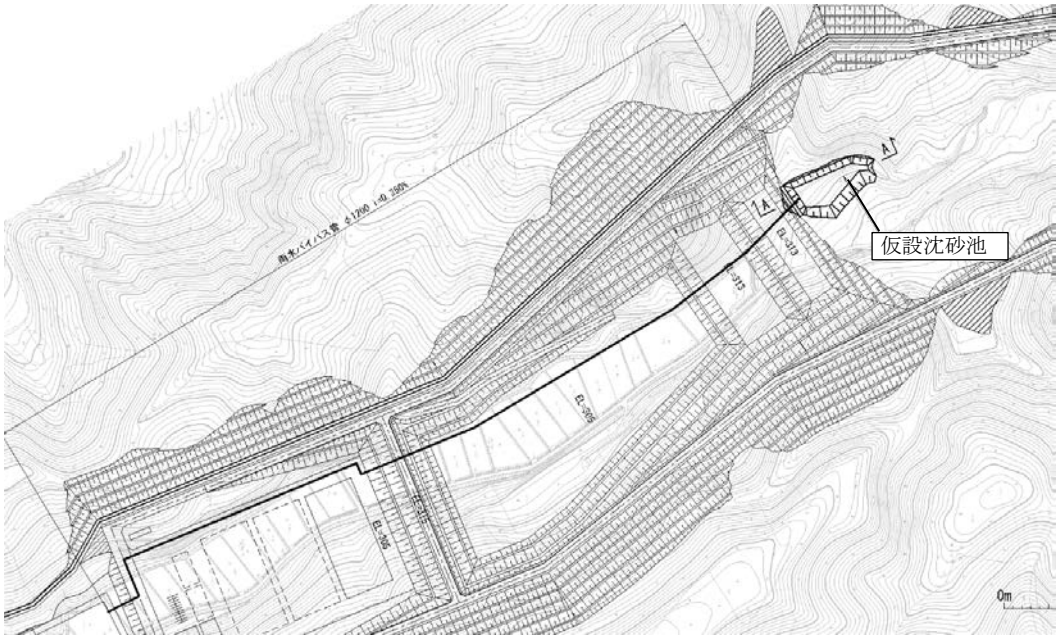

図 2.2-10　仮設沈砂池（例：Ⅰ期整備時）

3)　濁水処理設備

施工時には、降雨時に発生する濁水やコンクリート打設時の洗い水によるアルカリ排水に対し処理を行った上で排水する。濁水に対しては、凝集剤やシックナー等を用い処理し、アルカリ排水は炭酸ガス等により pH 調整する。

管理項目は、浮遊物質量（SS）及び水素イオン濃度（pH）であり、水質汚濁防止法に基づく管理基準値は表 2.2-14 のとおりである。

濁水処理水は、対象事業実施区域を流れる椛沢へ放流する計画である。

表 2.2-14　管理基準値（参考）

項目	単位	基準値
pH	-	5.8～8.6
SS	mg/L	200（日間平均 150）

4)　工事用車両

工事用車両の運行経路を図 2.2-11 に示す。工事用車両の運行経路は国道 282 号から市道新時森線に入り、処分場整備地に至る経路とする。

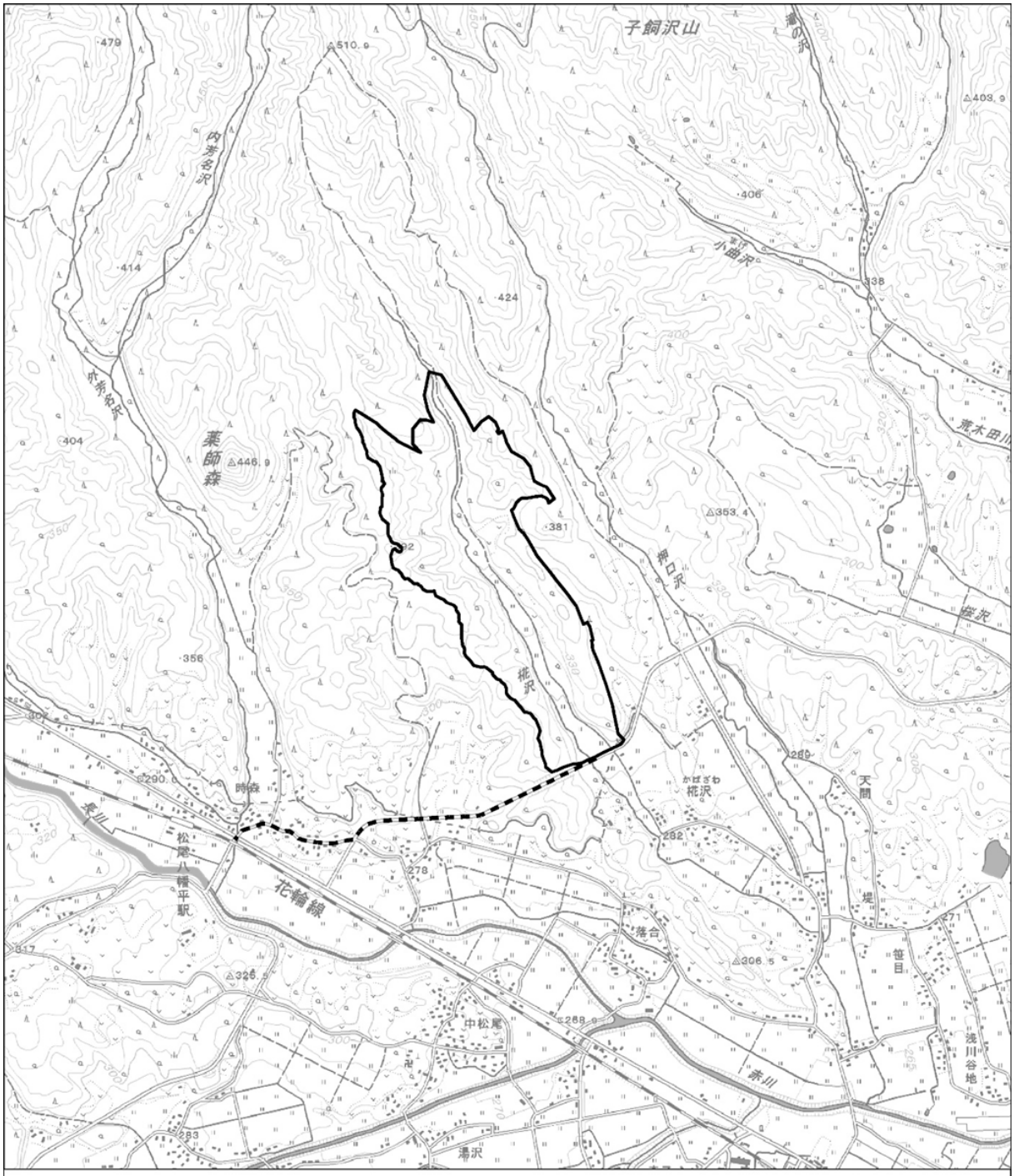

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 2.2-11　工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行経路

2.3　環境配慮事項及び環境保全対策

本事業で遵守すべき法令による基準等、環境基準の達成や自然環境等の保全のために配慮すべき事項及びこれに対する環境保全対策について以下に示す。

2.3.1　遵守すべき法令による基準等

・放流水の排水基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法
・埋蔵文化財の保全：文化財保護法
・土地の形質変更の届出：岩手県景観計画

2.3.2　環境基準達成のために配慮すべき事項

(1)　大気汚染

・建設機械の稼働に関する配慮
・工事用車両の走行に関する配慮
・廃棄物運搬車両の走行に関する配慮

(2)　騒音

・工事用車両の走行に関する配慮
・廃棄物運搬車両の走行に関する配慮

(3)　水質（健康項目、ダイオキシン類）

・放流水の水質に関する配慮

(4)　底質（ダイオキシン類）

・放流水の水質に関する配慮

2.3.3　自然環境等の保全のために配慮すべき事項

(1)　植物、動物

・注目すべき植物種、動物種ごとの適切な配慮
・造成等による水質（濁水）に関する配慮

(2)　景観

・岩手県景観計画の景観形成基準（一般地域、自然景観地区）に関する配慮

2.3.4　環境保全対策

環境基準の達成や自然環境等の保全のために配慮すべき事項に対する具体的な環境保全対策を以下に示す。

(1)　工事中

1)　大気汚染

・排出ガス対策型の機械を使用し、建設作業に伴う排出ガスの発生を抑制する。
・建設機械のアイドリングストップを励行する。
・建設機械の整備・点検を徹底する。
・施工方法や工程等の検討により建設機械の集中稼働を回避する。
・場内制限速度を設け、工事用車両走行時の粉じんの巻き上げを抑制する。
・工事用車両のアイドリングストップを励行する。
・工事用車両の整備・点検を徹底する。
・工事用車両は最新規制適合車の使用に努める。
・タイヤの泥落とし機を設置し、公道での工事用車両による粉じんの発生を防止する。
・工程等の管理や配車の計画を行うことにより工事用車両の集中を回避する。

2)　騒音

・低騒音型の機械の使用等により、建設作業に伴う騒音の発生を抑制する。
・場内制限速度を設け、工事用車両走行時の騒音の発生を抑制する。
・工事用車両のアイドリングストップを励行する。
・工事用車両の整備・点検を徹底する。
・工程等の管理や配車の計画を行うことにより工事用車両の集中を回避する。

3)　振動

・低振動型の建設機械の使用等により、建設作業に伴う振動の発生を抑制する。
・工事資材等の搬入が極端に集中しないように、搬入時期や時間の分散に努める。
・場内制限速度を設け、工事用車両走行時の振動の発生を抑制する。

4)　水質

・仮設沈砂池の設置により施工中における濁水の流出を未然に防止する。

5)　植物

・注目すべき植物種、群落の種類により適切な保全対策を検討し実施する。

6)　動物

・注目すべき動物種、生息地の種類により適切な保全対策を検討し実施する。

(2) 施設の存在、供用時

1) 大気汚染

・排出ガス対策型の機械を使用し、埋立作業に伴う排出ガスの発生を抑制する。
・埋立作業の効率化、平準化に努めることで、排出ガスの発生を抑制する。
・埋立が終了した区画については、速やかに覆土を施す。
・タイヤの泥落とし機を設置し、公道での廃棄物運搬車両による粉じんの発生を防止する。
・場内制限速度を設け、廃棄物運搬車両走行時の粉じんの巻き上げを抑制する。
・廃棄物運搬車両のアイドリングストップを励行する。
・廃棄物運搬車両は最新規制適合車の使用に努める。

2) 騒音

・騒音が発生する機械は低騒音型とするなど、騒音対策を行う。
・埋立作業の効率化、平準化に努めることで、騒音の発生を抑制する。
・場内制限速度を設け、廃棄物運搬車両走行時の騒音の発生を抑制する。
・廃棄物運搬車両のアイドリングストップを励行する。

3) 振動

・低振動型の建設機械の使用等により、埋立作業に伴う振動の発生を抑制する。
・埋立作業の効率化、平準化に努めることで、振動の発生を抑制する。
・場内制限速度を設け、廃棄物運搬車両走行時の振動の発生を抑制する。

4) 悪臭

・臭気を発生する腐敗物等の廃棄物の埋立を行わない。
・埋立が終了した区画については、速やかに覆土を施す。

5) 水質

・浸出水処理施設を設置し適正な維持管理を行う。

6) 底質

・浸出水処理施設を設置し適正な維持管理を行う。

7) 景観

・建物は、周辺地域の景観と調和した形状、色彩とする。

第3章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1　自然的状況

3.1.1　気象、大気質、騒音、振動その他大気に係る環境の状況

(1)　気象

対象事業実施区域に最も近い気象観測所（気温・降水量・風・日照・雪を計測している観測所）である岩手松尾観測所（八幡平市野駄地区、対象事業実施区域から南約 2.2km）における気象観測結果を表 3.1-1 及び表 3.1-2 に、風配図を図 3.1-1 に、対象事業実施区域及びその周辺の気象観測所の位置を図 3.1-2 に示す。

年平均気温の 10 年間の平均値は 9.5℃であり、年降水量の平均は 1060.0㎜ である。

また、平成 27 年の年平均気温は 10.3℃であり、月別の平均気温は 7 月が最も高く、1 月が最も低い。年間降水量は 958.0㎜ であり、8 月が最も多く、1 月が最も少ない。平均風速は 2 月から 6 月にかけて若干高くなる傾向があり、風向は 1～3 月及び 9～12 月は西～西北西の風が、4～8 月は東南東～南南東の風が卓越している。

表 3.1-1　気象概況（岩手松尾観測所）

項目 / 年	気温(℃)			年降水量(㎜)	風速(m/s)		最多風向	日照時間(h)	雪(cm)	
	年平均気温	最高気温	最低気温		平均風速	最大風速			降雪の合計	最深積雪
平成 18 年	9.3	34.0	-18.5	1087.0	1.8	10.0	西北西	1466.2	496	62
平成 19 年	9.4	35.1	-11.8	1191.0	1.6	8.0	西北西	1729.0	264	33
平成 20 年	9.4	32.0	-16.2	868.5	1.7	10.0	西北西	1729.5	400	39
平成 21 年	9.5	31.5	-17.8	1038.0	1.8	10.8	西北西	1683.6	409	58
平成 22 年	10.0	35.5	-18.7	1406.0	2.0	12.8	西北西	1555.8	395	54
平成 23 年	9.3	33.7	-17.8	1030.0	2.1	13.8	南東	1695.5	397	75
平成 24 年	9.4	35.2	-18.4	860.5	2.1	12.5	西北西	1680.2	416	47
平成 25 年	9.3	33.5	-17.3	1172.0	2.1	14.4	南東	1643.8	285	36
平成 26 年	9.2	33.0	-17.3	988.5	2.0	12.4	西北西	1774.6	393	32
平成 27 年	10.3	35.5	-13.4	958.0	2.1	12.8	西北西	1860.4	324	37
平 均	9.5	33.9	-16.7	1060.0	1.9	11.7	－	1681.9	378	47

資料)気象統計情報（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）

表 3.1-2　平成 27 年の月別の気象状況（岩手松尾観測所）

項目 / 月	気温(℃)			降水量 (mm)	風速(m/s)		最多風向	日照時間 (h)	雪(cm)	
	月平均気温	最高気温	最低気温		平均風速	最大風速			降雪の合計	最深積雪
1 月	-2.3	5.2	-13.0	27.5	2.0	9.6	西北西	101.6	78	31
2 月	-0.6	8.8	-13.0	38.5	2.6	10.9	西北西	119.8	74	37
3 月	3.3	17.2	-6.9	107.5	2.4	10.1	西北西	172.6	52	17
4 月	9.5	28.8	-4.3	72.0	2.8	12.8	南東	200.3	0	0
5 月	15.6	30.2	1.6	46.0	2.8	9.2	南南東	257.8	0	0
6 月	18.3	28.7	6.4	86.0	2.3	9.3	南南東	180.1	0	0
7 月	22.7	34.6	11.3	78.5	1.5	7.8	南東	161.5	0	0
8 月	22.1	35.5	14.1	172.0	1.9	7.8	東南東	134.9	0	0
9 月	17.3	27.9	5.6	126.0	1.6	7.8	西北西	139.2	0	0
10 月	10.2	21.5	-2.3	70.0	2.2	11.5	西北西	159.9	0	0
11 月	6.3	18.3	-3.1	67.5	1.6	10.3	西北西	103.4	0	0
12 月	0.7	10.8	-13.4	66.5	1.9	9.4	西	129.3	26	13

資料)気象統計情報 (http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php)

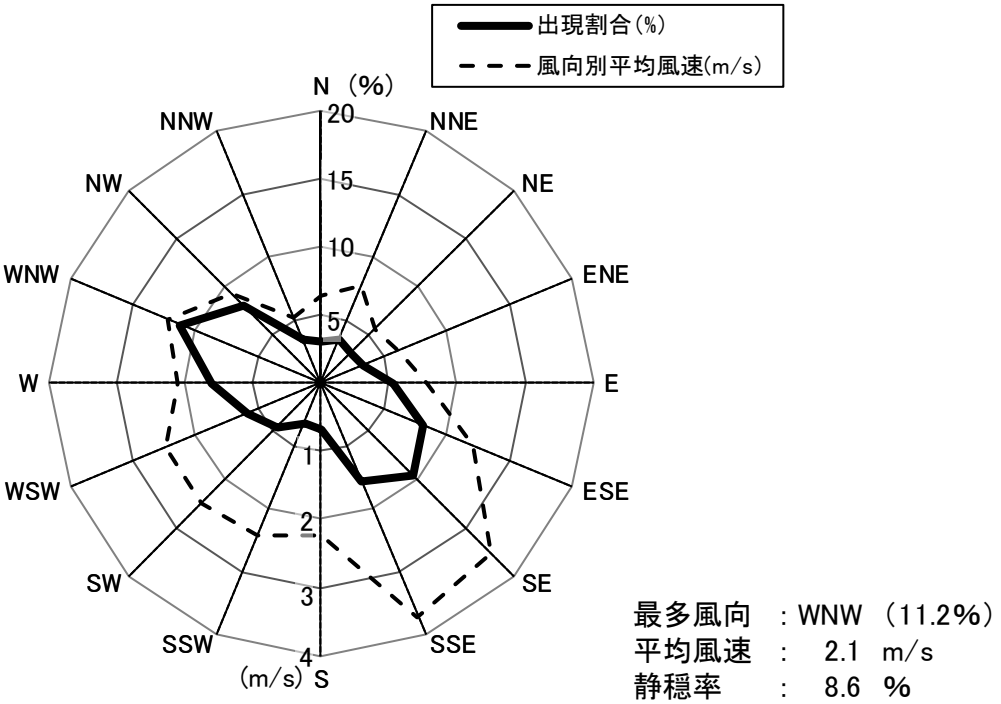

図 3.1-1　平成 27 年の風配図

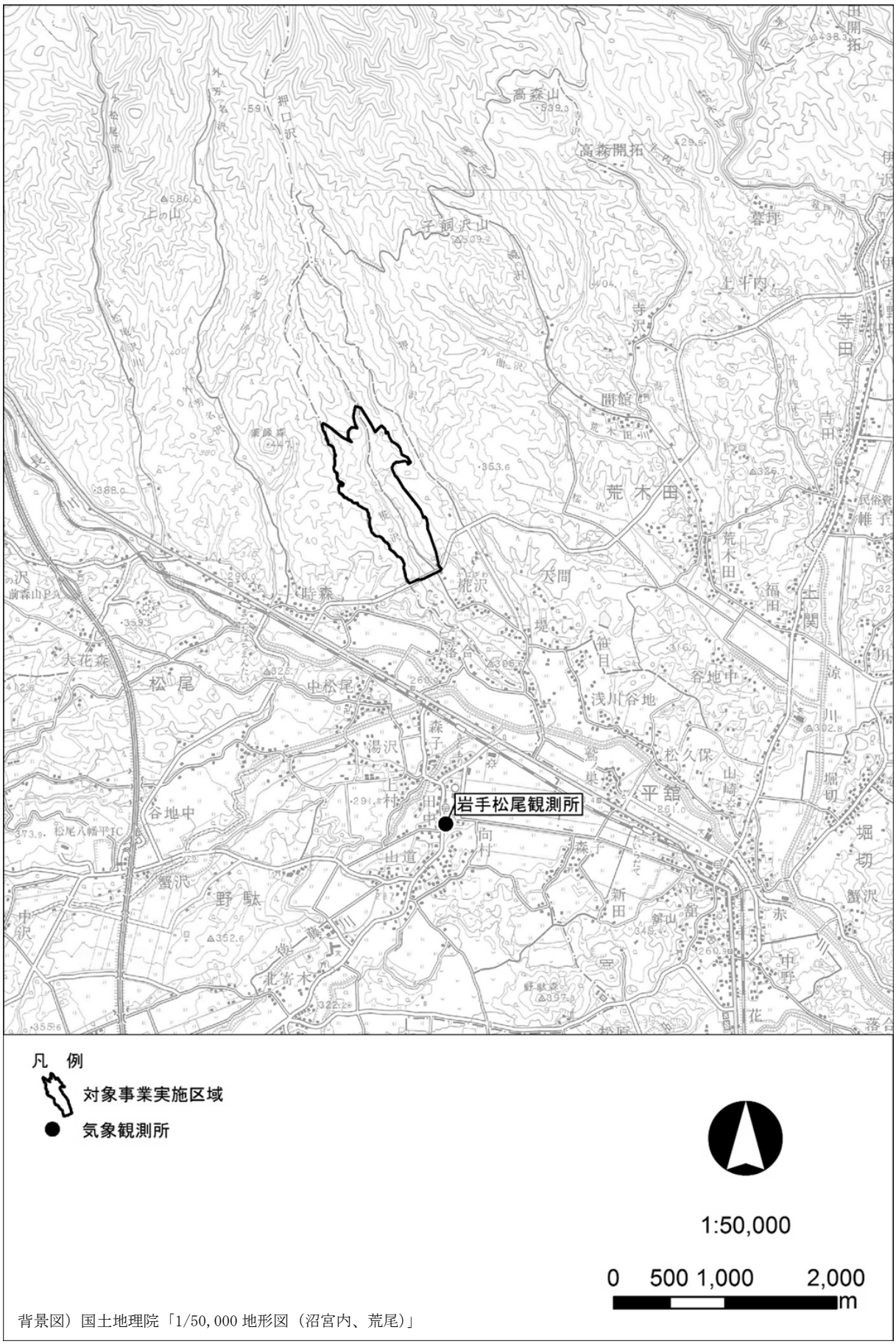

図 3.1-2　気象観測所位置図

(2) 大気質

1) 一般大気環境

対象事業実施区域及びその周辺に大気汚染常時監視測定局は存在しないが、最も近い大気汚染常時監視測定局として、滝沢市に一般大気測定局の巣子測定局（対象事業実施区域から南南東約 22km）が存在する。巣子測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の測定が行われている。

巣子測定局における大気質測定結果を表 3.1-3～表 3.1-6 に、巣子測定局の位置を図 3.1-3 に示す。

各測定局における平成 22～26 年度の測定結果は、全ての項目で環境基準を満足していた。

表 3.1-3　巣子測定局における二酸化硫黄測定結果

項目／測定年度	年平均値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	2 日連続の有無	環境基準	
				長期的評　価	短期的評　価
平成 22 年度	0.001	0.002	無	○	○
平成 23 年度	0.001	0.002	無	○	○
平成 24 年度	0.001	0.002	無	○	○
平成 25 年度	0.001	0.002	無	○	○
平成 26 年度	0.001	0.002	無	○	○

備考)1.環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」である。
2.長期的評価は、「日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
3.短期的評価は、「1 時間値が 0.1ppm 以下で、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
資料)公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果(平成 22 年～26 年、岩手県)

表 3.1-4　巣子測定局における二酸化窒素測定結果

項目／測定年度	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	環境基準
平成 22 年度	0.007	0.019	○
平成 23 年度	0.006	0.017	○
平成 24 年度	0.007	0.020	○
平成 25 年度	0.006	0.017	○
平成 26 年度	0.005	0.017	○

備考)1.環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」である。
2.評価は、「年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値（98%値）が、0.06ppm 以下に維持されること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
資料)公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果(平成 22～26 年、岩手県)

表 3.1-5　巣子測定局における浮遊粒子状物質測定結果

項目／測定年度	年平均値 (mg/m³)	日平均値の2%除外値 (mg/m³)	2日連続の有無	環境基準	
				長期的評価	短期的評価
平成22年度	0.017	0.040	無	○	○
平成23年度	0.016	0.037	無	○	○
平成24年度	0.016	0.037	無	○	○
平成25年度	0.016	0.040	無	○	○
平成26年度	0.017	0.044	無	○	○

備考)1.環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下で あること。」である。
2.長期的評価の評価方法は、「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続していないこと」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
3.短期的評価は、「1時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
資料)公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果(平成22～26年、岩手県)

表 3.1-6　巣子測定局における微小粒子状物質測定結果

項目／測定年度	年平均値 (μg/m³)	日平均値の年間98%値 (μg/m³)	環境基準	
			長期基準	短期基準
平成22年度	－	－	－	－
平成23年度	10.5	20.3	○	○
平成24年度	11.6	26.1	○	○
平成25年度	11.6	32.2	○	○
平成26年度	12.2	31.3	○	○

備考)1.環境基準は、「1年平均値が15μg/m³以下（長期基準）であり、かつ、1日平均値が、35μg/m³以下（短期基準）であること。」である。
2.長期基準の評価は、「年平均値が15μg/m³以下であること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
3.短期基準の評価は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値（98%値）が35μg/m³以下であること。」を満足した場合は、「○」とし、満足しない場合は、「×」とした。
資料)公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果(平成22～26年、岩手県)

2)　ダイオキシン類

平成26年度は、岩手県内において一般環境5地点、沿道環境1地点、発生源（廃棄物焼却施設）周辺5地点で大気質中のダイオキシン類濃度測定が行われている。

対象事業実施区域のある八幡平市では、発生源周辺として八幡平市堀切地区で測定が行われている。

測定結果は、年平均値0.0058pg-TEQ/m³であり、環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を満足していた。

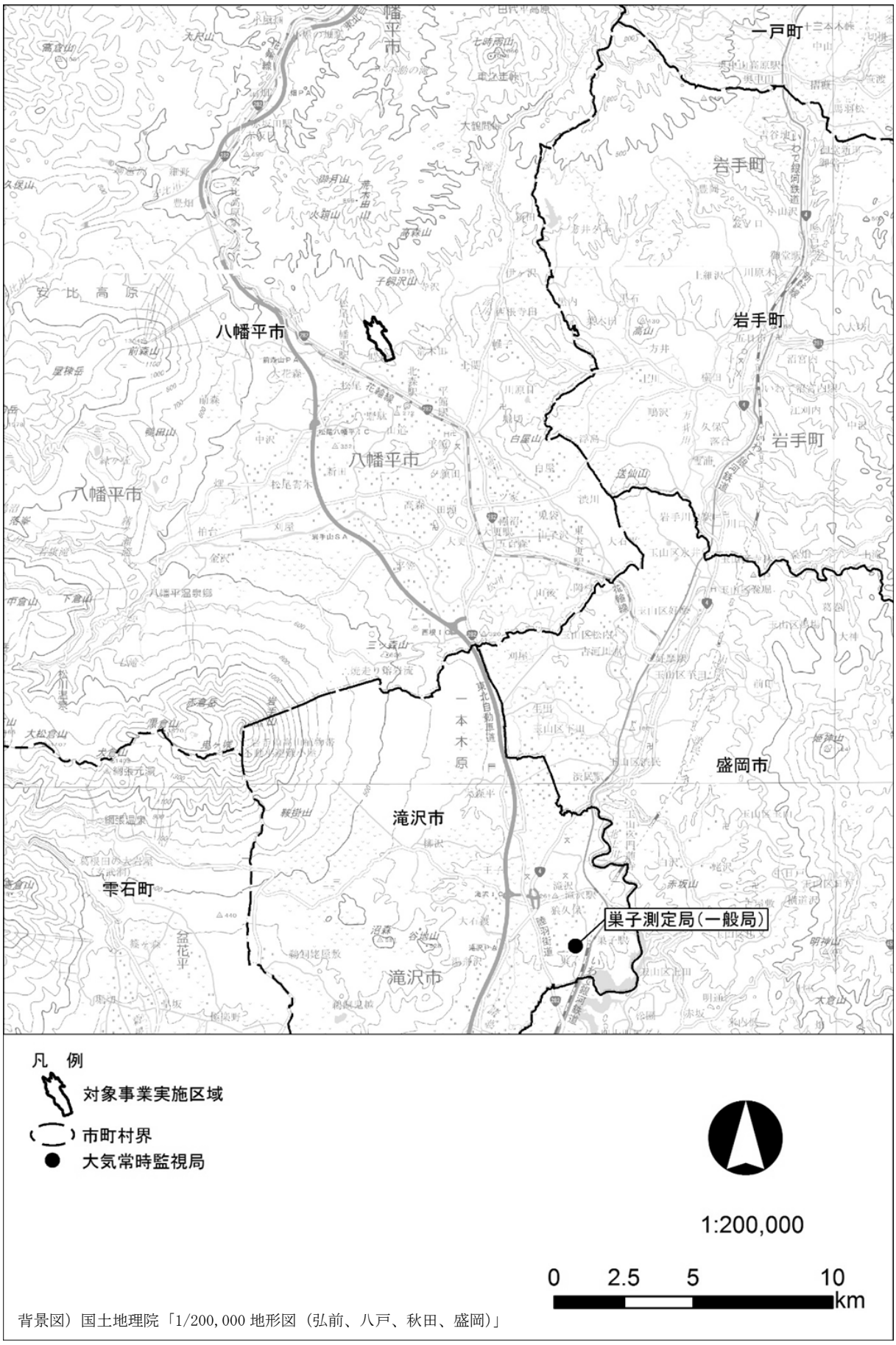

図 3.1-3　大気汚染常時監視測定局位置図

(3) 騒音

対象事業実施区域のある八幡平市では、自動車騒音について市内の幹線道路の 11 区間において評価が行われている。

八幡平市における環境基準の達成状況を表 3.1-7 に示す。

平成 26 年の測定結果は、全ての区間で環境基準を満足していた。

表 3.1-7 自動車騒音に関する環境基準の達成状況

市町村	評価区間数（区間）	評価区間延長（km）	評価箇所	住居数戸数（戸）	昼夜間とも基準値以下（%）	昼間のみ基準値以下（%）	夜間のみ基準値以下（%）	昼夜間とも基準値超過（%）
八幡平市	11	8.5	幹線交通を担う道路に近接する空間	421	100	0	0	0
			非近接空間	478	100	0	0	0

備考）基準値以下の算出は、区間延長内の評価対象住居等の戸数の基準達成割合により算出した。
資料）公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果（平成 26 年、岩手県）

(4) 振動

対象事業実施区域及びその周辺で振動調査の実施記録は確認されなかった。

(5) 悪臭

対象事業実施区域及びその周辺で悪臭調査の実施記録は確認されなかった。

(6) 放射能

岩手県では平成 24 年 3 月 15 日より、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市、滝沢市に空間放射線量のモニタリングポストを設置し、放射線量率の測定を行っている。

対象事業実施区域の最も近くに設置されている滝沢市の岩手県立大学（対象事業実施区域から東約 20km）における放射線量率の測定結果を表 3.1-8 に、モニタリングポストの位置を図 3.1-4 に示す。

表 3.1-8 滝沢市における放射線量率測定結果（平成 24 年 3 月～平成 26 年度）

測定年月	モニタリングポスト（nGy/h）		
	最低値	最高値	平均値
平成 24 年 3 月（設置時）	41	95	53
平成 24 年度	22	104	52
平成 25 年度	18	108	45
平成 26 年度	25	52	41

資料）公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果（平成 24～26 年、岩手県）

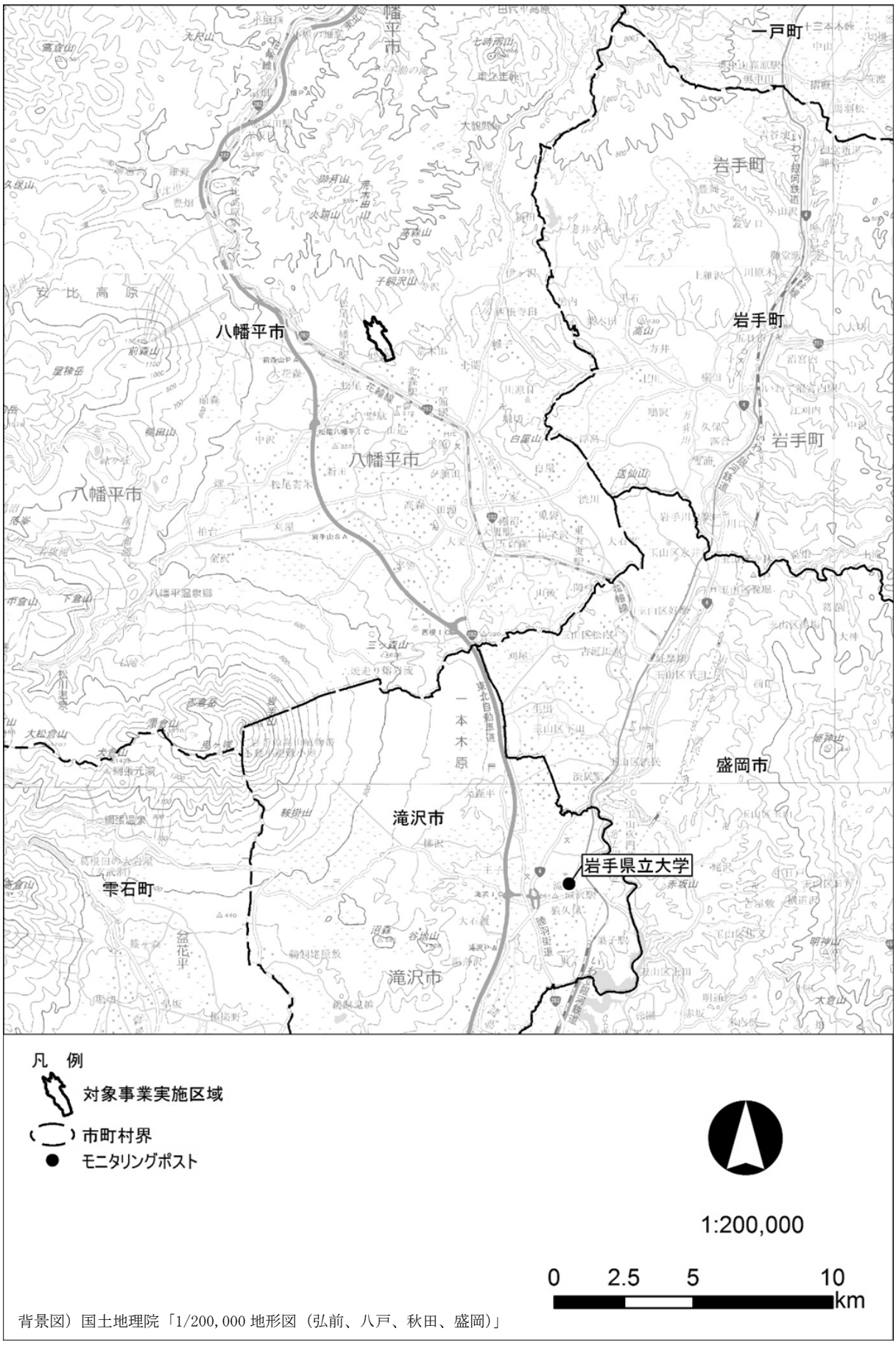

図 3.1-4　空間放射線のモニタリングポスト位置図

3.1.2　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1)　水象

対象事業実施区域及びその周辺の河川の位置を図 3.1-5 に示す。

対象事業実施区域には椛沢が流れ、押口沢と合流し、赤川、松川、北上川へと流入する。

(2)　水質

対象事業実施区域及びその周辺の水質調査地点の位置を図 3.1-5 に示す。

処理水の放流先となる赤川では富士見橋と東大更橋の 2 地点で水質調査が実施されており、生活環境項目、健康項目の一部の項目について測定されている。測定結果を表 3.1-9 に示す。

測定結果は、東大更橋については、測定された全ての項目について環境基準を満足していた。富士見橋については、pH が低く 3.4～3.7 となっていた。

なお、公共用水域のダイオキシン類については、平成 26 年度は岩手県内において 35 地点で測定が行われているが、対象事業実施区域及びその周辺では測定されていない。

表 3.1-9　平成 26 年度の水質測定結果

項目		単位	赤川		環境基準値
			富士見橋 (類型指定なし)	東大更橋 (類型指定なし)	
生活環境項目	pH	－	3.4～3.7	7.1～7.5	6.5～8.5 (AA 類型相当)
	SS	mg/L	2	16	25 以下 (AA 類型相当)
健康項目	カドミウム	mg/L	0.0015	－	0.003mg／L 以下
	鉛	mg/L	0.0025	＜0.002	0.01mg／L 以下
	砒素	mg/L	0.0034	＜0.001	0.01mg／L 以下
	ジクロロメタン	mg/L	－	＜0.002	0.02mg／L 以下
	四塩化炭素	mg/L	－	＜0.0002	0.002mg／L 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	＜0.0004	0.004mg／L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	＜0.002	0.1mg／L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	＜0.002	0.04mg／L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	＜0.0005	1 mg／L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	＜0.0006	0.006mg／L 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	－	＜0.001	0.01mg／L 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	－	＜0.0005	0.01mg／L 以下
	ほう素	mg/L	－	＜0.1	1mg／L 以下

備考)1.「－」は測定がされていないことを表す。
2.富士見橋については国土交通省、東大更橋については岩手県により測定されている。そのため測定項目が異なる。
3.赤川については類型指定されていないが、参考までに AA 類型の環境基準値を記載した。
資料)公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果(平成 26 年、岩手県)

(3)　水底の底質

岩手県では、平成 26 年度は岩手県内 13 地点で公共用水域の底質測定が、35 地点でダイオキシン類の測定が行われているが、対象事業実施区域及びその周辺では測定されていない。

図 3.1-5　対象事業実施箇所周辺の河川及び水質調査地点位置図

(4) 地下水

対象事業実施区域のある八幡平市では、平成 26 年度に概況調査 2 地点、継続監視調査 7 地点の計 9 地点において地下水質の汚染状況に関する調査が実施されている。測定結果を表 3.1-10 に示す。

砒素に関しては、継続監視調査 5 地点において環境基準値を超過している。

表 3.1-10 (1) 平成 26 年度地下水質測定結果（概況調査）

項目（単位） ＼ 地区名		大更	寺田	環境基準値
カドミウム	mg/L	ND	ND	0.003 mg/L 以下
鉛	mg/L	ND	ND	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	ND	ND	0.05 mg/L 以下
砒素	mg/L	ND	ND	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	ND	ND	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	mg/L	ND	ND	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	ND	ND	0.002 mg/L 以下
1.2-ジクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.004 mg/L 以下
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.1 mg/L 以下
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	1 mg/L 以下
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.01 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	ND	ND	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	ND	ND	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	6.5	2.4	10 mg/L 以下
1.2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.04 mg/L 以下

備考)1.「ND」は定量下限値以下であることを表す。
2.概況調査とは地域の全体的な地下水質の把握を目的とした調査である。
資料)公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果(平成 26 年、岩手県)

表 3.1-10 (2) 平成 26 年度地下水質測定結果（継続監視調査）

項目（単位） ＼ 地区名		野駄1	野駄2	荒屋新町	石名坂	亦戸川原	下河原1	下河原2	環境基準値
鉛	mg/L	－	－	0.003	－	－	－	－	0.01 mg/L 以下
砒素	mg/L	0.011	0.012	－	0.015	0.021	0.017	0.007	0.01 mg/L 以下

備考)1.「－」は測定がされていないことを表す。
2.継続調査は、過去に比較的高濃度（原則として環境基準の 1/2 以上）の汚染物質が検出された井戸を対象に実施する調査である
資料)公共用水域水質　地下水質　大気汚染状況　ダイオキシン類測定結果(平成 26 年、岩手県)

3.1.3　土壌及び地盤の状況

(1)　土壌汚染

平成 26 年度は、岩手県内において一般環境 7 地点及び発生源周辺 5 地点で土壌中のダイオキシン濃度測定が行われているが、対象事業実施区域のある八幡平市では測定は実施されていない。

(2)　地盤

「平成 27 年度　岩手県環境報告書」によれば、岩手県内では地盤沈下は発生していない。

(3)　土壌

対象事業実施区域及びその周辺の土壌図を図 3.1-6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は山裾の谷部となっており、対象事業実施区域は山地及び丘陵性の土壌である雪谷統（Yuk)、浮島統（Uki)、小軽米統（Kog)、台地及び低地の土壌である涌津統（Wkt)、村崎野統（Mrs）の土壌となっている。

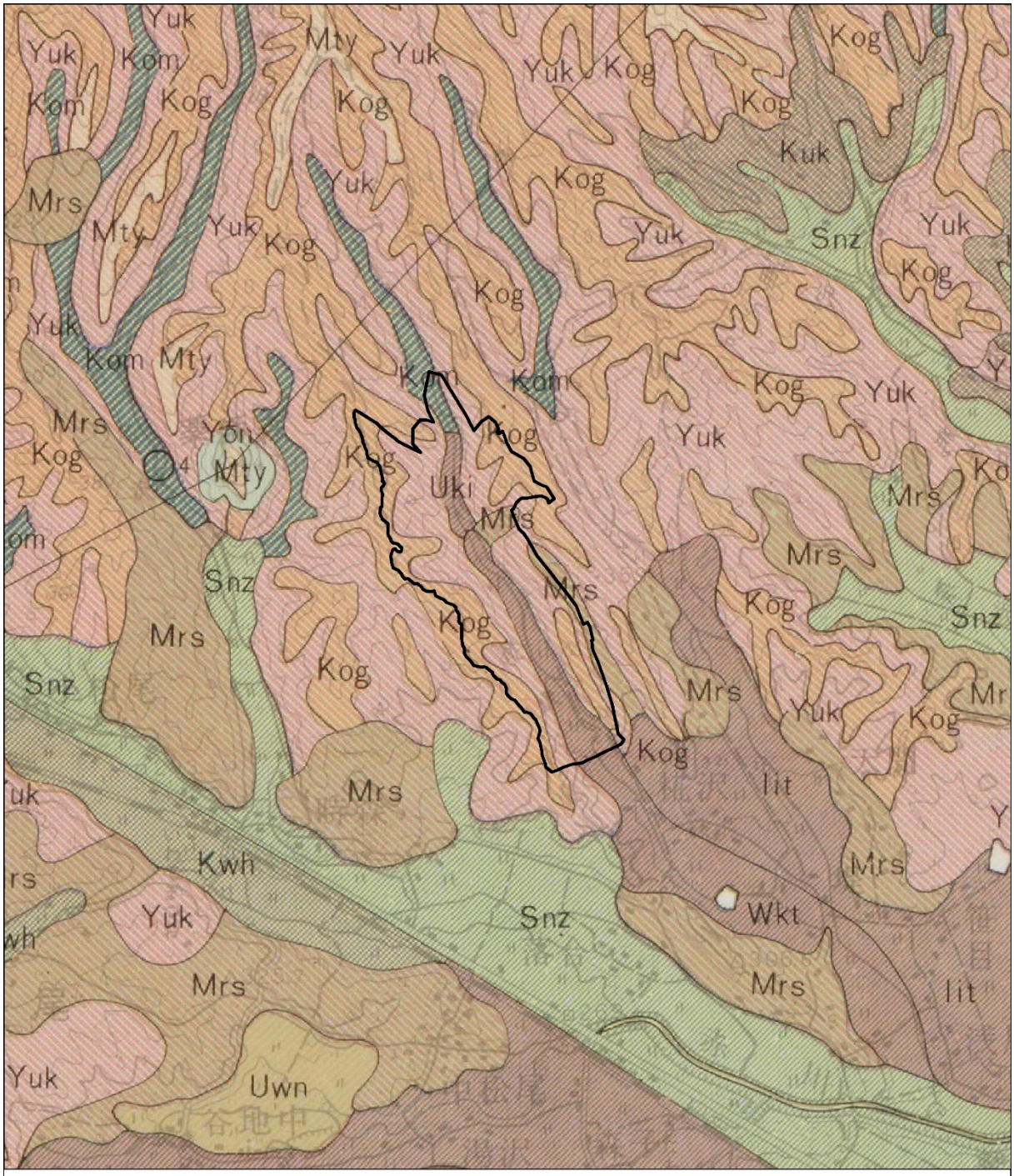

凡　例

対象事業実施区域

土壌図			
山地および丘陵性の土壌		台地および低地の土壌	
黒ボク土壌	黒ボク土壌	厚層黒ボク土壌	厚層黒ボク土壌
Yuk 雪谷統	Mty 曲田山統	Kuk 上浮島統	Kwh 川畑統
グライ土壌	グライ土壌	黒ボク土壌	黒ボク土壌
Kom 小松尾沢統	Yon 米内川統	Mrs 村崎野統	Uwn 上野原統
淡色黒ボク土壌	淡色黒ボク土壌	多湿黒ボク土壌	多湿黒ボク土壌
Kog 小軽米統	Uki 浮島統	Iit 飯豊統	Wkt 涌津統
			細粒灰色低地土壌
			Snz 真城統

資料）1/50,000 土地分類基本調査（http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_5-1.html）

1:25,000

0　250　500　1,000
m

図 3.1-6　土壌図

3.1.4　地形及び地質の状況

(1)　地形

対象事業実施区域及びその周辺の地形図を図 3.1-7 に示す。

対象事業実施区域は、火山地（小起伏火山地）、低地（谷底平野及び氾濫平野）となっており、周辺にはその他に丘陵地（丘陵地Ⅱ）等が分布する。

(2)　地質

対象事業実施区域及びその周辺の地質図を図 3.1-8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、安山岩質岩石、砂礫、火山砕屑物等が分布する。

(3)　重要な地形・地質

「第 3 回自然環境保全基礎調査　岩手県自然環境情報図（平成元年）」によれば、対象事業実施区域及びその周辺に重要な地形及び地質は存在しない。

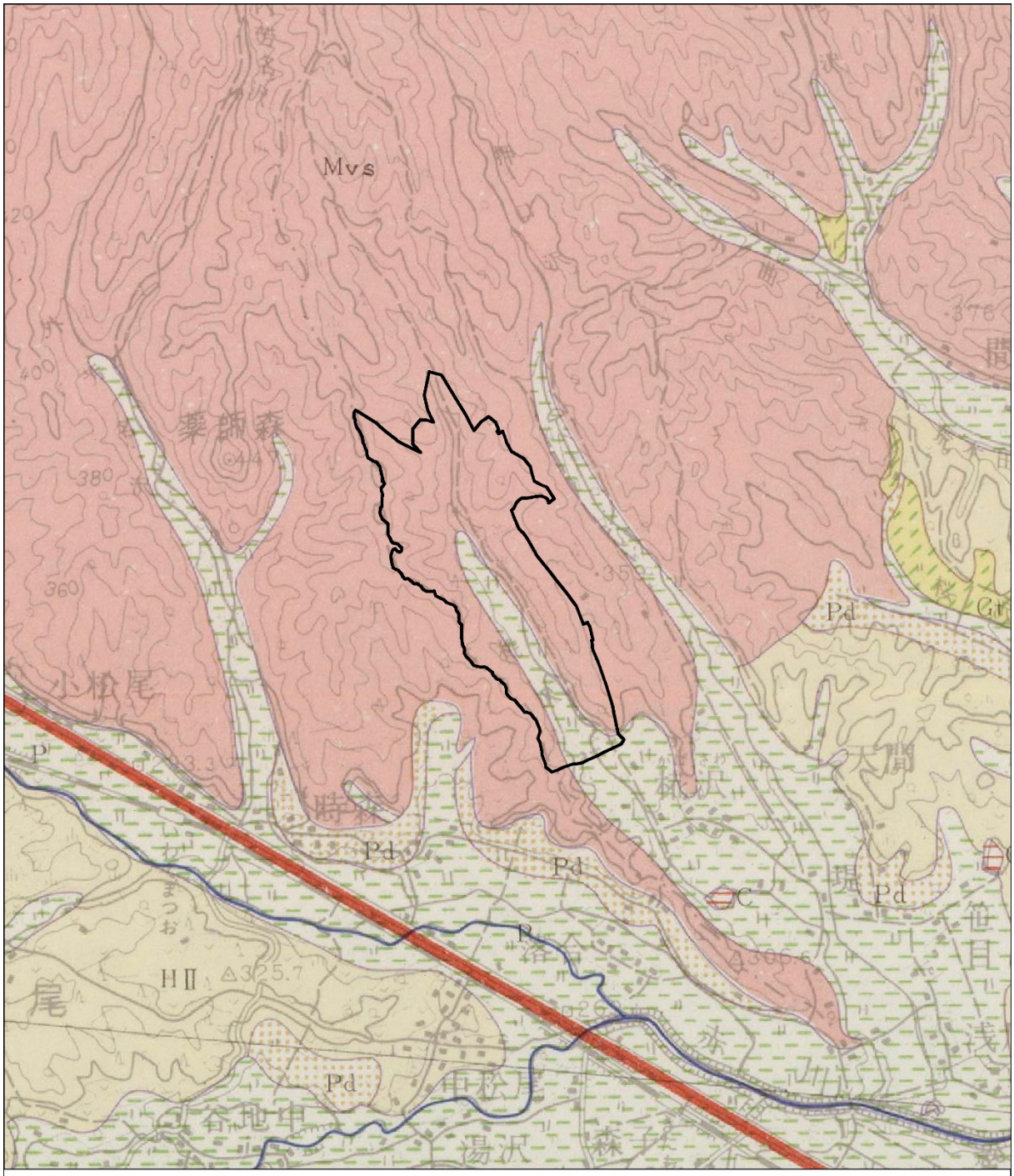

資料）1/50,000 土地分類基本調査（http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_5-1.html）

図 3.1-7　地形分類図

凡　例

対象事業実施区域

表層地質図	
未固結堆積物	火山性岩石
g1 砂礫	Py 火山砕屑物
g2 砂礫	Ab 安山岩質岩石

1:25,000

0　250　500　1,000 m

資料)1/50,000 土地分類基本調査 (http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_5-1.html)

図 3.1-8　表層地質図

3.1.5　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1)　動物

対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物の情報に関して、収集した文献と情報を整理した範囲を表 3.1-11 に示す。

なお、重要種の選定根拠及びカテゴリーは表 3.1-12 に示すとおり設定した。

表 3.1-11　収集した文献と情報の整理範囲等

No.	文献名	対象項目							情報の整理範囲
		哺乳類	鳥類	は虫類・両生類	昆虫類	魚類	底生動物	陸産貝類	
1	「第 2～6 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）	○	○	○	○	○	○	○	八幡平市
2	「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物（2014 年版）」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）	○	○	○	○	○	○	○	八幡平市
3	「特殊鳥類生息実態調査報告書」（平成 5 年、岩手県環境保健部自然保護課 編）		○						八幡平市
4	「小型ワシタカ類生息実態調査報告書」（平成 7 年、岩手県環境保健部自然保護課 編）		○						八幡平市
5	「フクロウ科生息実態調査報告書」（平成 10 年、岩手県環境保健部自然保護課 編）		○						八幡平市
6	「野生生物保護対策事業調査報告書-イヌワシ生息状況調査-」（平成 11 年、岩手県環境保健部自然保護課 編）		○						八幡平市
7	「岩手の蝶 :第 36 回企画展図録」（平成 5 年、岩手県立博物館 編）				○				八幡平市
8	「岩手の蝶 2」（平成 24 年、岩手県立博物館 編）				○				八幡平市
9	「岩手の蝶 3」（平成 24 年、岩手県立博物館 編）				○				八幡平市
10	「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）	○	○	○	○	○	○	○	旧安代町
11	「西根町史 上巻」（昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編）	○	○	○	○				旧西根町

表 3.1-12　重要種の選定基準及びカテゴリー

No.	重要種の選定基準	カテゴリー
1	文化財保護法(同法に基づく地方公共団体の文化財保護条例を含む) 【昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号】	特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 県天:県指定天然記念物 市町村天:市町村指定天然記念物
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 【平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号】	国内:国内稀少野生動植物種 特定:特定国内稀少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 【平成 14 年 3 月 29 日条例第 26 号】	指定:指定希少野生動植物 特定:特定希少野生動植物
4	環境省レッドリスト 2015 【環境省 平成 27 年 9 月公表】	EX:絶滅 わが国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW:野生絶滅 飼育・栽培下でのみ存続している種 CR:絶滅危惧 IA 類 ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN:絶滅危惧 IB 類 IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU:絶滅危惧 II 類 絶滅の危機が増大している種 NT:準絶滅危惧 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD:情報不足 評価するだけの情報が不足している種 LP:地域個体群 地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群
5	いわてレッドデータブック -岩手の希少な野生生物(2014 年版)- 【岩手県 平成 26 年 3 月発行】	EX:絶滅 環境省RLの絶滅に相当(EX) EW:野生絶滅 環境省RLの野生絶滅に相当(EW) A:A ランク 環境省 RL の絶滅危惧 I 類に相当(CR+EN) B:B ランク 環境省 RL の絶滅危惧 II 類に相当(VU) C:C ランク 環境省 RL の準絶滅危惧に相当(NT) D:D ランク C ランクに準ずる種・優れた自然環境の指標となる種・岩手県を南限又は北限とする種 DD:情報不足 環境省 RL の情報不足に相当(DD)

1) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-13 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、7 目 13 科 45 種の哺乳類が確認されており、そのうち重要な種としてヤマネ、カモシカ等の 22 種が確認されている。

表 3.1-13 (1)　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（哺乳類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	モグラ目	トガリネズミ科	トガリネズミ					
2			ホンシュウジネズミ					
3			カワネズミ					D
4		モグラ科	ヒメヒミズ					
5			ホンシュウヒミズ					
6			フジミズラモグラ				NT	
7			アズマモグラ					
8	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	ニホンコキクガシラコウモリ					
9			キクガシラコウモリ					
10		ヒナコウモリ科	フジホオヒゲコウモリ					C
11			カグヤコウモリ					B
12			モモジロコウモリ					
13			クロホオヒゲコウモリ				VU	A
14			ノレンコウモリ				VU	B
15			モリアブラコウモリ				VU	A
16			アブラコウモリ					
17			ヤマコウモリ				VU	B
18			ヒナコウモリ					B
19			チチブコウモリ				LP	A
20			ウサギコウモリ					B
21			ユビナガコウモリ					B
22			コテングコウモリ					D
23			テングコウモリ					B
24	サル目	オナガザル科	ホンドザル				LP	A
25	ウサギ目	ウサギ科	トウホクノウサギ					
26	ネズミ目	リス科	ニホンリス					
27			ホンドモモンガ					C
28			ニッコウムササビ					
29		ヤマネ科	ヤマネ	国天				C
30		ネズミ科	トウホクヤチネズミ					
31			ハタネズミ					
32			ホンドアカネズミ					
33			ホンドヒメネズミ					
34			ハツカネズミ					
35			ドブネズミ					

表 3.1-13（2）　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（哺乳類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
36	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ					D
37		イヌ科	ホンドタヌキ					
38			ホンドキツネ					
39			ニホンオオカミ				EX	EX
40		イタチ科	ホンドテン					
41			ホンドイタチ					
42			ニホンイイズナ				NT	B
43			ホンドオコジョ				NT	B
44			ニホンアナグマ					
45	ウシ目	ウシ科	カモシカ	特天				D
合計	7	13	45	2	0	0	10	21

備考）重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料）「第 2、4～6 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）
「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）
「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）
「西根町史 上巻」（昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編）

2) 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-14 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、15 目 41 科 138 種の鳥類が確認されており、そのうち重要な種としてオオタカ、ハヤブサ等の 62 種が確認されている。

表 3.1-14 (1)　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					
2			ミミカイツブリ					
3			アカエリカイツブリ					D
4	コウノトリ目	サギ科	サンカノゴイ				EN	A
5			ヨシゴイ				NT	C
6			オオヨシゴイ				CR	A
7			ゴイサギ					
8			ササゴイ					
9			チュウサギ				NT	C
10			アオサギ					
11	カモ目	カモ科	マガン	国天			NT	C
12			ヒシクイ					B
13			オオハクチョウ					
14			オシドリ				DD	D
15			マガモ					
16			カルガモ					
17			シノリガモ				LP	C
18	タカ目	タカ科	ミサゴ				NT	B
19			ハチクマ				NT	C
20			トビ					
21			オオタカ		国内		NT	B
22			ツミ					C
23			ハイタカ				NT	C
24			ケアシノスリ					
25			ノスリ					D
26			サシバ				VU	B
27			クマタカ		国内		EN	A
28			イヌワシ	国天	国内		EN	A
29			チュウヒ				EN	B
30		ハヤブサ科	ハヤブサ		国内		VU	A
31			チゴハヤブサ					D
32			チョウゲンボウ					D
33	キジ目	キジ科	ウズラ				VU	B
34			ヤマドリ					D
35			キジ					
36	ツル目	クイナ科	ヒメクイナ					DD
37			ヒクイナ				NT	B
38			バン					D
39			オオバン					C
40	チドリ目	チドリ科	コチドリ					C

表 3.1-14（2）　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
41	チドリ目	シギ科	イソシギ					
42			ヤマシギ					C
43			オオジシギ				NT	B
44			アオシギ					
45	ハト目	ハト科	キジバト					
46	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ					D
47			カッコウ					
48			ツツドリ					
49			ホトトギス					
50	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク					B
51			コノハズク					C
52			オオコノハズク					D
53			アオバズク					B
54			フクロウ					D
55	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ				NT	C
56	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ					D
57			アマツバメ					
58	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ					D
59			アカショウビン					C
60			カワセミ					D
61		ヤツガシラ科	ヤツガシラ					C
62	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ					B
63			アオゲラ					
64			クマゲラ	国天			VU	A
65			アカゲラ					
66			コゲラ					
67	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ					
68		ツバメ科	ツバメ					
69			イワツバメ					
70		セキレイ科	キセキレイ					
71			ハクセキレイ					
72			セグロセキレイ					
73			ビンズイ					
74			タヒバリ					
75		サンショウクイ科	サンショウクイ				VU	C
76		ヒヨドリ科	ヒヨドリ					
77		モズ科	チゴモズ				CR	A
78			モズ					
79			アカモズ				EN	A
80		レンジャク科	キレンジャク					
81			ヒレンジャク					
82		カワガラス科	カワガラス					
83		ミソサザイ科	ミソサザイ					
84		イワヒバリ科	カヤクグリ					D
85		ツグミ科	コマドリ					C
86			コルリ					
87			ルリビタキ					
88			ジョウビタキ					

表 3.1-14（3）　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
89	スズメ目	ツグミ科	ノビタキ					C
90			トラツグミ					
91			マミジロ					
92			クロツグミ					
93			アカハラ					
94			ツグミ					
95		ウグイス科	ヤブサメ					
96			ウグイス					
97			オオセッカ		国内		EN	A
98			コヨシキリ					D
99			オオヨシキリ					
100			エゾムシクイ					
101			センダイムシクイ					
102			メボソムシクイ上種					
103			キクイタダキ					
104			セッカ					C
105		ヒタキ科	キビタキ					
106			オオルリ					
107			サメビタキ					D
108			コサメビタキ					D
109		エナガ科	エナガ					
110		シジュウカラ科	コガラ					
111			ヒガラ					
112			ヤマガラ					
113			シジュウカラ					
114		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ					
115		キバシリ科	キバシリ					D
116		メジロ科	メジロ					
117		ホオジロ科	ホオジロ					
118			コジュリン				VU	DD
119			ホオアカ					D
120			ノジコ				NT	D
121			アオジ					
122			クロジ					D
123		アトリ科	アトリ					
124			カワラヒワ					
125			マヒワ					
126			イスカ					D
127			ウソ					
128			イカル					
129			シメ					
130		ハタオリドリ科	スズメ					
131		ムクドリ科	コムクドリ					
132			ムクドリ					

表 3.1-14（4）　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（鳥類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
133	スズメ目	コウライウグイス科	コウライウグイス					
134		カラス科	カケス					
135			オナガ					
136			ホシガラス					
137			ハシボソガラス					
138			ハシブトガラス					
合計	15	41	138	3	5	0	27	62

備考）重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料）「第 2、3 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）
「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）
「特殊鳥類生息実態調査報告書」（平成 5 年、岩手県環境保健部自然保護課 編）
「小型ワシタカ類生息実態調査報告書」（平成 7 年、岩手県環境保健部自然保護課 編）
「フクロウ科生息実態調査報告書」（平成 10 年、岩手県環境保健部自然保護課 編）
「野生生物保護対策事業調査報告書-イヌワシ生息状況調査-」（平成 11 年、岩手県環境保健部自然保護課 編）
「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）
「西根町史 上巻」（昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編）

3) は虫類・両生類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-15 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、3 目 10 科 21 種のは虫類・両生類が確認されており、そのうち重要な種としてトウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ等の 9 種が確認されている。

表 3.1-15　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（は虫類・両生類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ					D
2		カナヘビ科	ニホンカナヘビ					
3		ナミヘビ科	シマヘビ					
4			アオダイショウ					
5			ジムグリ					
6			ヒバカリ					C
7			ヤマカガシ					
8		クサリヘビ科	ニホンマムシ					
9	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ				NT	C
10			クロサンショウウオ				NT	C
11			キタオウシュウサンショウウオ					D
12		イモリ科	アカハライモリ				NT	
13	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル					
14		アマガエル科	ニホンアマガエル					
15		アカガエル科	タゴガエル					
16			ヤマアカガエル					
17			トノサマガエル				NT	C
18			ツチガエル					
19		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル					
20			モリアオガエル					D
21			カジカガエル					D
合計	3	10	21	0	0	0	4	8

備考）重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料）「第 4、5 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）

「いわてレッドデータブック：岩手の希少な野生生物」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）

「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）

「西根町史 上巻」（昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編）

4) 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている主な種を表 3.1-16 に、確認されている重要種を表 3.1-17 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、8 目 57 科 348 種の昆虫類が確認されており、そのうち重要な種としてモートンイトトンボ、ウラギンスジヒョウモン等の 78 種が確認されている。

表 3.1-16 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている主な種（昆虫類）

門名	綱名	目名	科名	種名
節足動物門	昆虫綱	トンボ目	アオイトトンボ科、イトトンボ科、ヤンマ科、オニヤンマ科、エゾトンボ科、トンボ科等	オツネントンボ、エゾイトトンボ、オオルリボシヤンマ、オニヤンマ、タカネトンボ、ノシメトンボ等
		バッタ目	キリギリス科、バッタ科、オンブバッタ科等	ウスイロササキリ、トノサマバッタ、オンブバッタ等
		カメムシ目	セミ科、カメムシ科、アメンボ科等	エゾゼミ、クサギカメムシ、ヒメアメンボ等
		チョウ目	セセリチョウ科、シジミチョウ科、タテハチョウ科、アゲハチョウ科、シロチョウ科、ジャノメチョウ科、ヤママユガ科、ドクガ科、ヤガ科等	ダイミョウセセリ、ルリシジミ、アカシジミ、サカハチチョウ、キタテハ、アゲハ、モンキチョウ、ジャノメチョウ、クスサン、マイマイガ、ベニシタバ、ヨトウガ等
		ハエ目	アブ科、ハナアブ科等	ウシアブ、ナミハナアブ等
		コウチュウ目	オサムシ科、ハンミョウ科、ゲンゴロウ科、クワガタムシ科、コガネムシ科、コメツキムシ科、テントウムシ科、カミキリムシ科、ハムシ科等	アオゴミムシ、エリザハンミョウ、ヒメゲンゴロウ、ノコギリクワガタ、マメコガネ、サビキコリ、ナナホシテントウ、ゴマダラカミキリ、アカハナカミキリ、ウリハムシ等

資料）「第 2、4、5 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）
「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）
「岩手の蝶:第 36 回企画展図録」（平成 5 年、岩手県立博物館 編）
「岩手の蝶 2」（平成 24 年、岩手県立博物館 編）
「岩手の蝶 3」（平成 24 年、岩手県立博物館 編）
「西根町史 上巻 」（昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編）
「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）

表 3.1-17（1）　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	トンボ目	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ				EN	A
2		イトトンボ科	ルリイトトンボ					D
3			モートンイトトンボ				NT	D
4			カラカネイトトンボ					D
5		ヤンマ科	マダラヤンマ				NT	B
6			カトリヤンマ					A
7		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ					C
8		エゾトンボ科	エゾトンボ					DD
9		トンボ科	ハッチョウトンボ					D
10	カマキリ目	カマキリ科	ウスバカマキリ				DD	
11	バッタ目	キリギリス科	ヒガシキリギリス					C
12	カメムシ目	アメンボ科	キタヒメアメンボ					D
13		マツモムシ科	キイロマツモムシ					C
14	チョウ目	セセリチョウ科	モウセンゴケトリバ					D
15			ホシチャバネセセリ				EN	B
16			ギンイチモンジセセリ				NT	D
17			チャマダラセセリ				EN	A
18			スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種				NT	
19		シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ					C
20			ハヤシミドリシジミ					C
21			キタアカシジミ北日本亜種				VU	C
22			ヒメシジミ本州・九州亜種				NT	C
23			フジミドリシジミ					D
24		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン				VU	
25			ヒョウモンチョウ東北以北亜種				NT	C
26			オオウラギンヒョウモン				CR	A
27			ゴマダラチョウ本土亜種					D
28			フタスジチョウ東北地方亜種					B
29			オオムラサキ					C
30		アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ本州亜種				NT	C
31		シロチョウ科	ヤマキチョウ				EN	A
32			ヒメシロチョウ北海道･本州亜種				EN	C
33		ジャノメチョウ科	キマダラモドキ				NT	
34		カギバガ科	キボシミスジトガリバ					D
35		シャチホコガ科	クワヤマエグリシャチホコ				NT	
36		ヒトリガ科	ジョウザンヒトリ					D
37		ヤガ科	ケンモンキシタバ					D
38			ミヤマキシタバ				NT	D
39			ヒメシロシタバ				NT	
40			オオシラホシヤガ					DD
41			オオチャバネヨトウ				VU	
42			ダイセツヤガ					D
43	コウチュウ目	オサムシ科	ハヤチネヌレチゴミムシ					D
44			ウメヤルリミズギワゴミムシ					B
45			アオカタビロオサムシ					D

表 3.1-17（2）　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種（昆虫類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
46	コウチュウ目	オサムシ科	エゾカタビロオサムシ					C
47			ホソヒメクロオサムシ奥羽山脈亜種					D
48			ヒメクロオサムシ東北地方亜種					D
49			チビマルクビゴミムシ					D
50			シラハタキバナガゴミムシ					D
51			マヒルナガチビゴミムシ					DD
52		ゲンゴロウ科	メススジゲンゴロウ					D
53			シマケシゲンゴロウ					C
54			エゾゲンゴロウモドキ				VU	C
55			ケシゲンゴロウ				NT	
56		ミズスマシ科	コミズスマシ				EN	
57		ガムシ科	アサヒナコマルガムシ					D
58		コガネムシ科	ダイコクコガネ				VU	B
59			シナノエンマコガネ					C
60			ヤマトエンマコガネ				NT	C
61			オオチャイロハナムグリ				NT	D
62		コメツキムシ科	クロツヤシモフリコメツキ					D
63			チビヒサゴコメツキ					D
64		ホタル科	ゲンジボタル					D
65			ヒメボタル					D
66		ゴミムシダマシ科	オオユミアシゴミムシダマシ					D
67		カミキリムシ科	ミチノクケマダラカミキリ				VU	C
68			フタスジカタビロハナカミキリ					B
69			トウホクトラカミキリ					C
70			ヒラヤマコブハナカミキリ					DD
71			ヒゲジロホソコバネカミキリ					D
72			モモブトハナカミキリ					D
73			ベニバハナカミキリ					D
74			ホンドアカガネカミキリ					D
75			イガブチヒゲハナカミキリ					D
76		ハムシ科	ベニカメノコハムシ					D
77			コウホネネクイハムシ					D
78			アシボソネクイハムシ					DD
合計	6	30	78	0	0	0	28	69

備考）重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料）「第 2、4、5 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）
「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）
「岩手の蝶: 第 36 回企画展図録」（平成 5 年、岩手県立博物館 編）
「岩手の蝶 2」（平成 24 年、岩手県立博物館 編）
「岩手の蝶 3」（平成 24 年、岩手県立博物館 編）
「西根町史 上巻」（昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編）
「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）

5) 魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-18 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、8 目 11 科 31 種の魚類が確認されており、そのうち重要な種としてニホンウナギ、タナゴ等の 16 種が確認されている。

表 3.1-18　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（魚類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ北方種				VU	C
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ				EN	
3	コイ目	コイ科	コイ					
4			キンブナ				VU	C
5			ギンブナ					
－			フナ類					
6			ヤリタナゴ				NT	DD
7			タナゴ				EN	D
8			オイカワ					
9			アブラハヤ					
10			エゾウグイ				LP	C
11			ウグイ					
12			モツゴ					
13			カマツカ					
14		ドジョウ科	ドジョウ				DD	
15			シマドジョウ					
16	ナマズ目	ギギ科	ギギ					
17			ギバチ				VU	
18		ナマズ科	ナマズ					
19	サケ目	サケ科	アメマス（エゾイワナ）					
20			ニッコウイワナ				DD	
21			ニジマス					
22			ギンザケ					
23			サクラマス（ヤマメ）				NT	
24	トゲウオ目	トゲウオ科	トミヨ属淡水型				LP	
25			トミヨ属汽水型				NT	
26	カサゴ目	カジカ科	カジカ				NT	C
27			カンキョウカジカ				LP	
28			ハナカジカ				LP	B
－			カジカ科					
29	スズキ目	サンフィッシュ科	オオクチバス					
30		ハゼ科	ジュズカケハゼ				NT	
31			ヨシノボリ属					
合計	8	11	31	0	0	0	16	7

備考）重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料）「第 4、5 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）

「いわてレッドデータブック：岩手の希少な野生生物」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）

「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）

6) 底生動物

底生動物は、「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物」(平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編)、「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)において貝類についてのみ生息情報が報告されている。

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-19 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、4 目 6 科 7 種の底生動物が確認されており、そのうち重要な種としてモノアラガイ、カワシンジュガイ等の 5 種が確認されている。

表 3.1-19 対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種(底生動物)

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	原始紐舌目	ヤマタニシ科	ミジンヤマタニシ					
2		タニシ科	オオタニシ				NT	
3	盤足目	カワニナ科	カワニナ					
4	基眼目	モノアラガイ科	モノアラガイ				NT	
5	イシガイ目	カワシンジュガイ科	カワシンジュガイ				VU	B
6			コガタカワシンジュガイ				CR+EN	A
7		イシガイ科	ヌマガイ					B
―			ドブガイ類					
合計	4	6	7	0	0	0	4	3

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。
資料)「第 4、5 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局)
「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物」(平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編)
「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)

7) 陸産貝類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種を表 3.1-20 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、3 目 9 科 30 種の陸産貝類が確認されており、そのうち重要な種としてキセルガイモドキ、ミヨシギセル等の 18 種が確認されている。

表 3.1-20　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種（陸産貝類）

No.	目名	科名	和名	重要種の選定基準				
				1	2	3	4	5
1	アマオブネガイ目	ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ					
2	中腹足目	ゴマガイ科	ヒダリマキゴマガイ					
3	柄眼目	キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ					C
4			クリイロキセルガイモドキ				NT	C
5		キセルガイ科	オオタキコギセル					C
6			ヒメギセル					
7			ナミギセル					C
8			ツムガタモドキギセル					
9			チビギセル					C
10			ミヨシギセル				VU	C
11		パツラマイマイ科	パツラマイマイ					
12		ナメクジ科	ナメクジ					
13			ヤマナメクジ					
14		ベッコウマイマイ科	ウラジロベッコウ					C
15			カワグチレンズガイ				NT	C
16			クリイロベッコウ				DD	C
17		ナンバンマイマイ科	ニッポンマイマイ					
18			イワテビロウドマイマイ					C
19			ウロコビロウドマイマイ				NT	
20		オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ					
21			ササミケマイマイ				DD	C
22			オオウケマイマイ					
23			イワデマイマイ					C
24			ムツヒダリマキマイマイ					
25			トバマイマイ					C
26			ブドウマイマイ					B
27			オオタキマイマイ				VU	C
28			ヒダリマキマイマイ					C
29			アオモリマイマイ					
30			マメマイマイ					C
合計	3	9	30	0	0	0	7	17

備考）重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-12 に示す。

資料）「第 4、5 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）

「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）

「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）

(2) 植物

対象事業実施区域及びその周辺に生育する植物と植生、巨樹・巨木の情報に関して、収集した文献と情報を整理した範囲を表 3.1-21 に示す。

なお、重要種の選定根拠及びカテゴリーは表 3.1-22 に示すとおりである。

表 3.1-21 収集した文献と整理範囲等

No.	文献名	整理項目				情報の整理範囲
		植生	植物相	特定植物群落	巨樹・巨木	
1	「第 2～7 回自然環境保全基礎調査」 （環境省自然環境局）	○		○	○	事業実施区域周辺（図 3.1-10 の表示範囲）
2	「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物（2014 年版）」 （平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課編）		○			八幡平市
3	「安代町史 民俗編」 （平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）		○			旧安代町
4	「西根町史 上巻」 （昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編）		○			旧西根町
5	「岩手県産維管束植物チェックリスト 2016 第 2 版」 （平成 28 年、岩手県植物誌調査会事務局 編）		○			八幡平市

表 3.1-22　重要種の選定基準及びカテゴリー

No.	重要種の選定基準	カテゴリー
1	文化財保護法(同法に基づく地方公共団体の文化財保護条例を含む) 【昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号】	特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 県天:県指定天然記念物 市町村天:市町村指定天然記念物
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 【平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号】	国内:国内稀少野生動植物種 特定:特定国内稀少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 【平成 14 年 3 月 29 日条例第 26 号】	指定:指定希少野生動植物 特定:特定希少野生動植物
4	環境省レッドリスト 2015 【環境省 平成 27 年 9 月公表】	EX:絶滅 わが国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW:野生絶滅 飼育・栽培下でのみ存続している種 CR:絶滅危惧 IA 類 ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN:絶滅危惧 IB 類 IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU:絶滅危惧 II 類 絶滅の危機が増大している種 NT:準絶滅危惧 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD:情報不足 評価するだけの情報が不足している種 LP:地域個体群 地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群
5	いわてレッドデータブック -岩手の希少な野生生物（2014 年版）- 【岩手県 平成 26 年 3 月発行】	EX:絶滅 環境省RLの絶滅に相当(EX) EW:野生絶滅 環境省RLの野生絶滅に相当(EW) A:A ランク 環境省 RL の絶滅危惧 I 類に相当(CR+EN) B:B ランク 環境省 RL の絶滅危惧 II 類に相当(VU) C:C ランク 環境省 RL の準絶滅危惧に相当(NT) D:D ランク C ランクに準ずる種・優れた自然環境の指標となる種・岩手県を南限又は北限とする種 DD:情報不足 環境省 RL の情報不足に相当(DD)

1) 植生

対象事業実施区域及びその周辺における「第 6-7 回自然環境保全基礎調査」の「現存植生図」による植生の状況を図 3.1-9 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、主にブナクラス域代償植生のアカマツ群落、カスミザクラーコナラ群落、植林地、耕作地植生のカラマツ植林、水田雑草群落、畑雑草群落など代償植生や耕作地、人工林で構成される。

2) 植物相

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている主な種を表 3.1-23 に、確認されている重要種を表 3.1-24 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、130 科 1018 種の植物が確認されており、そのうち重要な種としてはノダイオウ、タチハコベ等 197 種が記録されている。

なお、平成 28 年 5 月に実施した対象事業実施区域内における概況調査において、重要な植物に選定される「ノダイオウ、ベニバナヤマシャクヤク、サクラソウ、サルメンエビネ」4 種の生育が確認されている。

3) 特定植物群落

対象事業実施区域及びその周辺における「第 2、3、5 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）による「特定植物群落」の状況では、対象事業実施区域及びその周辺において特定植物群落は分布していない。

4) 巨樹・巨木

対象事業実施区域及びその周辺における「第 4、6 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）による「巨樹・巨木」の状況は、図 3.1-10 に示すように「シロヤナギ」、「スギ」が分布している。

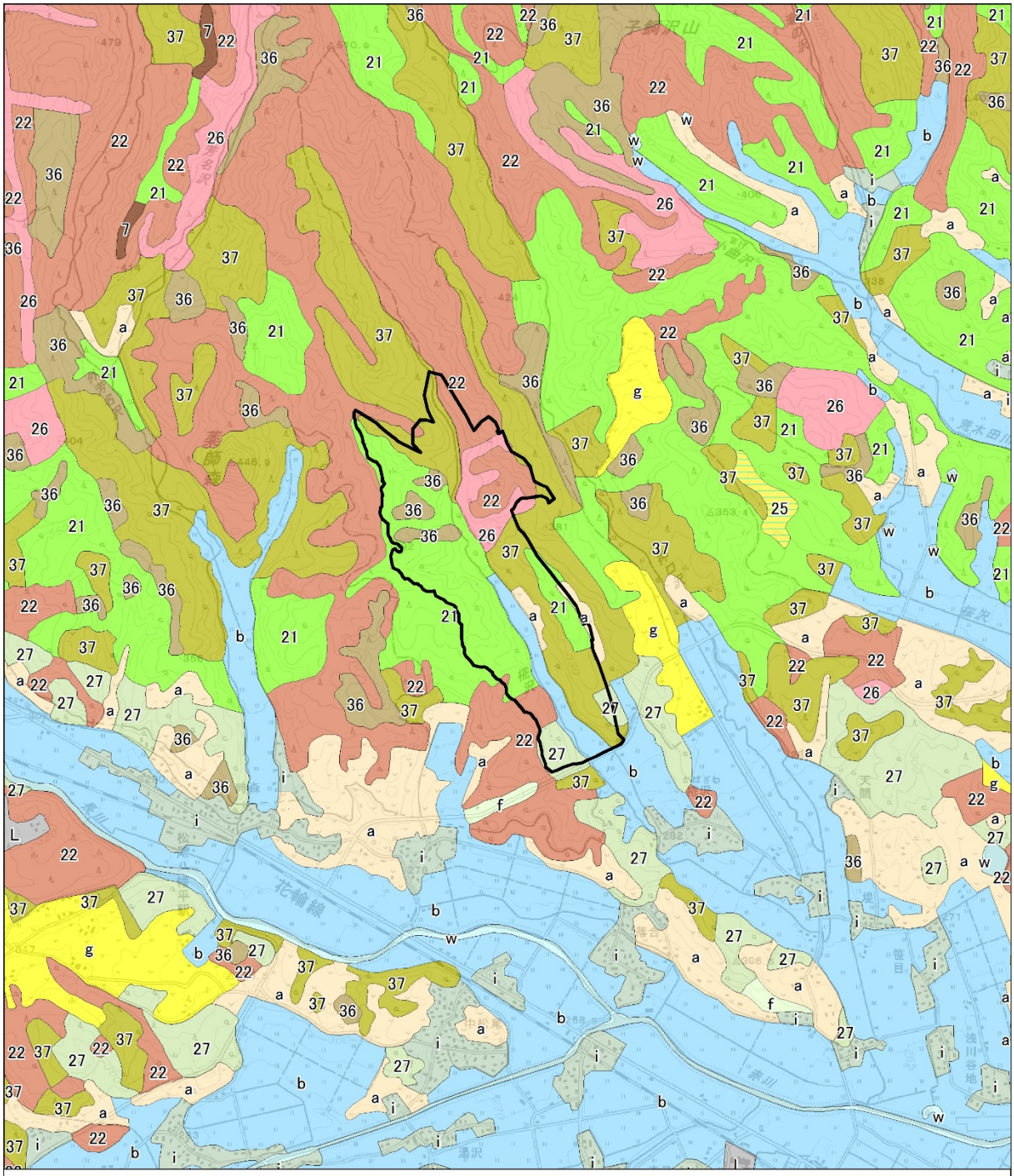

凡　例

対象事業実施区域

ブナクラス域自然植生
- 7 アカマツ群落(IV)

ブナクラス域代償植生
- 21 カスミザクラーコナラ群落
- 22 アカマツ群落(V)
- 25 ススキ群団(V)
- 26 伐採跡地群落(V)

ヤブツバキクラス域代償植生
- 27 クリーコナラ群集

植林地、耕作地植生
- 36 スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 37 カラマツ植林
- a 畑雑草群落
- b 水田雑草群落
- f 路傍・空地雑草群落
- g 牧草地

その他
- i 緑の多い住宅地
- L 工場地帯
- w 開放水域

1:25,000

0　250　500　1,000 m

資料）「第 6-7 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）
背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 3.1-9　現存植生図

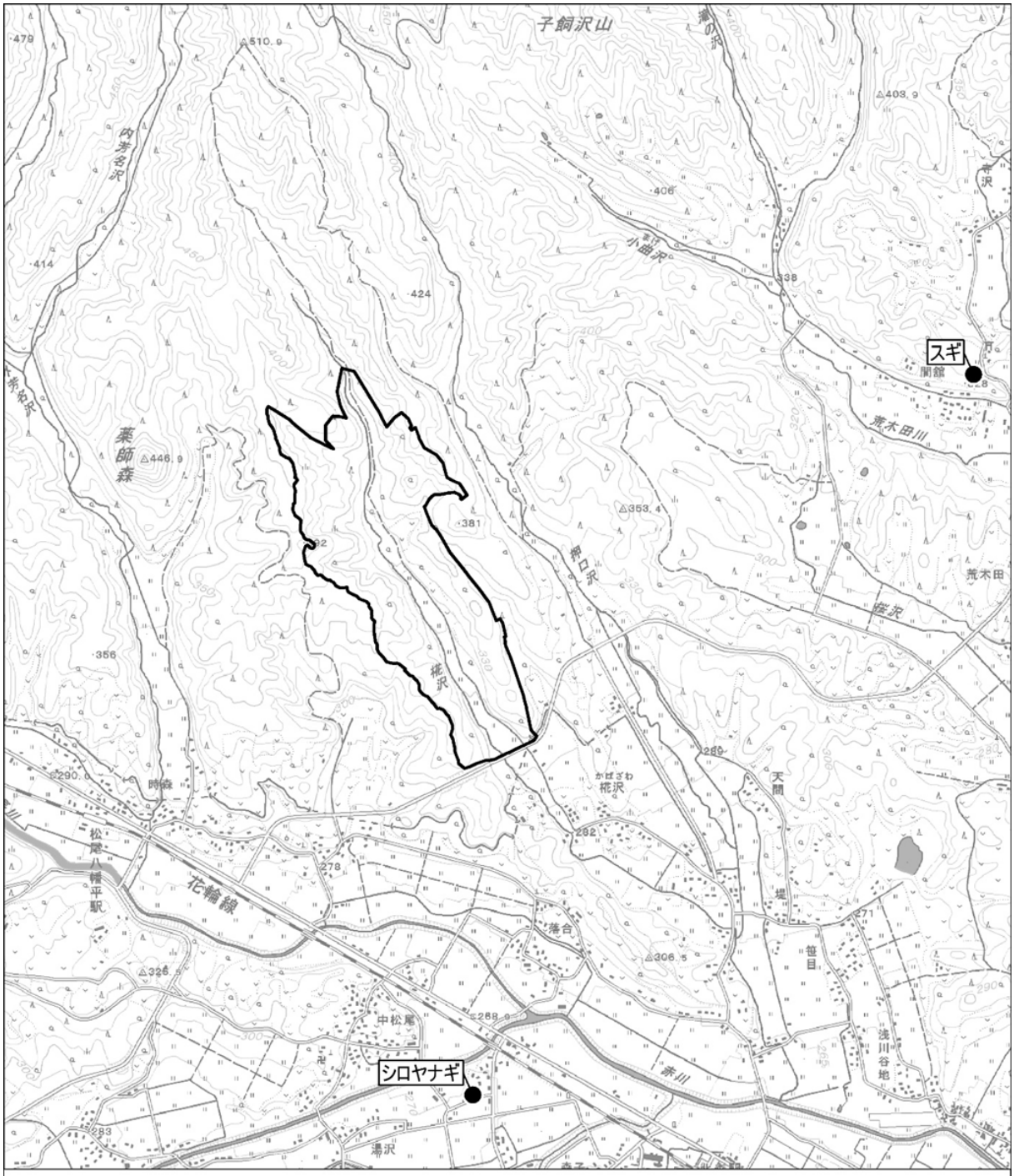

凡　例

対象事業実施区域

巨樹・巨木生育地点

1:25,000

0　250　500　1,000 m

資料）「第 4、6 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）
背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 3.1-10　巨樹・巨木生育地点図

表 3.1-23　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている主な種（植物）

門名	綱・亜綱等	科名	種名
シダ植物門		ヒカゲノカズラ科、ミズニラ科、トクサ科、ゼンマイ科、コバノイシカグマ科、ミズワラビ科、イノモトソウ科、チャセンシダ科、オシダ科、ヒメシダ科、メシダ科、ウラボシ科	スギラン、マンネンスギ、トウゲシバ、ゼンマイ、クジャクシダ、イワガネゼンマイ、ホソバナライシダ、リョウメンシダ、サカゲイノデ、ミゾシダ、ハリガネワラビ、ミヤマメシダ、イッポンワラビ、キヨタキシダ、イワオモダカ等
裸子植物門		マツ科、スギ科、ヒノキ科、イヌガヤ科、イチイ科	カラマツ、アカマツ、キタゴヨウ、ハイマツ、スギ、ミヤマビャクシン、ミヤマネズ、ハイイヌガヤ、イチイ等
被子植物門	双子葉植物綱 離弁花類	クルミ科、ヤナギ科、カバノキ科、ブナ科、ニレ科、クワ科、イラクサ科、タデ科、スベリヒユ科、ナデシコ科、アカザ科、ヒユ科、モクレン科、クスノキ科、カツラ科、キンポウゲ科、メギ科、アケビ科、センリョウ科、ボタン科、マタタビ科、オトギリソウ科、ケシ科、アブラナ科、マンサク科、ベンケイソウ科、ユキノシタ科、バラ科、マメ科、カタバミ科、トウダイグサ科、ユズリハ科、ミカン科、ウルシ科、カエデ科、トチノキ科、ツリフネソウ科、モチノキ科、ニシキギ科、クロウメモドキ科、ブドウ科、アオイ科、グミ科、スミレ科、ミソハギ科、アカバナ科、ウリノキ科、ミズキ科、ウコギ科、セリ科等	オニグルミ、イヌコリヤナギ、シロヤナギ、ケヤマハンノキ、オヒョウ、カナムグラ、ムカゴイラクサ、イヌタデ、ハナタデ、ヤマゴボウ、ミミナグサ、タカネナデシコ、ナンブワチガイソウ、ミチノクフクジュソウ、シュウメイギク、クサボタン、キツネノボタン、ネムロコウホネ、ミチノクサイシン、ナズナ、グンバイナズナ、エゾアジサイ、タコノアシ、オオダイコンソウ、シウリザクラ、カスミザクラ、ナガボノワレモコウ、ウマゴヤシ、クズ、トウダイグサ、エゾユズリハ、オニイタヤ、トチノキ、コマユミ、ナエバキスミレ、キブシ、エゾミソハギ、タニタデ、ヤナギラン、アリノトウグサ、トチバニンジン、アマニュウ等
	合弁花類	イワウメ科、リョウブ科、イチヤクソウ科、ツツジ科、サクラソウ科、エゴノキ科、モクセイ科、リンドウ科、キョウチクトウ科、ガガイモ科、アカネ科、ヒルガオ科、ムラサキ科、シソ科、ナス科、ゴマノハグサ科、タヌキモ科、ハエドクソウ科、オオバコ科、スイカズラ科、オミナエシ科、キキョウ科、キク科等	オオバスノキ、ハイハマボッス、アオダモ、ハルリンドウ、センブリ、ミツガシワ、シロバナカモメヅル、キクムグラ、セイヨウキランソウ、ジャコウソウ、イヌホオズキ、エゾシオガマ、ヤマルリトラノオ、イヌノフグリ、ムシトリスミレ、ケナシヤブデマリ、タニウツギ、ノブキ、ウサギギク、タカサゴソウ、ヤマニガナ、ミヤマキタアザミ、タムラソウ、オオオナモミ等
	単子葉植物綱	オモダカ科、ホロムイソウ科、ヒルムシロ科、ユリ科、ヤマノイモ科、ミズアオイ科、アヤメ科、イグサ科、ツユクサ科、ホシクサ科、イネ科、サトイモ科、ウキクサ科、ミクリ科、カヤツリグサ科、ラン科	ヤナギモ、ヤマカシュウ、ヤマノイモ、ノハナショウブ、ニワゼキショウ、ヒメノガリヤス、カモガヤ、ヒロハノウシノケグサ、ヌカキビ、クサヨシ、ヒロバスゲ、ヤラメスゲ、オオカワズスゲ、カヤツリグサ、マツバイ、ギンラン、クマガイソウ等

資料）「いわてレッドデータブック：岩手の希少な野生生物」（平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編）
「安代町史 民俗編」（平成 21 年、安代町史編さん委員会 編）
「西根町史 上巻」（昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編）
「岩手県産維管束植物チェックリスト 2016 第 2 版」（平成 28 年、岩手県植物誌調査会事務局 編）

表 3.1-24（1）　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種（植物）

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
1	ヒカゲノカズラ科	スギラン				VU	A
2	ミズニラ科	ヒメミズニラ				NT	B
3		ミズニラ				NT	B
4	イノモトソウ科	イノモトソウ					D
5	ウラボシ科	イワオモダカ					B
6	ヒノキ科	ミヤマネズ					B
7	ツチトリモチ科	ミヤマツチトリモチ				VU	B
8	タデ科	イブキトラノオ					C
9		ムカゴトラノオ					C
10		サクラタデ					C
11		シロバナサクラタデ					C
12		ノダイオウ				VU	C
13	ナデシコ科	タカネナデシコ					B
14		タチハコベ				VU	C
15		ナンブワチガイソウ				VU	B
16	キンポウゲ科	センウズモドキ				VU	C
17		ミチノクフクジュソウ				NT	B
18		フクジュソウ					B
19		ヒメイチゲ					C
20		ミヤマオダマキ					B
21		エゾノリュウキンカ					C
22		ミツバノバイカオウレン					C
23		オキナグサ				VU	A
24		バイカモ					C
25		マンセンカラマツ				EN	C
26	メギ科	ナンブソウ					B
27	スイレン科	ジュンサイ					C
28		ネムロコウホネ				VU	
29	ウマノスズクサ科	ミチノクサイシン				VU	B
30	ボタン科	ヤマシャクヤク				NT	B
31		ベニバナヤマシャクヤク				VU	A
32	ケシ科	ミチノクエンゴサク					C
33		ナガミノツルキケマン				NT	
34		エゾキケマン					DD
35	アブラナ科	ハリナズナ				EN	A
36	ユキノシタ科	アラシグサ					C
37		ヒメウメバチソウ					A
38		タコノアシ				NT	B
39		ヤシャビシャク				NT	A
40	バラ科	チョウセンキンミズヒキ				VU	C
41		カワラサイコ					B
42		ミヤマキンバイ					B
43		ヒロハノカワラサイコ				VU	C
44		クロバナロウゲ					C
45		ミチノクナシ				EN	C
46		オオタカネイバラ					B
47		サナギイチゴ				VU	C
48		ナガボノワレモコウ					B

表 3.1-24 (2)　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種（植物）

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
49	マメ科	イヌハギ				VU	B
50	カタバミ科	オオヤマカタバミ				VU	
51	フウロソウ科	ハクサンフウロ					C
52	トウダイグサ科	トウダイグサ					C
53	カエデ科	クロビイタヤ				VU	A
54	スミレ科	キバナノコマノツメ					C
55		タカネスミレ				NT	B
56		ゲンジスミレ					B
57	スギナモ科	スギナモ					B
58	セリ科	クロバナウマノミツバ					B
59		サワゼリ				VU	A
60	イチヤクソウ科	オオウメガサソウ				NT	B
61		シャクジョウソウ					C
62		カラフトイチヤクソウ				VU	A
63	ツツジ科	コメバツガザクラ					C
64		イワヒゲ					C
65		エゾツツジ					B
66		イワツツジ					B
67	サクラソウ科	ヤナギトラノオ					B
68		ユキワリコザクラ					A
69		サクラソウ				NT	B
70		ハイハマボッス				NT	B
71	リンドウ科	ミヤマリンドウ					B
72		ハルリンドウ					B
73		タテヤマリンドウ					C
74		ホソバツルリンドウ				VU	B
75		イヌセンブリ				VU	B
76		センブリ					C
77		ミヤマアケボノソウ					B
78		テングノコヅチ				NT	C
79	ミツガシワ科	ミツガシワ					D
80	ガガイモ科	タチガシワ					C
81		スズサイコ				NT	B
82	アカネ科	キクムグラ					DD
83	ムラサキ科	オニルリソウ					C
84		ムラサキ				EN	A
85	シソ科	ムシャリンドウ				VU	A
86		ミソガワソウ					B
87		ケナツノタムラソウ					C
88		テイネニガクサ				NT	DD
89		イヌニガクサ				CR	DD
90	ナス科	ハシリドコロ					C
91	ゴマノハグサ科	ホソバコゴメグサ					B
92		タチコゴメグサ					DD
93		ミヤマシオガマ					C
94		イワテシオガマ					C
95		トモエシオガマ					B
96		エゾシオガマ					C

表 3.1-24 (3)　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種（植物）

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
97	ゴマノハグサ科	ヤマルリトラノオ					B
98		ヒヨクソウ					C
99		グンバイヅル				VU	DD
100		イヌノフグリ				VU	B
101	タヌキモ科	ムシトリスミレ					B
102		イヌタヌキモ				NT	D
103	オオバコ科	エゾオオバコ					C
104		ハクサンオオバコ					C
105	スイカズラ科	リンネソウ					B
106		エゾヒョウタンボク				VU	A
107		キタカミヒョウタンボク				EN	A
108	オミナエシ科	オミナエシ					C
109	マツムシソウ科	マツムシソウ					A
110	キキョウ科	チシマギキョウ			指定、特定		A
111		バアソブ				VU	DD
112		シデシャジン					C
113		キキョウ				VU	B
114	キク科	カワラハハコ					C
115		サマニヨモギ					B
116		オオガンクビソウ					C
117		イワギク				VU	B
118		オニアザミ					C
119		ハチマンタイアザミ					C
120		ミヤマコウゾリナ					C
121		タカサゴソウ				VU	B
122		クモマニガナ					B
123		ノニガナ					C
124		カワラニガナ				NT	B
125		オオニガナ					C
126		ミヤマキタアザミ				VU	B
127		ヤハズトウヒレン					B
128		オナモミ				VU	C
129	ホロムイソウ科	ホロムイソウ					B
130	ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ				VU	B
131	ユリ科	スズラン					C
132		ヤマスカシユリ				NT	B
133		チシマアマナ					B
134		キンコウカ					C
135		キヌガサソウ					B
136		ヒメイワショウブ					B
137	アヤメ科	カキツバタ				NT	B
138	イグサ科	ホソコウガイゼキショウ					C
139	ホシクサ科	ミヤマヒナホシクサ					C
140	ウキクサ科	ヒンジモ				VU	A
141	ミクリ科	ホソバウキミクリ				VU	A
142		ミクリ				NT	D
143		タマミクリ				NT	B

表 3.1-24（4）　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種（植物）

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
144	ミクリ科	ヒメミクリ				VU	B
145	カヤツリグサ科	ヒラギシスゲ					C
146		ヤラメスゲ					A
147		ダケスゲ				VU	B
148		ヌマスゲ				CR	A
149		セイタカハリイ					C
150		タカネクロスゲ				VU	B
151		マツカサススキ					C
152	ラン科	コアニチドリ				VU	A
153		ミスズラン				CR	A
154		エビネ				NT	B
155		キンセイラン				VU	A
156		サルメンエビネ				VU	A
157		ギンラン					C
158		キンラン				VU	A
159		アオチドリ					B
160		モイワラン				CR	A
161		コアツモリソウ				NT	A
162		クマガイソウ				VU	A
163		アツモリソウ		特定		VU	A
164		イチヨウラン					B
165		サワラン					B
166		コイチヨウラン					B
167		カキラン					C
168		ツチアケビ					B
169		ツリシュスラン					A
170		ヒロハツリシュスラン				EN	A
171		ヒメミヤマウズラ					A
172		ミズトンボ				VU	B
173		ギボウシラン				EN	A
174		フガクスズムシソウ				VU	A
175		セイタカスズムシソウ					A
176		アオフタバラン					B
177		ミヤマフタバラン					B
178		ヤチラン				EN	A
179		アリドオシラン					B
180		サカネラン				VU	A
181		カモメラン				NT	A
182		オノエラン					C
183		タカネトンボ				VU	B
184		ジンバイソウ					C
185		ミズチドリ					B
186		ツレサギソウ					A
187		ハシナガヤマサギソウ					DD
188		ヤマサギソウ					B
189		オオバノトンボソウ					B
190		オオヤマサギソウ					C
191		ホソバノキソチドリ					C

表 3.1-24 (5)　対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要種（植物）

No.	科名	和名	重要種の選定基準				
			1	2	3	4	5
192	ラン科	トンボソウ					C
193		トキソウ				NT	B
194		ヤマトキソウ					B
195		ヒトツボクロ					A
196		ハクウンラン					A
197		ショウキラン					B
合計	53	197	0	1	1	82	194

備考)重要種の選定基準とカテゴリーは表 3.1-22 に示す。

資料)「いわてレッドデータブック:岩手の希少な野生生物」(平成 26 年、岩手県環境生活部自然保護課 編)
「安代町史 民俗編」(平成 21 年、安代町史編さん委員会 編)
「西根町史 上巻」(昭和 61 年、西根町史編纂委員会 編)
「岩手県産維管束植物チェックリスト 2016 第 2 版」(平成 28 年、岩手県植物誌調査会事務局 編)

(3)　生態系

現存植生図（図 3.1-9）及び環境区分図(図 3.1-12)のとおり、対象事業実施区域及びその周辺は、谷沿いの斜面にカスミザクラ-コナラ群落やアカマツ群落等の樹林地が分布し、谷底に水田等の耕作地やススキ群団などの草地が分布する谷戸環境が形成されている。

対象事業実施区域及びその周辺に生息する動植物の食物連鎖は図 3.1-11 に示す関係にあると考えられる。生産者は樹林地や草地を構成する植物であり、第一次消費者はチョウ類等の草食性昆虫類、トウホクノウサギやカモシカ等の草食性哺乳類等である。第二次消費者は肉食性の昆虫類であるトンボ類が挙げられ、第三次消費者はモズやキツツキ等の鳥類、ニホンリスやホンドモモンガ等の小型哺乳類、カエル類やトカゲ類等の両生類・は虫類、タナゴやカジカ等の魚類が挙げられる。上位消費者は、ノスリやオオタカ等の猛禽類、ホンドキツネ、ツキノワグマ等の中・大型哺乳類が挙げられる。

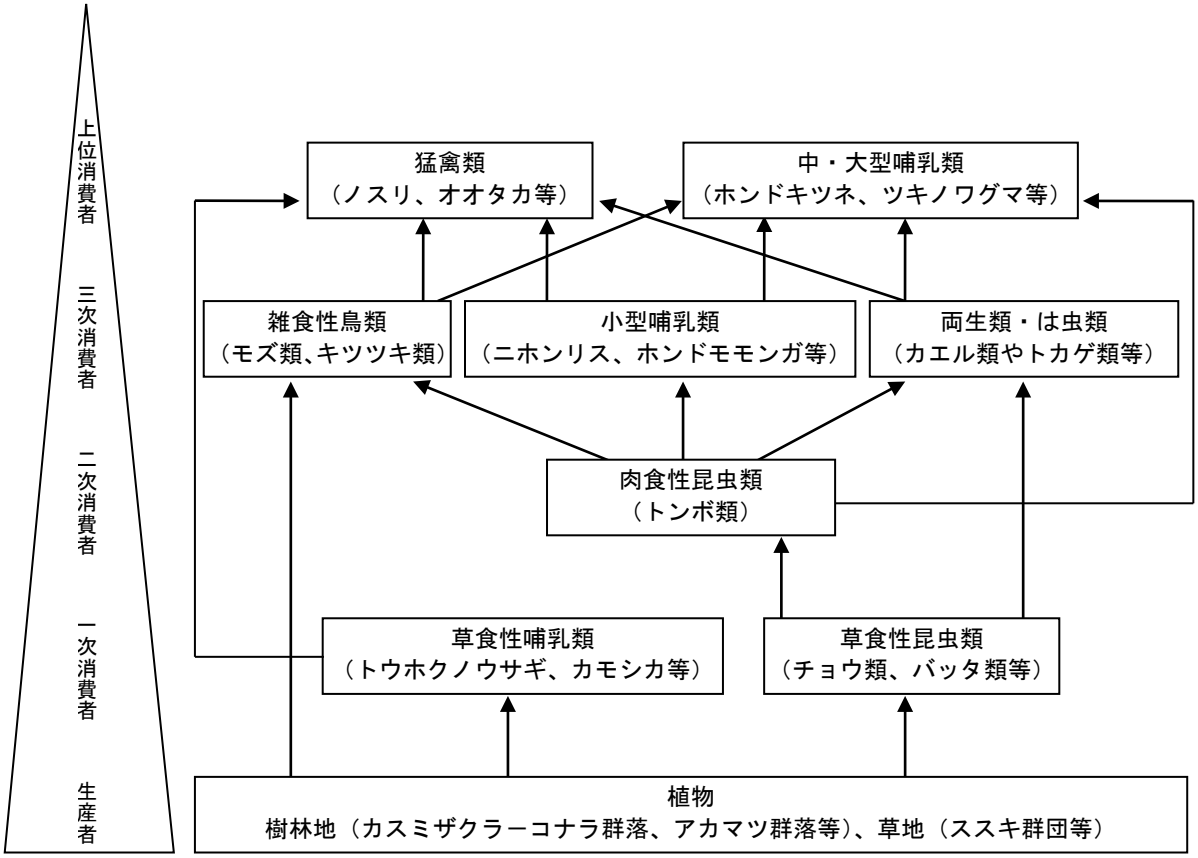

図 3.1-11　食物連鎖模式図

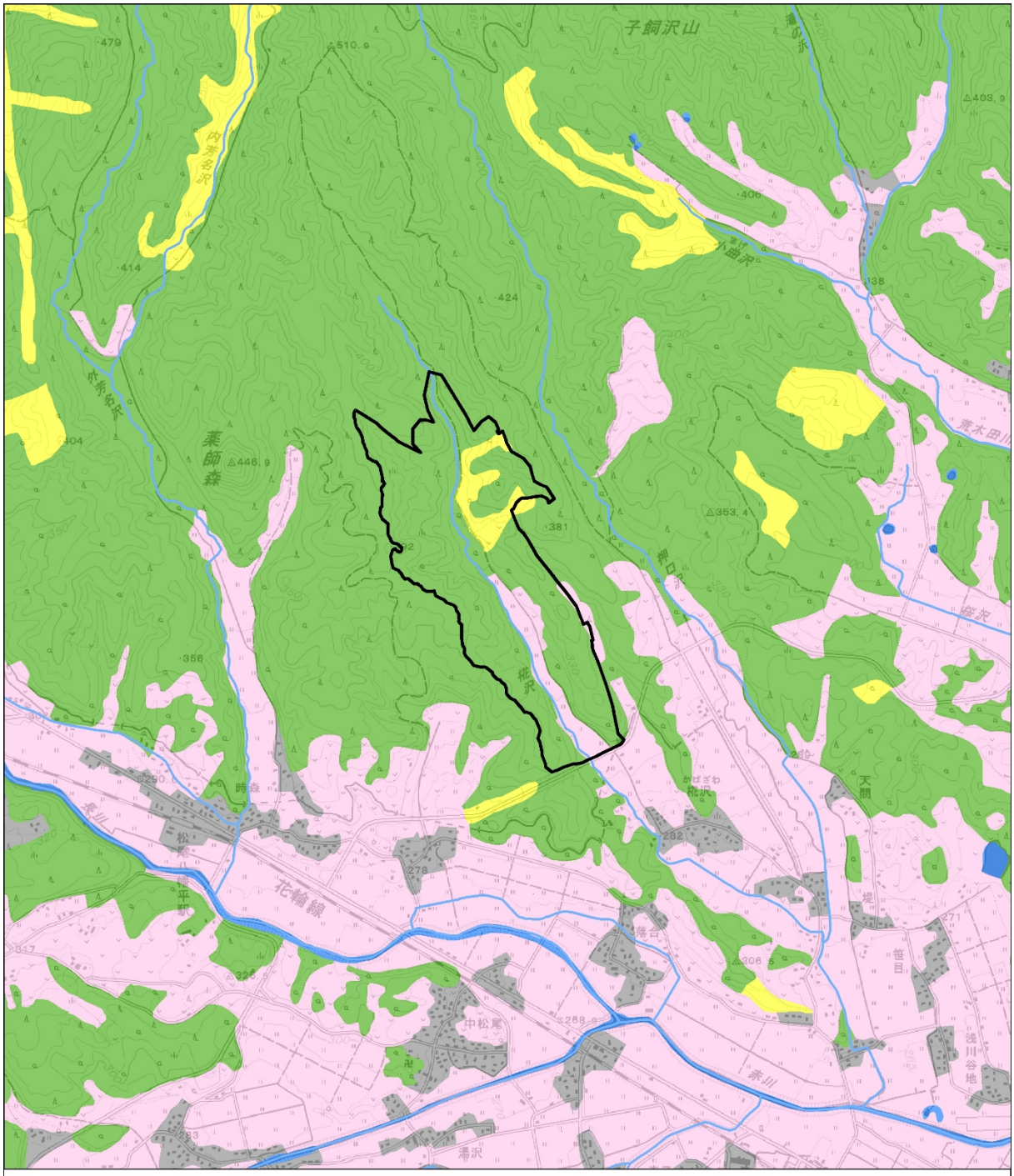

凡　例

対象事業実施区域

河川

環境区分

- 樹林地
- 草地
- 耕作地
- 市街地
- 開放水域

1:25,000

0　250　500　1,000 m

資料）「第 6-7 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）
背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 3.1-12　主要な環境区分図

3.1.6　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1)　景観

1)　主要な眺望地点

岩手県では今後も大事にしていくための美しい景観を「いわての残したい景観」として整理している。対象事業実施区域及びその周辺のいわての残したい景観（視点場）を表 3.1-25 及び図 3.1-13 に示す。

周辺の景観（視点場）のうち、対象事業実施区域の方向を望む箇所として、「平舘松尾・平舘田圃の畦道」、「いわて子どもの森（雲見の丘)」、「岩手山の山頂」が挙げられる。このうち、「いわて子どもの森（雲見の丘)」及び「岩手山の山頂」は対象事業実施区域より 10km 以上離れており、「いわて子どもの森（雲見の丘)」は対象事業実施区域を視認できず、「岩手山の山頂」は対象事業実施区域を視認できるものの微小に映るのみとなる。

また、対象事業実施区域周辺の不特定の人が集まる場所や日常生活上の主な眺望地点として、対象事業実施区域に最も近い集落である「椛沢集落」や「北森駅」が存在する。

表 3.1-25　対象事業実施区域及びその周辺の「いわての残したい景観（視点場)」

No.	視点場	視対象
1	田代平	田代平に集う人達と七時雨山
2	いわて子どもの森（雲見の丘）	空、山並み、大地からなる開放的な自然
3	新田大橋手前	安比川沿い紅葉
4	旧安代町・安比高原牧場	水仙畑と安比高原スキー場
5	安比高原のブナの駅付近	中の牧場の池塘
6	涼川河川公園	七時雨山と涼川
7	市道川原目線川原目橋	七時雨山と涼川
8	平舘松尾・平舘田圃の畦道	岩手山から八幡平の連山安比スキー場を一望でき、周囲に姫神山・七時雨山を一望
9	茶臼岳	岩手山
10	八幡平スキー場	八幡平の紅葉
11	田頭舘山公園	岩手山と三ツ森山
12	東北自動車道岩手山 SA	残雪の岩手山
13	森の大橋	松川渓谷の滝
14	平笠付近	初冬の田園と岩手山
15	県道焼走り線のナリヤ沢	岩手山
16	平笠の岩手山焼走り溶岩流	焼走り溶岩流と岩手山
17	溶岩流展望台	岩手山と焼走り溶岩流
18	旧西根町焼走りの湯へ行く途中	春まだ浅き岩手山
19	三ツ石山頂	岩手山（西岩手）と広がる原生的森林
20	岩手山の山頂	岩手山頂上
21	渋民公園	石川啄木の歌碑と岩手山

資料)いわての残したい景観（http://www.pref.iwate.jp/toshigesui/machizukuri/23156/index.html）

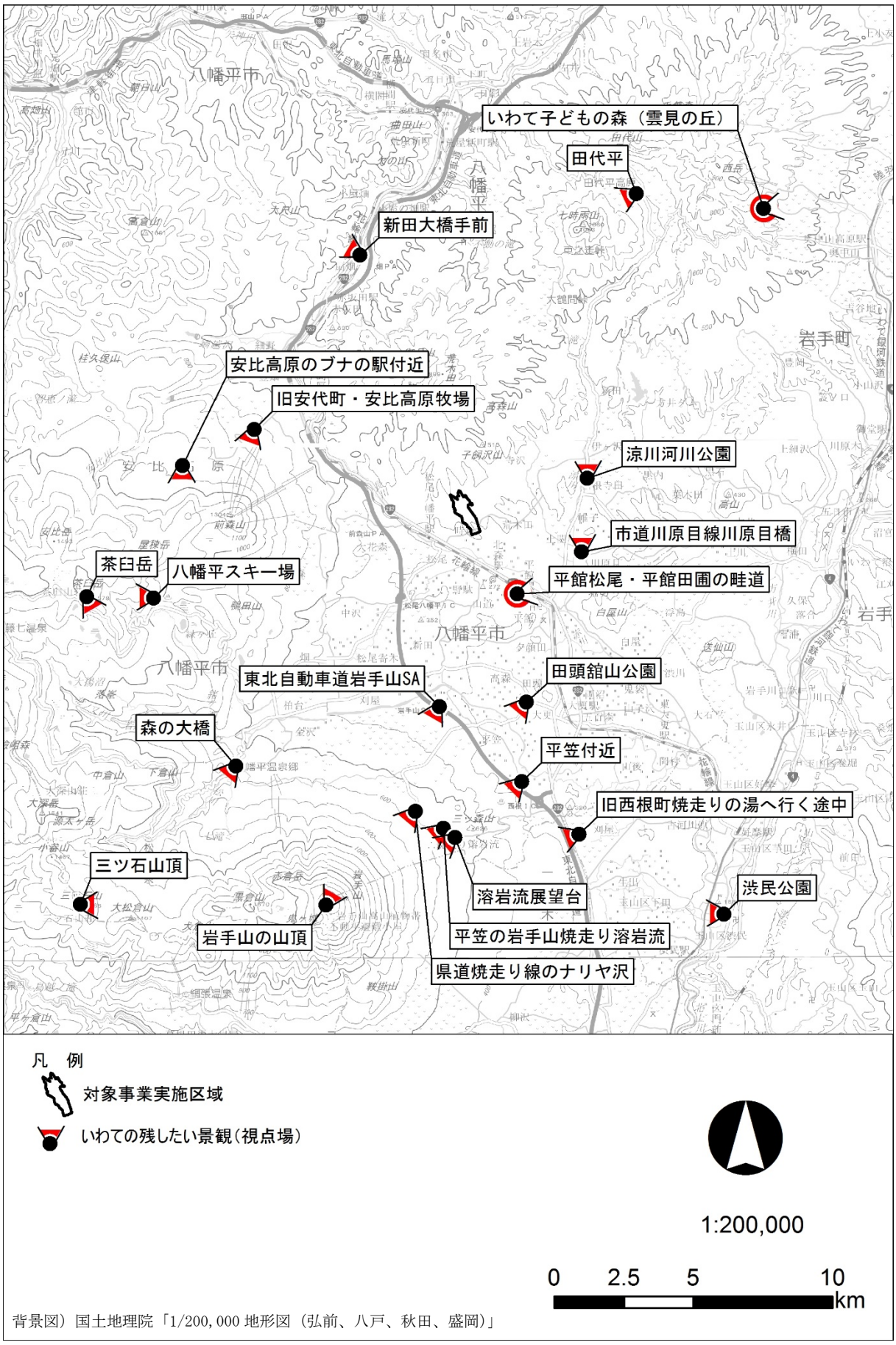

図 3.1-13　いわての残したい景観（視点場）

2) 景観資源

八幡平市における自然景観資源を表 3.1-26 に示す。また、このうち対象事業実施区域及びその周辺における自然景観資源を図 3.1-14 に示す。

周辺の自然景観資源として、「長者山」が対象事業実施区域から南東約 5km に、「大滝」が北東約 7km に位置しているが、いずれも対象事業実施区域から視認することはできない。

表 3.1-26 自然景観資源

区分	件数	主な自然景観資源
特定植物群落	9	焼走り溶岩流植生（西根）、松森山のアカマツ林（西根）、八幡平の湿原植物（松尾・安代） 等
火山群	4	岩手山（西根・松尾）、七時雨山（西根・安代）、大深岳（松尾）、八幡平（松尾・安代）
火山	25	七時雨山（西根・安代）、岩手山（西根・松尾）、二ツ森（松尾）、八幡平（松尾・安代） 等
火口・カルデラ	3	岩手山火口（西根・松尾）、田代平高原（西根・安代）、屏風尾根（松尾）
火山性高原（台地状）	1	安比高原（安代）
流れ山群	1	五百森泥流（西根・松尾）
噴泉	1	藤七温泉（松尾）
噴気口	1	藤七温泉（松尾）
非火山性高原	1	白樺野（安代）
非火山性孤峰	2	長者山、白屋山（西根）
断崖・岩壁	1	安比川（安代）
滝	9	大滝（西根）、旗滝（松尾）、不動の滝（安代） 等
湖沼	47	御在所沼、御苗代湖、御釜湖（松尾）、八幡沼（安代） 等
湿原	44	御苗代湿原（松尾）、八幡沼湿原（安代） 等
合計	149	

資料）第 3、5 回自然環境保全基礎調査（環境省自然環境局）

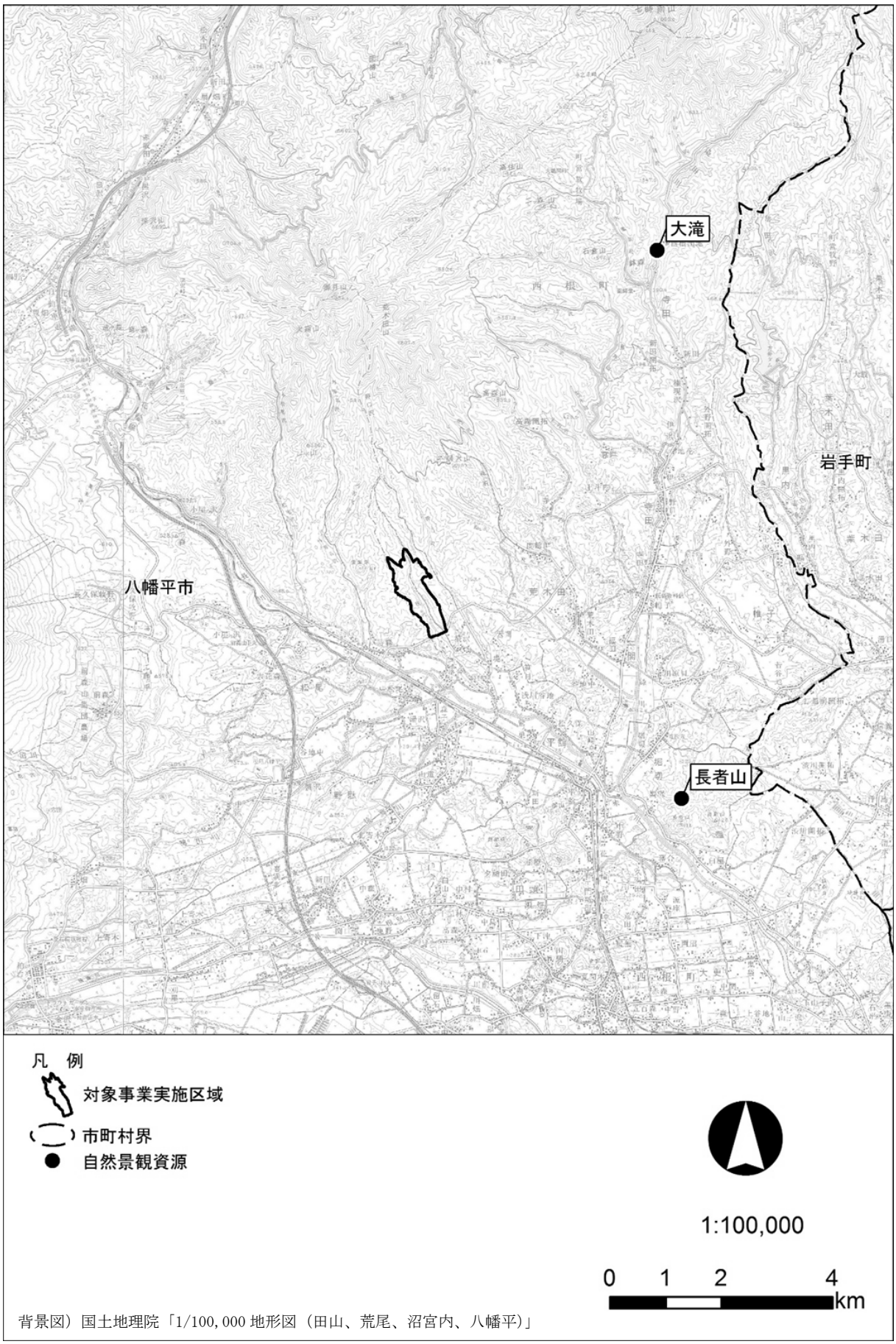

図 3.1-14　自然景観資源位置図

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場を表 3.1-27 及び図 3.1-15 に示す。

表 3.1-27 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	身近な自然の名称	利用等
1	長者屋敷清水	建物周りのみどり 緑豊かな田園 池、湖沼、湧水地等の水辺
2	館公園	街角のみどり
3	為内の一本桜	街角のみどり
4	七時雨カルデラライン	観光道路

資料)岩手県自然環境保全指針（平成 11 年、岩手県）
八幡平市観光パンフレット類

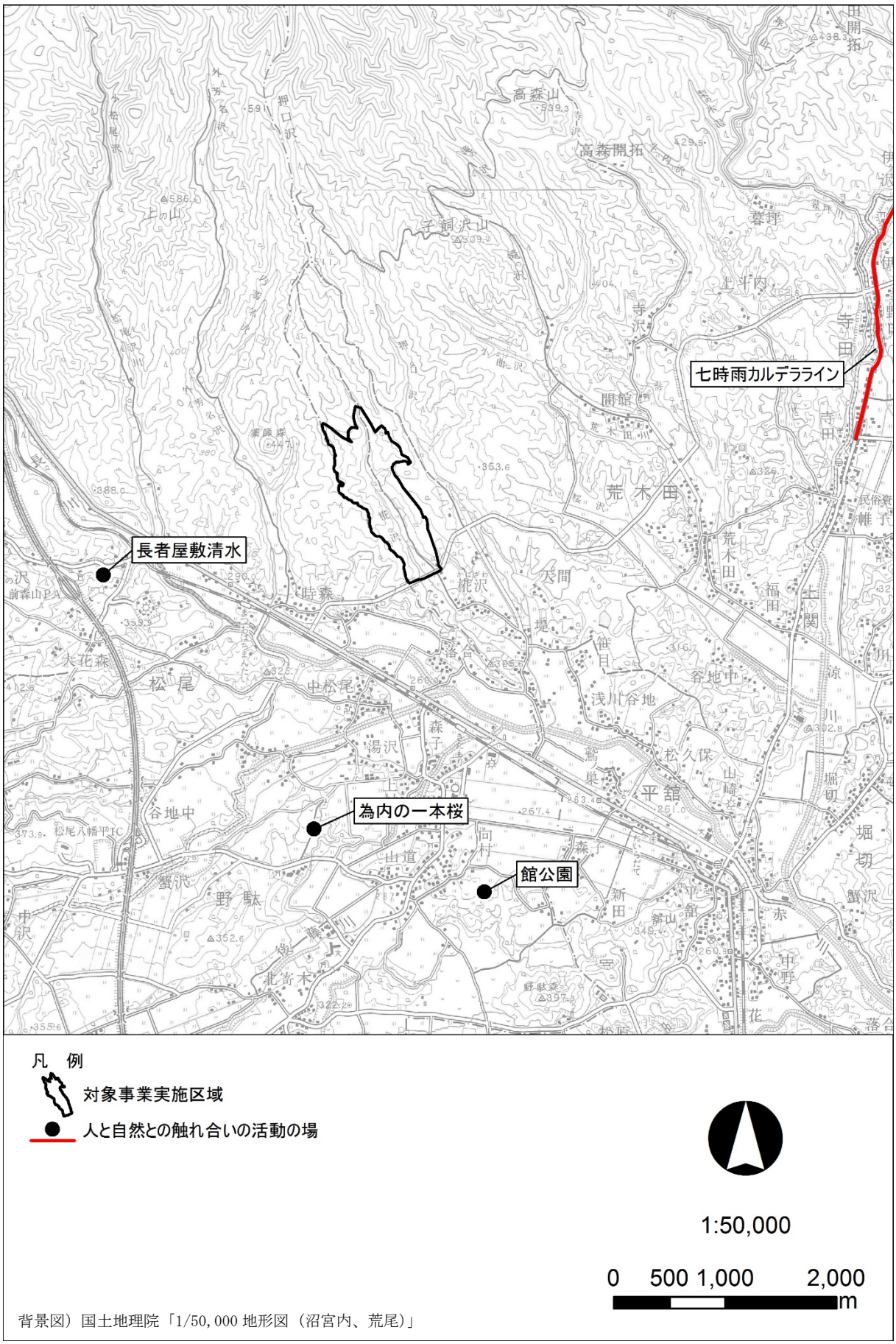

図 3.1-15　人と自然との触れ合いの活動の場位置図

3.1.7　公害苦情の状況

対象事業実施区域のある八幡平市での平成 21～平成 26 年度における公害苦情件数を表 3.1-28 に示す。典型 7 公害以外の公害に関する苦情が多い傾向である。

表 3.1-28　過去 6 年間における公害苦情件数（八幡平市）

種類 年度	典型 7 公害（件）							典型 7 公害以外（件）	合計（件）
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成 21 年度	4	9	－	1	－	－	1	24	39
平成 22 年度	1	－	－	2	－	－	3	23	29
平成 23 年度	2	7	－	－	－	－	2	6	17
平成 24 年度	5	1	－	2	－	－	2	8	18
平成 25 年度	2	2	－	3	－	－	1	4	12
平成 26 年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	14	19	0	8	0	0	9	65	115

資料)岩手県統計年鑑（平成 21～26 年度）

3.2　社会的状況

3.2.1　人口及び産業の状況

(1)　人口及び世帯数

平成 7 年～平成 27 年における八幡平市の人口を表 3.2-1 及び図 3.2-1 に示す。

人口は減少傾向にあり、20 年間で約 6,000 人が減少している。

表 3.2-1　人口の推移

年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口（人）	32,751	32,485	31,079	28,680	26,355

備考)平成 7 年、平成 12 年の数値は合併前の西根町、松尾村、安代町の合算
資料)国勢調査（http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521）

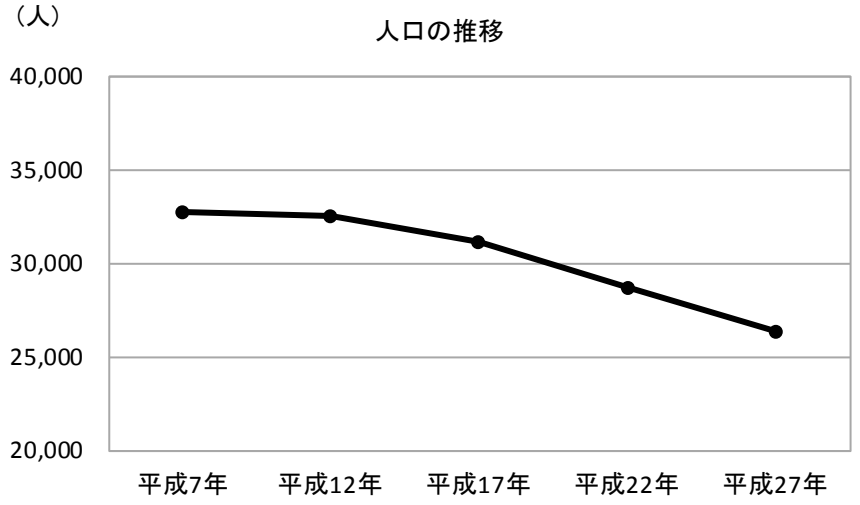

図 3.2-1　人口の推移

資料)国勢調査（http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521）

(2) 産業

1) 産業人口

八幡平市における平成 22 年の産業別就業者数を表 3.2-2 に示す。

八幡平市の就業者総数は 14,315 人で、第 3 次産業の就業者数が最も多く、全体の約半数を占めている。分類別にみると、農業、製造業、卸売業、小売業の順に多くなっている。

表 3.2-2 産業別就業人数（平成 22 年）

大分類	小分類	人口（人）
第 1 次産業	農業、林業	3,351
	（うち農業）	3,178
	漁業	12
	小計	3,363
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	26
	建設業	1,497
	製造業	2,108
	小計	3,631
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	46
	情報通信業	43
	運輸業、郵便業	531
	卸売業、小売業	1,720
	金融業、保険業	125
	不動産業、物品賃貸業	72
	学術研究、専門・技術サービス業	147
	宿泊業、飲食サービス業	1,115
	生活関連サービス業、娯楽業	522
	教育、学習支援業	289
	医療、福祉	1,292
	複合サービス事業	242
	サービス業（他に分類されないもの）	685
	公務（他に分類されるものを除く）	468
	小計	7,297
分類不能の産業		24
合計		14,315

資料)国勢調査（http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001036189&cycleCode=0&requestSender=search）

2) 商業

八幡平市における平成 16 年～平成 26 年の商業の推移を表 3.2-3 に示す。

経年的にみると、事業所数、従業者数、商品販売額のいずれも減少傾向にある。

表 3.2-3 商業の推移

市名	項目	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
八幡平市	事業所数（戸）	384	379	264
	従業者数（人）	1,878	2,013	1,353
	商品販売額（百万円）	34,183	34,035	26,002

備考）平成 16 年の数値は合併前の西根町、松尾村、安代町の合算
資料）商業統計調査報告書（http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2.html）

3) 工業

八幡平市における平成 22 年～平成 26 年の工業の推移を表 3.2-4 に示す。

経年的にみると、事業所数、従業者数、製造品販売額等はほぼ横ばいで推移している。

表 3.2-4 工業の推移

市名	項目	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
八幡平市	事業所数（戸）	60	56	59	56	58
	従業者数（人）	1,989	2,052	2,164	1,983	2,018
	製造品販売額等（百万円）	32,001	26,812	30,217	27,346	28,275

資料）工業統計調査報告書（http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html）

4) 農業

八幡平市における平成 12 年～平成 22 年の農家数の推移を表 3.2-5 に示す。

経年的にみると、農家数は減少傾向にあるが、専業農家は増加傾向にある。

表 3.2-5 農家数の推移

市名	項目（戸）		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
八幡平市	農家数		3,544	3,281	2,880
	専業農家		471	616	743
	兼業農家	計	3,073	2,665	2,137
		第 1 種兼業農家	802	581	388
		第 2 種兼業農家	2,271	2,084	1,749

備考)平成 12 年、平成 17 年の数値は合併前の西根町、松尾村、安代町の合算
資料)八幡平市 HP（http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat58/cat556/post_1620.php）

3.2.2　土地利用の状況

(1)　概況

八幡平市における平成 26 年の地目別面積を表 3.2-6 に示す。

全体として山林の割合が高く、全体の 74%を占めている。

表 3.2-6　地目別面積（平成 26 年）

区分	面積（㎡）	割合（%）
田	50,754,973	5.9
畑	40,174,245	4.7
宅地	12,387,746	1.4
鉱泉地	121	0.0
池・沼	314,424	0.0
山林	637,816,909	74.0
牧場	9,410,004	1.1
原野	26,516,637	3.1
雑種地	11,307,955	1.3
その他	73,566,986	8.5
総面積	862,250,000	100.0

資料)岩手県統計情報（http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html）

(2)　土地利用計画

1)　国土利用計画法

対象事業実施区域及びその周辺における、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用計画の指定状況を図 3.2-2 及び図 3.2-3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、森林地域及び農業地域に指定されている。

2)　都市計画法

対象事業実施区域及びその周辺における、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の指定状況を図 3.2-4 に示す。

対象事業実施区域は、都市計画区域外にあり、用途地域に指定されていない。

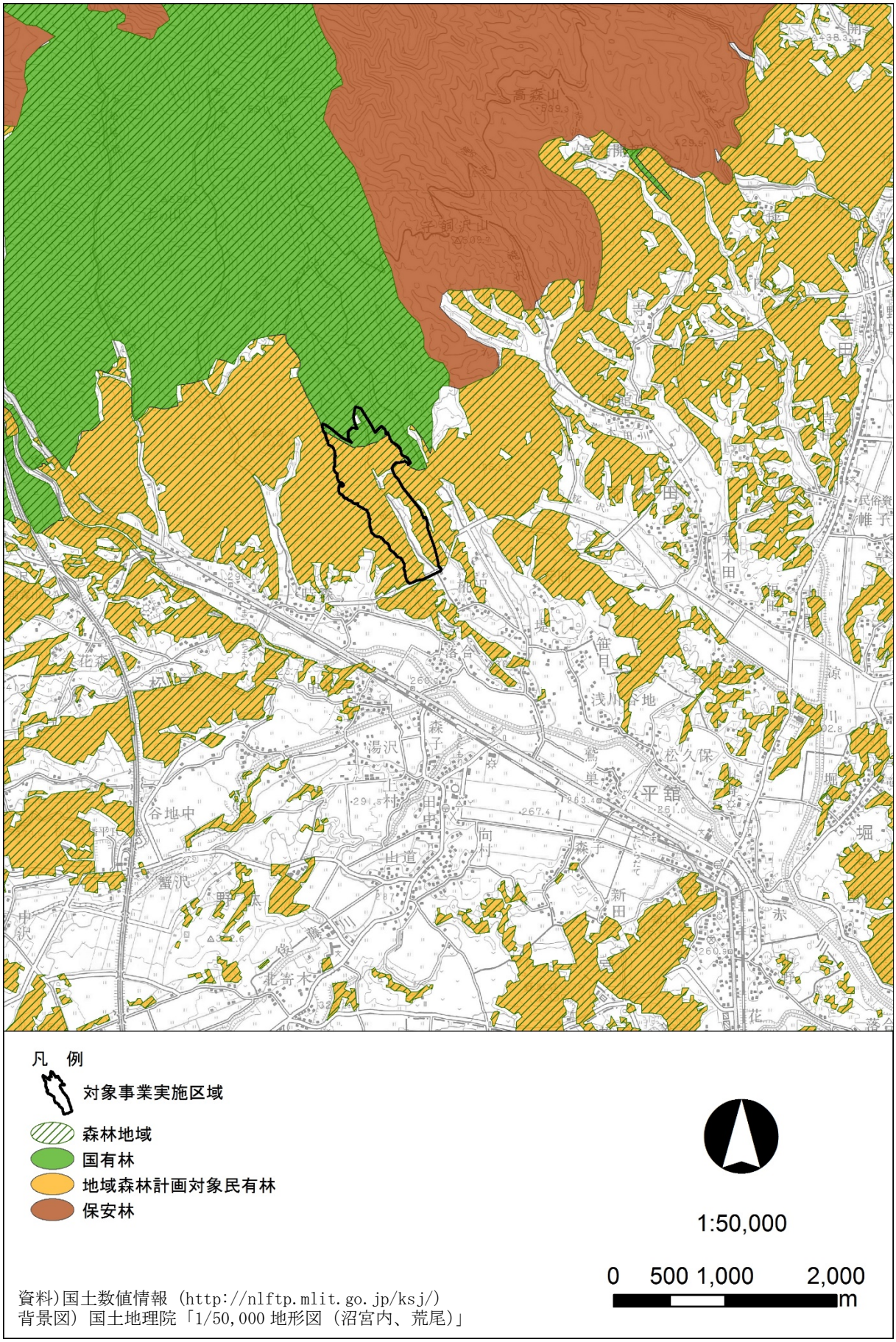

図 3.2-2　土地利用基本計画の指定状況（森林地域）

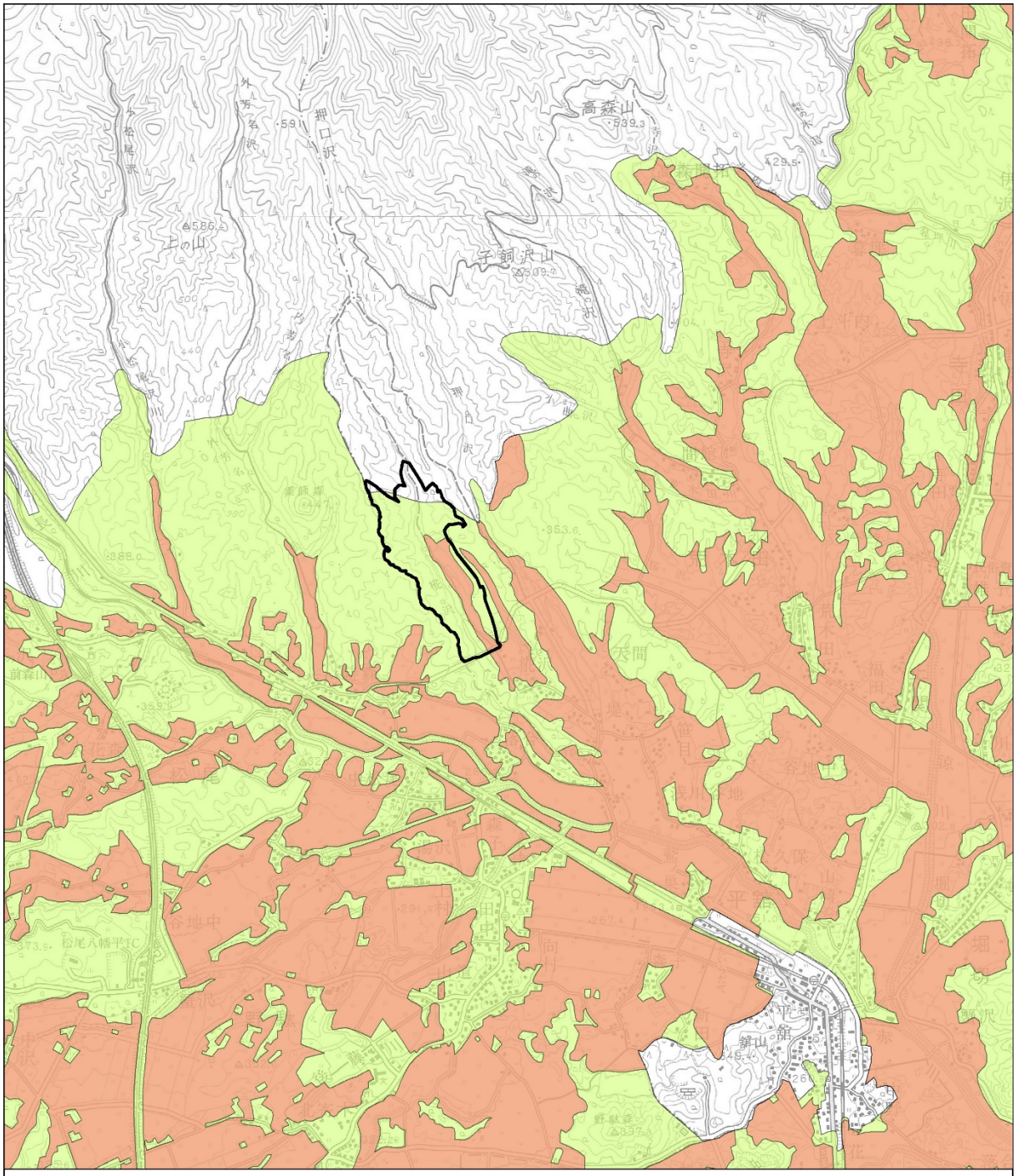

凡　例

対象事業実施区域

農用地区域

農業地域

1:50,000

0　500 1,000　2,000
m

資料)国土数値情報（http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/）
背景図）国土地理院「1/50,000 地形図（沼宮内、荒尾）」

図 3.2-3　土地利用基本計画の指定状況（農業地域）

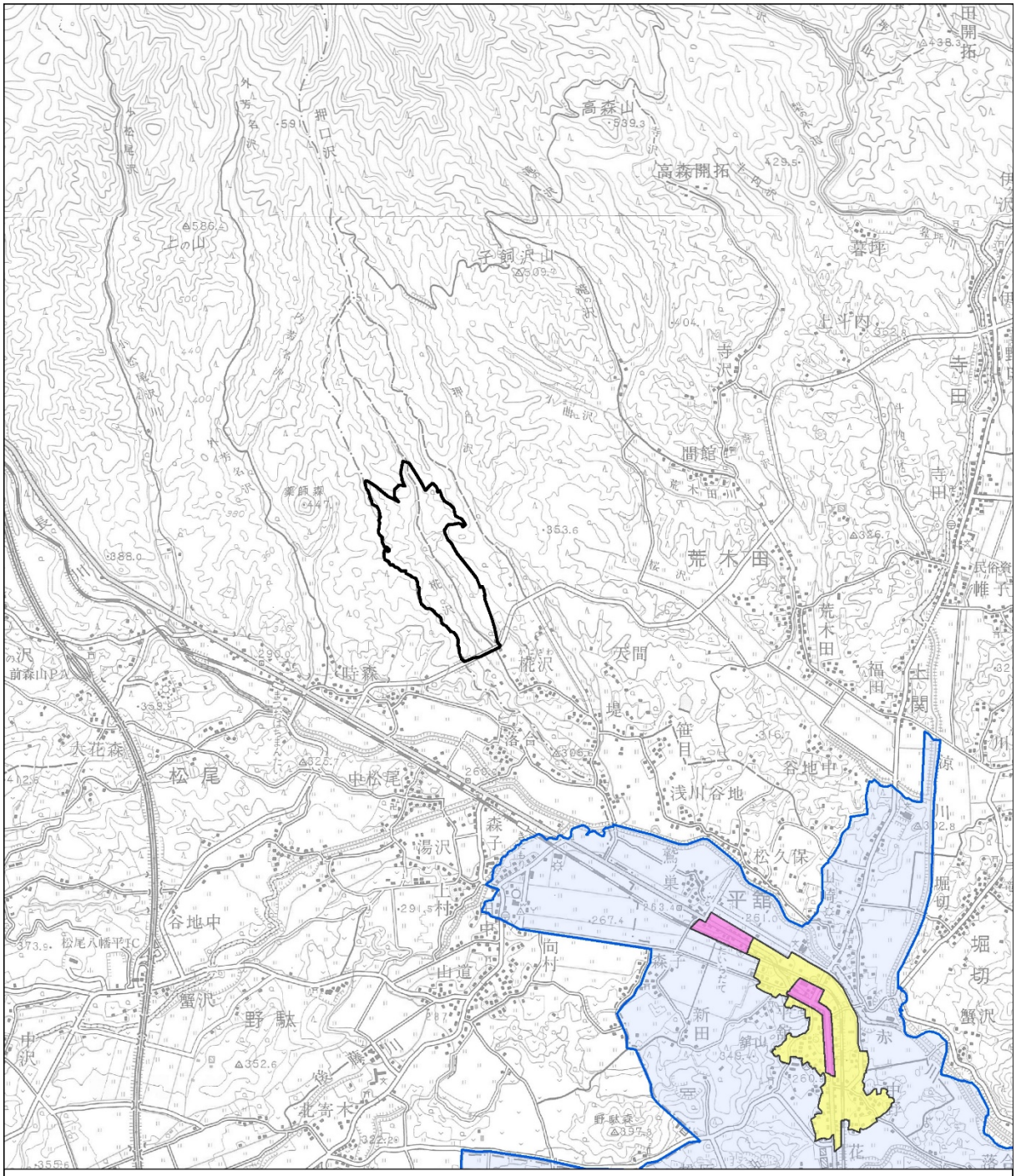

凡　例

対象事業実施区域

都市計画区域

用途地域

第一種住居地域

近隣商業地域

1:50,000

0　500 1,000　2,000
m

資料）八幡平市都市計画図（平成 23 年、八幡平市）
背景図）国土地理院「1/50,000 地形図（沼宮内、荒尾）」

図 3.2-4　都市計画区域及び用途地域の指定状況

3.2.3　河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1)　水利用の状況

1)　河川の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な河川を図 3.2-5 に示す。

対象事業実施区域には椛沢が流れ、押口沢と合流し、赤川、松川、北上川へと流入する。

対象事業実施区域及びその周辺は水田や耕作地が広がる。対象事業実施区域を流れる椛沢については、椛沢集落内の農業用水として利用されている。

2)　地下水の利用状況

対象事業実施区域の下流部に位置する椛沢集落では、井戸を設置している家屋が多く、飲用水や農業用水として利用されている。

また、対象事業実施区域のある八幡平市における地下水を水源とする浄水場は表 3.2-7 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺には地下水を水源とする浄水場は存在しない。

表 3.2-7　八幡平市における地下水を水源とする浄水場

項目	上水道事業		簡易水道事業
浄水場名	平笠浄水場	高森浄水場	荒屋簡易水道第 2 浄水場
所在地	平笠 2-6-434	田頭 8-2-34	安比スキー場内
水源系統	平笠	大関	安代第 3 水源
原水の種類	地下水	地下水・湧水	地下水
供給可能水量（㎥/日）	2,344	3,274	605
浄水処理方法	次亜塩素酸ナトリウム溶液注入		

資料)平成 28 年度水道水質検査計画書（http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat52/cat560/post_2318.php）

3)　漁業権

対象事業実施区域及びその周辺の漁業権の設定状況を表 3.2-8 及び図 3.2-6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺を流れる椛沢や押口沢は漁業権が設定されているが、処理水の放流先となる赤川については漁業権が設定されていない。

表 3.2-8　漁業権の設定状況

漁業権番号	免許漁協名	漁場の区域	対象魚
内共第 21 号（松川）	松川淡水	基点第 26 号と基点第 26 号の 2 を結ぶ線から上流の松川本流及びその支流の区域 （赤川本流及び八幡平市古屋敷の区域を除く。） 基点第 26 号 盛岡市玉山区松内字舘 13 番地 5 の標識 基点第 26 号の 2 八幡平市大更第 7 地割 199 番地 1 の標識	アユ、ヤマメ、イワナ、ウグイ、カジカ

資料)岩手県農林水産部水産振興課 HP（http://www.pref.iwate.jp/suisan/naisuimen/014805.html）

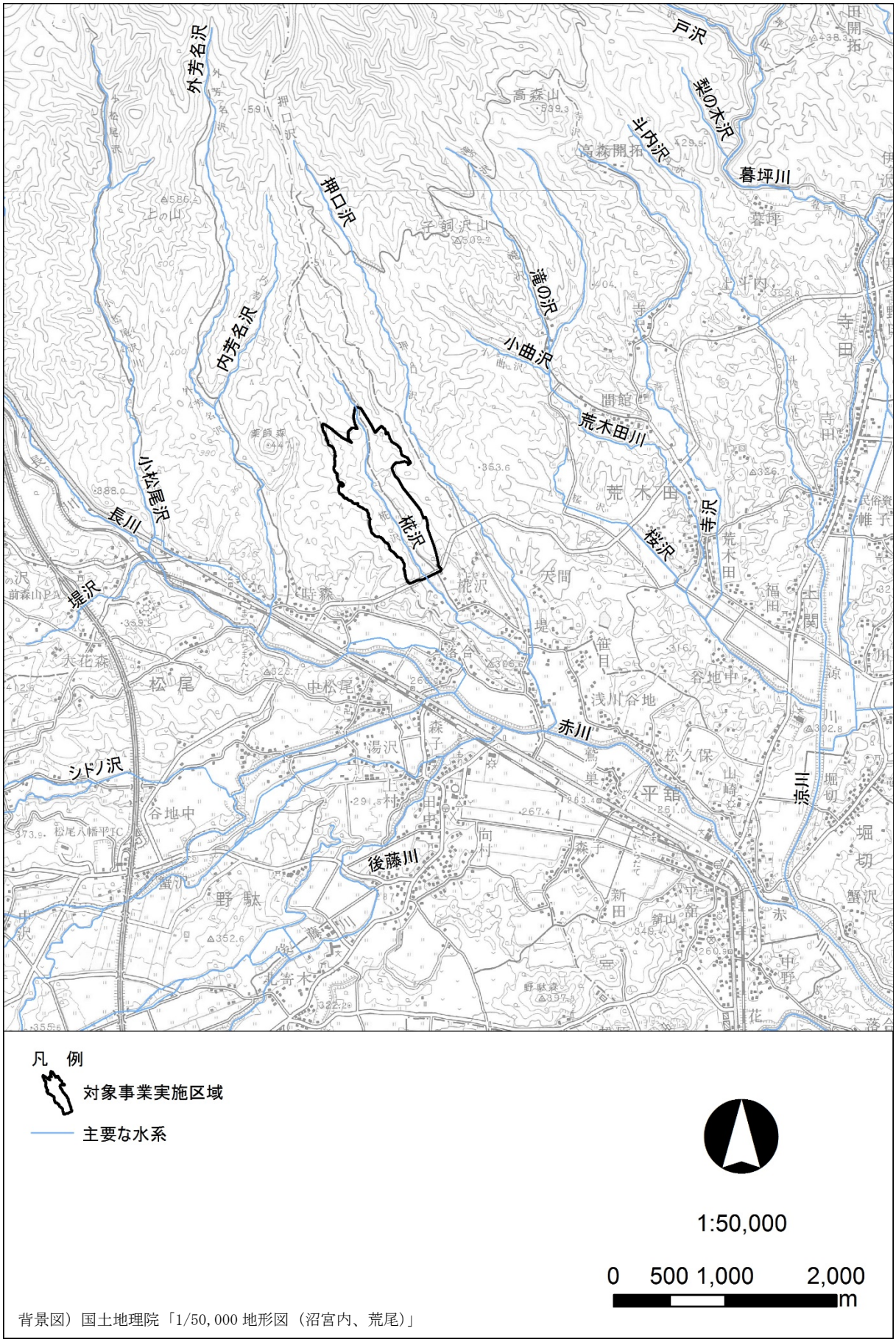

図 3.2-5　主要な河川の状況

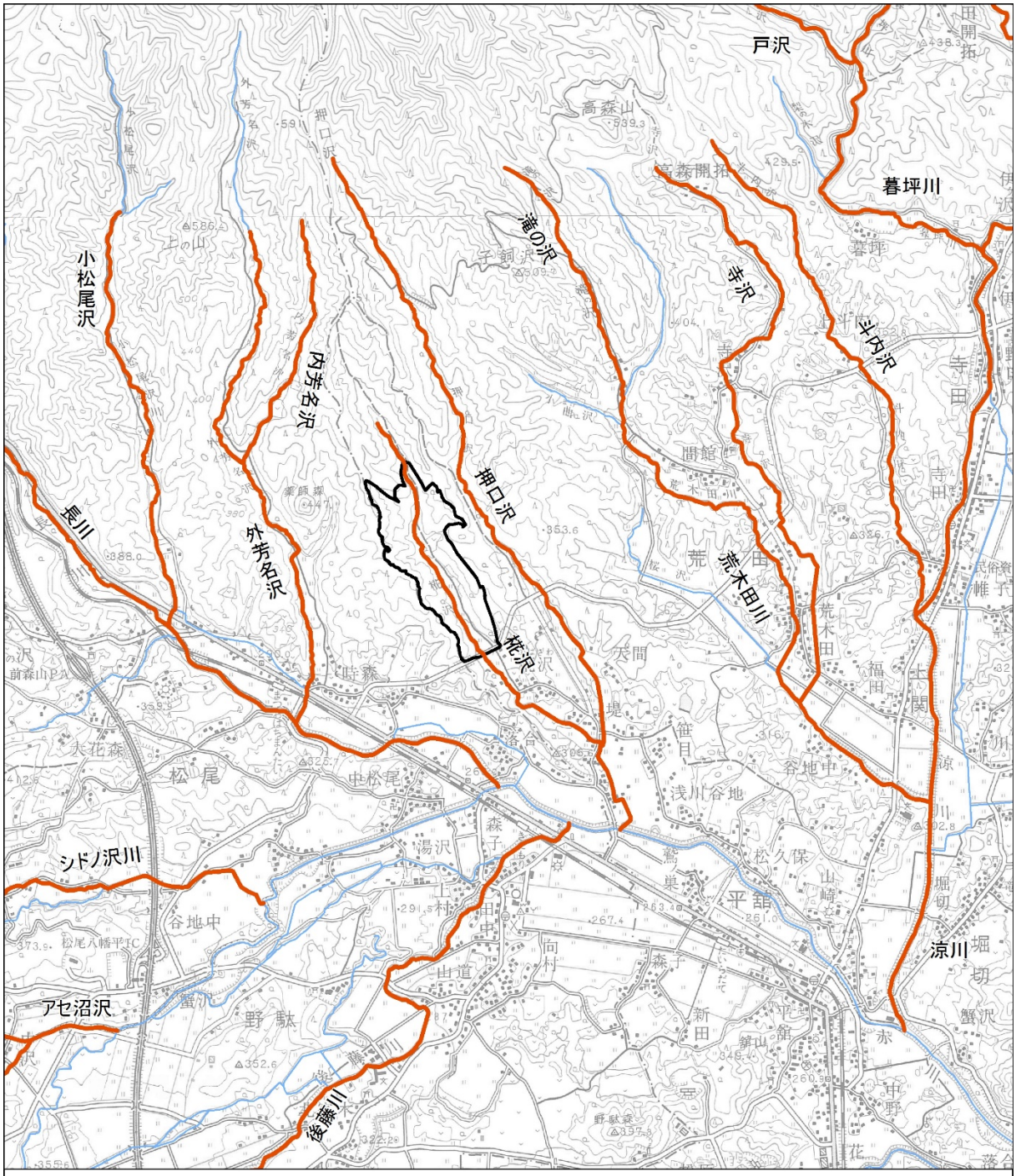

資料)岩手県農林水産部水産振興課 HP (http://www.pref.iwate.jp/suisan/naisuimen/014805.html)
背景図) 国土地理院「1/50,000 地形図 (沼宮内、荒尾)」

図 3.2-6　内水面共同漁業権の状況

3.2.4　交通の状況

(1)　交通網

対象事業実施区域及びその周辺における交通網の状況を図 3.2-7 に示す。

主要な道路として、東北自動車道、一般国道 282 号、主要地方道柏台松尾線、主要地方道岩手平舘線、一般県道田代平西根線が存在する。

(2)　交通量

対象事業実施区域及びその周辺の交通量調査地点を図 3.2-7 に、交通量調査結果を表 3.2-9 に示す。

表 3.2-9　交通量調査結果（平成 22 年度）

No	路線名	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間自動車類交通量（台）			平日 24 時間自動車類交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般県道田代平西根線	八幡平市野口	721	62	783	833	83	916
2	一般国道 282 号	八幡平市中松尾	3,905	868	4,773	4,863	960	5,823
3	市道(旧一般国道 282 号)	八幡平市平舘	8,418	928	9,346	10,293	1,109	11,402

備考）No.3 の位置する路線は平成 22 年度の調査時は一般国道 282 号であったが、一般国道 282 号西根バイパスの供用に伴い、現在は八幡平市道となっている。
資料)平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査 (http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/)

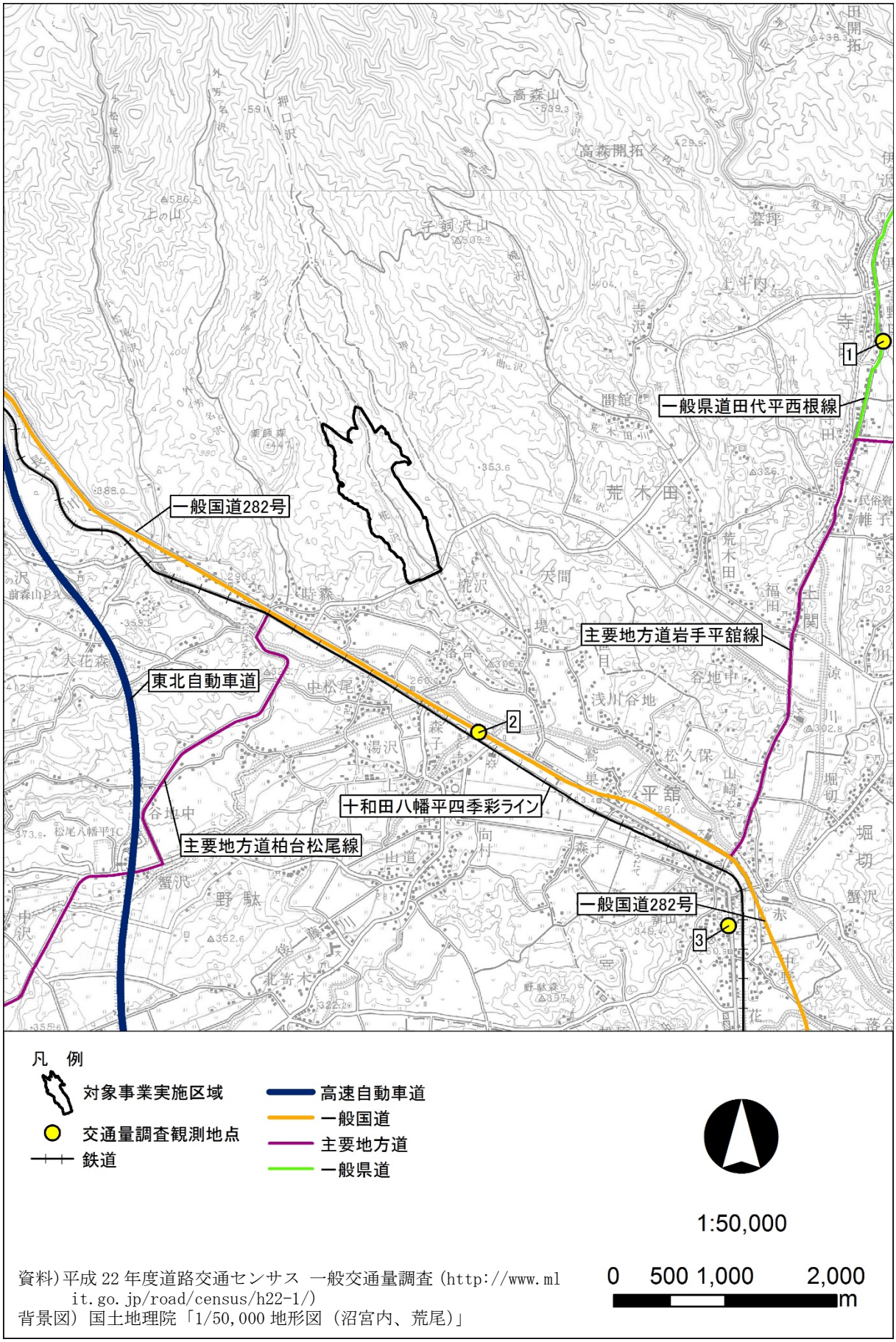

資料）平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査（http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/）
背景図）国土地理院「1/50,000 地形図（沼宮内、荒尾）」

図 3.2-7　交通の状況及び交通量調査地点位置図

3.2.5　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1)　学校、病院等の施設の配置状況

環境保全についての配慮が特に必要な施設は、学校や病院、患者の収容施設を有する診療所、文化・体育施設、老人ホーム、福祉施設である。

対象事業実施区域及びその周辺における施設の一覧を表 3.2-10 に、位置図を図 3.2-8 に示す。

表 3.2-10　環境の保全についての配慮が特に必要な施設

No	区分	名称	対象事業実施区域との位置関係
1	小学校	平舘小学校	南東側約 3,400m
2		松野小学校	南側約 1,600m
3		寺田小学校	東側約 3,800m
4	中学校	西根第一中学校	南東側約 3,500m
5		松尾中学校	南側約 3,400m
6	高等学校	平舘高校	南東側約 4,100m
7	診療所	平舘クリニック	南東側約 3,000m
8	文化施設	八幡平市松尾ふれあい文化伝承館	南側約 3,300m
9	福祉施設	松野保育所	南側約 1,800m
10		平舘保育園	南東側約 4,100m
11		西根北部デイサービスセンター	南東側約 3,500m
12		松尾保健センター	南側約 2,000m
13		特別養護老人ホーム　麗峰苑	南東側約 2,500m
14		特別養護老人ホーム　はらからの里	南側約 1,800m

資料)八幡平市地域福祉課 HP (http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat56/cat588/post_1813.php)
学校教育情報サイト (http://www.gaccom.jp/search/p3/c214_kinder/)
八幡平市教育総務課 HP (http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat83/cat1499/post_2333.php)
東北厚生局 HP (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html)
八幡平市 HP (http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat61/post_126.php)
福祉医療機構 HP-WAMNET(http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/)

(2)　住宅の配置状況

対象事業実施区域及びその周辺における住宅の配置の状況を図 3.2-9 に示す。

最も近い集落として、対象事業実施区域の南側に椛沢集落が存在する。

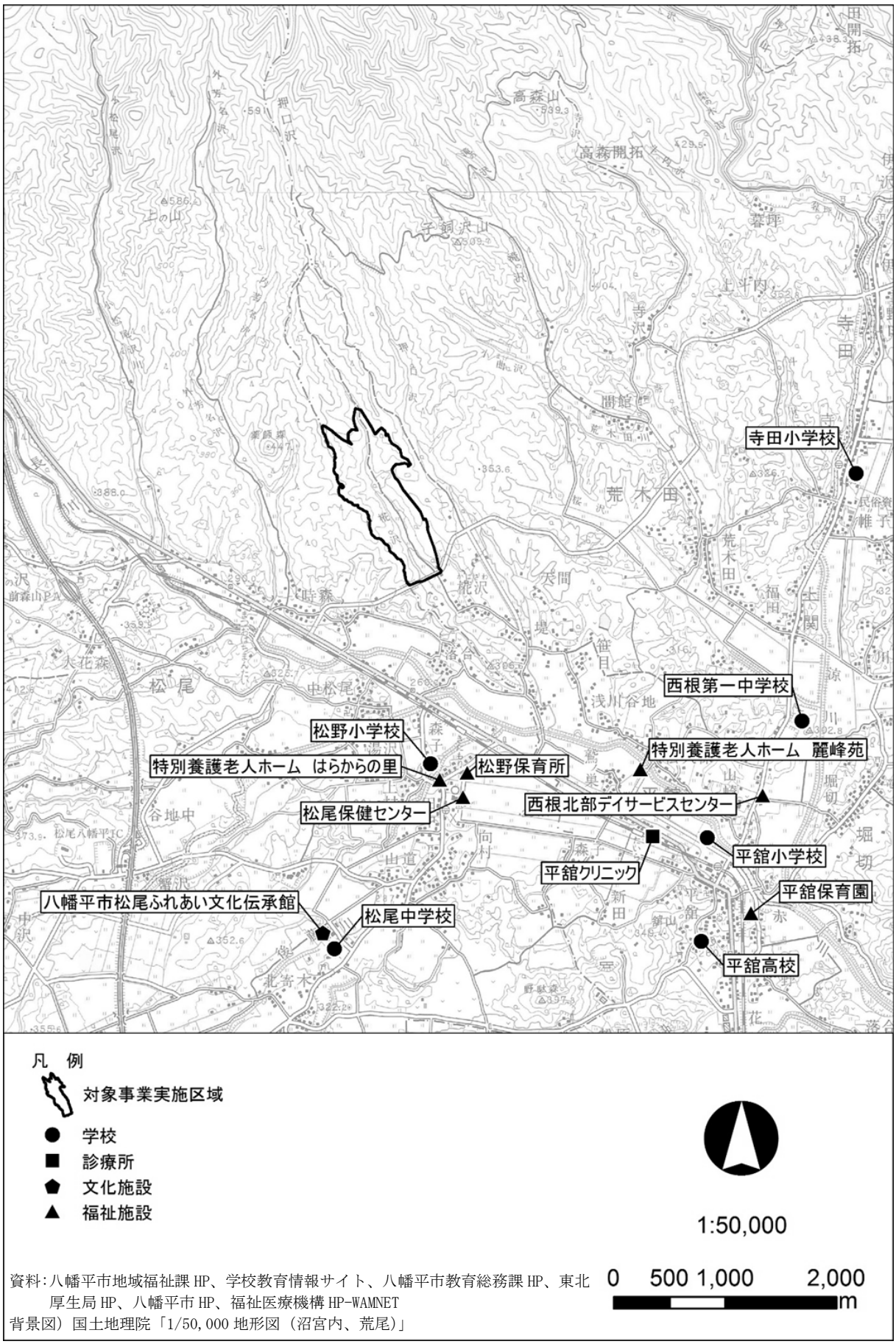

資料:八幡平市地域福祉課 HP、学校教育情報サイト、八幡平市教育総務課 HP、東北厚生局 HP、八幡平市 HP、福祉医療機構 HP-WAMNET
背景図）国土地理院「1/50,000 地形図（沼宮内、荒尾)」

図 3.2-8　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

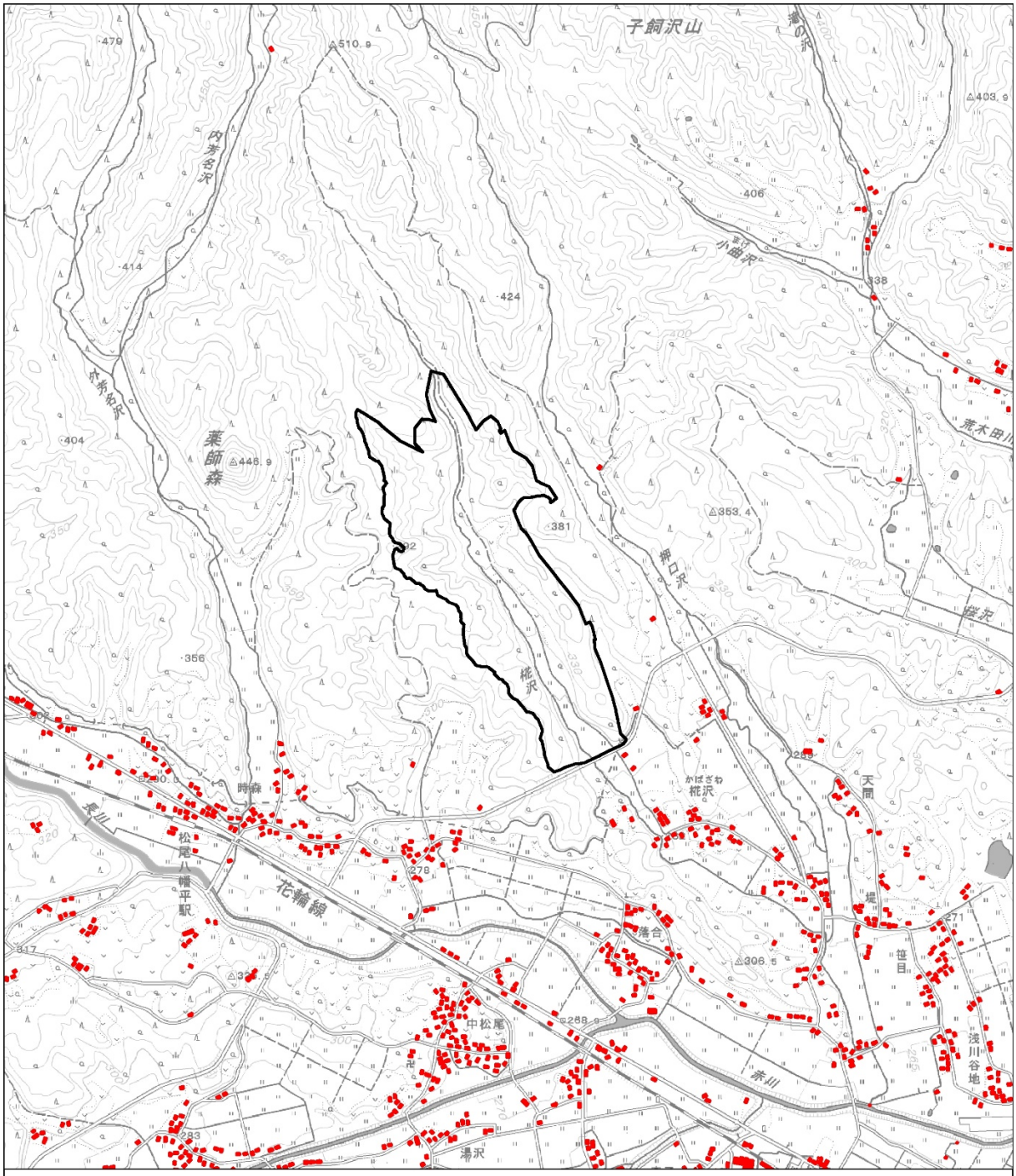

凡　例

対象事業実施区域

住宅

1:25,000

0　250　500　1,000
m

資料)国土地理院　基盤地図情報サイト（http://www.gsi.go.jp/kiban/）
背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 3.2-9　住宅の配置の概況

3.2.6　上下水道の整備の状況

(1)　上水道の状況

八幡平市における平成 26 年度の上水道の整備状況を表 3.2-11 に示す。

表 3.2-11　上水道の整備状況（平成 26 年度）

市名	行政区域内現在人口（人）	水道施設数（箇所）				計画給水人口（人）	現在給水人口（人）	水道普及率（%）
		総数	上水道	簡易水道	専用水道			
八幡平市	26,640	20	1	3	16	63,175	23,184	87.0

資料)岩手県統計情報（http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html）

(2)　下水道の状況

八幡平市における平成 27 年度の下水道の整備状況を表 3.2-12 に示す。

表 3.2-12　下水道の整備状況（平成 27 年度）

種類	普及人口（人）	普及率（%）
汚水処理	21,548	79.9
下水道	8,225	30.5
農業集落排水施設	9,155	33.9
漁業集落排水施設	0	0.0
浄化槽等	4,168	15.4
コミュニティプラント	0	0.0
住民基本台帳人口（H28.3.31 現在）	26,978	－

資料)岩手県県土整備部下水環境課 HP（http://www.pref.iwate.jp/toshigesui/gesui/fukyuu/017569.html）

(3)　し尿処理の状況

八幡平市における平成 25 年度のし尿処理の状況を表 3.2-13 及び表 3.2-14 に示す。

表 3.2-13　し尿処理人口の内訳（平成 25 年度）

水洗化率（%）	水洗化人口（人）					非水洗化人口（人）		
		公共下水道人口	コミュニティプラント人口	浄化槽人口			計画収集人口	自家処理人口
					合併処理浄化槽人口			
65.3	18,409	6,914	0	11,495	6,042	9,761	9,511	250

備考)水洗化率は以下の式によるものとする。水洗化率(%)=(水洗化人口/（水洗化人口＋非水洗化人口））×100
資料)環境省廃棄物処理技術情報（http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h25/index.html）

表 3.2-14　し尿処理の内訳（平成 25 年度）

し尿処理量（kL/年）						
し尿処理施設	ごみ堆肥化施設	メタン化施設	下水道投入	農地還元	その他	合計
11,458	0	0	0	0	0	11,458

備考)し尿処理施設には浄化槽汚泥を含む
資料)環境省廃棄物処理技術情報（http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h25/index.html）

3.2.7　一般廃棄物の処理状況

八幡平市における一般廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場の概要を表 3.2-15 及び表 3.2-16 に、位置図を図 3.2-10 に示す。

また、八幡平市における廃棄物の排出状況を表 3.2-17 に示す。

表 3.2-15　一般廃棄物処理施設の概要

種別	施設名	設置者	設置場所	処理能力	建設年度	処理方式
ごみ焼却施設	八幡平市清掃センター	八幡平市	八幡平市野駄第 27 地割 621	50ｔ/日	平成 7～9 年	機械化バッチ

資料)岩手県統計情報（http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html）

表 3.2-16　一般廃棄物最終処分場の概要

施設名	設置場所	埋立開始年度	埋立終了年度	埋立地面積（㎡）	全体容積（㎡）	埋立量（ｔ/年度）	遮水方式	浸出水の処理
八幡平市一般廃棄物最終処分場	八幡平市松尾 1-808	2013	2027	5,300	24,700	1,375	底部遮水工	擬集沈殿、生物処理（脱窒素なし）、砂ろ過、消毒

資料)岩手県環境生活部資源循環推進課「一般廃棄物処理事業の概況（平成 26 年度実績)」（平成 28 年 6 月）

表 3.2-17　八幡平市における廃棄物の排出状況

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ごみ総排出量(t)		10,056	10,378	10,604	10,905	10,651
	生活系(t)	6,904	7,166	7,254	7,446	7,297
	事業系(t)	3,152	3,212	3,350	3,459	3,354
リサイクル量(t)		1,131	1,320	1,251	1,220	1,143
リサイクル率(%)		11.2	12.7	11.8	11.2	10.7
処理(焼却+埋立)量(t)		8,925	9,058	9,353	9,685	9,508
焼却施設処理量(t)		8,524	8,626	8,898	9,232	9,062
最終処分量(t)		1,402	1,455	2,487	1,901	1,595

資料)岩手県環境生活部資源循環推進課 HP（http://www.pref.iwate.jp/kankyou/ippai/024231.html）

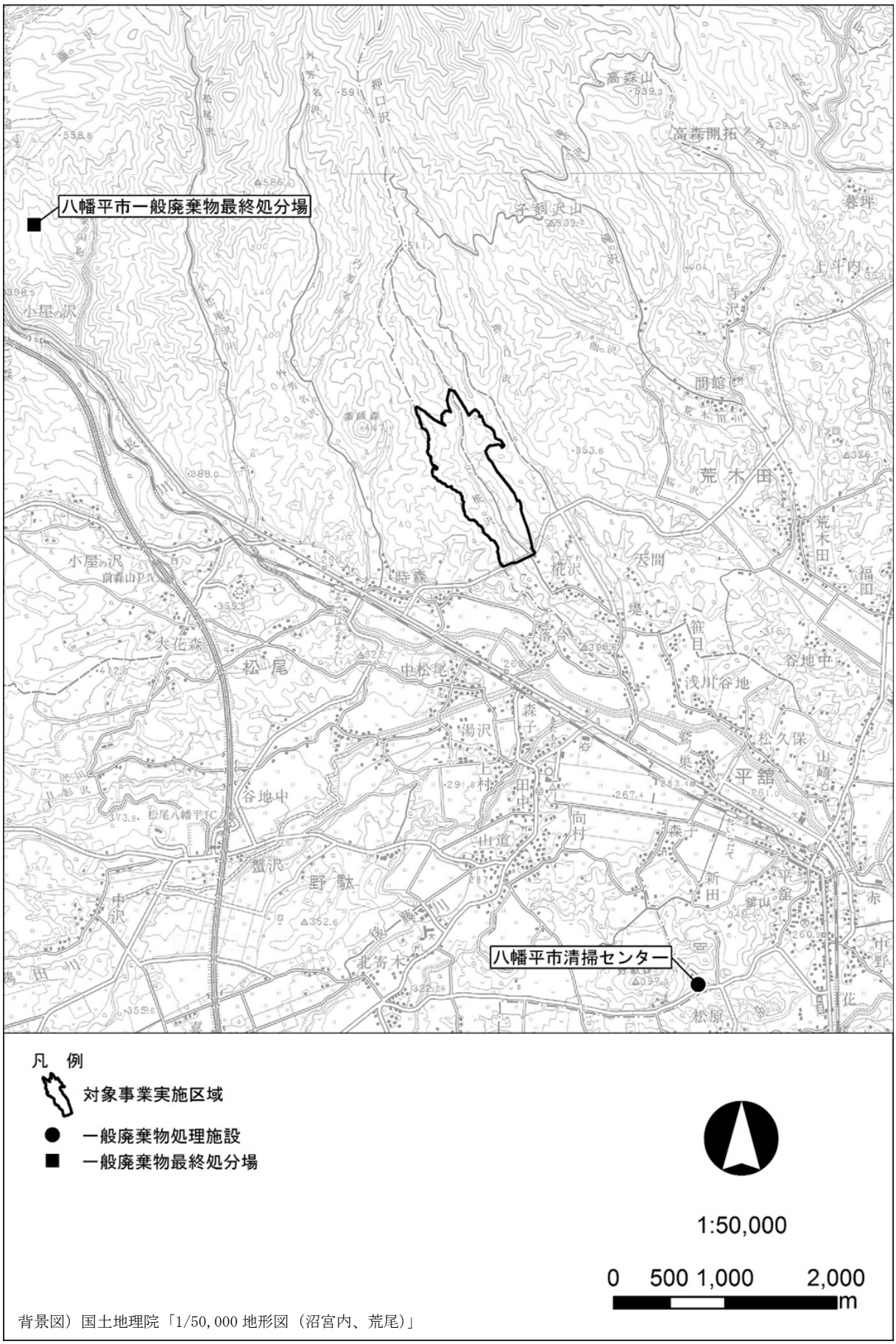

背景図）国土地理院「1/50,000 地形図（沼宮内、荒尾）」

図 3.2-10　一般廃棄物処理施設

3.3　環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に係る施策の内容

3.3.1　公害防止関係

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）や、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）等の各法律及び岩手県の「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（平成 13 年条例第 71 号。以下「生活環境保全条例」という。）に基づく規制基準等がある。

公害防止関係の主な法令等の一覧を表 3.3-1 に示す。

表 3.3-1　公害防止関係の主な法令等

区分	法令		定められている事項	事業との関連性
大気汚染	環境基本法		環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、規制基準	×
	大気汚染防止法		規制地域、排出基準（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素）	×
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		排出規制基準	×
騒音	環境基本法		環境基準	○
	騒音規制法		規制地域・規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×
			自動車騒音の要請限度	○
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		規制地域・規制基準（騒音関係施設、特定建設作業）	×
振動	振動規制法		規制地域・規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×
			自動車振動の要請限度	○
悪臭	悪臭防止法		規制地域・規制基準（敷地境界線、排出口、排出水中）	×
水質	環境基本法	水質	環境基準	○
		地下水水質	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、排水基準	○
	水質汚濁防止法		排水基準	×
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例		排水基準（上乗せ基準）	×
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		排水基準	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		維持管理基準	○
底質	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	○
土壌汚染	環境基本法		環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律		農用地土壌汚染対策地域	×
	土壌汚染対策法		指定区域、届出	×

(1) 大気汚染

1) 環境基準

a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく環境基準は、表 3.3-2～表 3.3-5 に示すとおりであり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類、微小粒子状物質の 11 項目について設定されている。

表 3.3-2 大気環境に係る環境基準（二酸化硫黄等 5 物質）

「大気の汚染に係る環境基準について」 昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
「二酸化窒素に係る環境基準について」 昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

備考)1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。
4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、または、これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

表 3.3-3 大気環境に係る環境基準（有害大気汚染物質）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。

備考)1 年平均値は、連続 24 時間のサンプリングを月 1 回以上実施して算出する。（平成 2.1.12 環大企第 37 号、平成 2.1.12 環大企第 26 号～第 27 号）

表 3.3-4　大気環境に係る環境基準（微小粒子状物質）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」　　平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号

基準値	備考
1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。	・この環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、櫨過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 ・この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 ・微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.3-5　大気質のダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」　　平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示第 68 号

基準値	備考
0.6pg-TEQ/m³以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。基準値は、年平均値とする。

2)　規制基準

a)　法による規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設に対する規制基準が定められ、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）では、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設に対する規制基準が定められている。

当該事業計画においては、対象施設とされる設備はない。

b)　条例による規制

「生活環境保全条例」では、「大気汚染防止法」の規制の及ばない小規模の指定ばい煙発生施設について、ばい煙の排出規制基準、設置等の届出の義務が定められている。

当該事業計画においては、対象施設とされる設備はない。

(2) 騒音

1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型区分及び時間の区分ごとに定められている。

「環境基本法」に基づく類型指定地域ごとの騒音に係る環境基準は、表 3.3-6 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は類型指定されていない。

表 3.3-6 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」 平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下
Ａ及びＢ	55 デシベル以下	45 デシベル以下
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考)1. ＡＡをあてはめる地域：特に静穏を要する地域
2. Ａをあてはめる地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
3. Ｂをあてはめる地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
4. Ｃをあてはめる地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、表 3.3-7 に示す地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず表 3.3-7 の基準値の欄に掲げるとおりとなる。

また、この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として表 3.3-8 の基準値の欄に掲げるとおりとなる。

表 3.3-7 道路に面する地域の環境基準

「騒音に係る環境基準について」 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」 平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

地域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考)車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 3.3-8 特例としての基準値

「騒音に係る環境基準について」 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」 平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

2) 規制基準

a) 騒音規制法による規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）では、工場、建設作業及び自動車交通から発生する騒音について、住民の生活環境を保全する上で必要があると認める地域を知事が指定することとなっている。これに基づき、平成 28 年 12 月現在で岩手県では 24 市町村について地域指定が行われている。

なお、対象事業実施区域は区域指定されていない。

① 特定工場における規制

「騒音規制法」に規定される特定施設は表 3.3-9 に、特定工場等における規制基準は表 3.3-10 に示すとおりである。

表 3.3-9 騒音規制法に基づく特定施設

「騒音規制法施行令別表第一」　昭和 43 年 11 月 27 日　政令第 324 号

1	金属加工機械 イ.圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。） ロ.製管機械 ハ.ベンディングマシン （ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ニ.液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ.機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ.せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ト.鍛造機 チ.ワイヤーフォーミングマシン リ.ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ.タンブラー ル.切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ.コンクリートプラント （気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m^3 以上のものに限る。） ロ.アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ.ドラムバーカー ロ.チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ハ.砕木機 ニ.帯のこ盤 （製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ホ.丸のこ盤 （製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ヘ.かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

表 3.3-10　特定工場等の規制基準

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」　昭和 43 年 11 月 27 日　厚･農･通･運･建告示第 1 号
「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準」
平成 14 年 3 月 26 日　岩手県告示第 306 号
「騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」　昭和 48 年 3 月 30 日　岩手県告示第 422 号
「騒音規制法の規定による規制基準」　昭和 48 年 3 月 30 日　岩手県告示第 423 号

区域の区分		基準値		
区域	あてはめ地域	朝夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午 10 時	昼間 午前 8 時 ～午後 6 時	夜間 午後 10 時 ～午前 6 時
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50 デシベル以下	55 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 デシベル以下	65 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	工業地域	65 デシベル以下	70 デシベル以下	55 デシベル以下

備考)第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内における当該規制基準は、上表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

②　特定建設作業の規制

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の種類は表 3.3-11 に、特定建設作業騒音に係る指定区域及び規制基準は表 3.3-12 に示すとおりである。

表 3.3-11　騒音規制法に規定する特定建設作業の種類

「騒音規制法施行令別表第二」　昭和 43 年 11 月 27 日　政令第 324 号

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m^3 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業

備考)1. 当該作業は、それぞれその作業を開始した日に終わるものを除く。
2. 上表 6～8 中「一部除外」…平成 9.9.12 環境庁告示第 54 号「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」

表 3.3-12　特定建設作業騒音に係る規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」　　昭和 43 年 11 月 27 日　厚生･建設省告示第 1 号
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制する基準を定める件別表第 1 号に該当する区域の指定」
和 48 年 3 月 30 日　岩手県告示第 424 号

地域の区分	指定区域	基準値	夜間作業禁止時間	1 日の作業限度時間	連続作業限度時間	作業禁止日
第 1 号区域	第 1 種区域 第 2 種区域 第 3 種区域 第 4 種区域の一部地域※1	85 デシベル	午後 7 時 ～午前 7 時	10 時間以内	最長 連続 6 日間	日曜日 その他の休日
第 2 号区域	第 4 種区域のうち、 第 1 号区域を除く地域		午後 10 時 ～午前 6 時	14 時間以内		

備考)1. 次に掲げる施設の敷地の周囲 80m の区域内の区域
学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム
2. 上表における第 1 種区域～第 4 種区域の区分は、表におけるあてはめ地域と同様である。
3. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
4. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を上記限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを命じることを勧告又は命令できる。
5. 夜間作業禁止時間、1 日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りでないこと。

③　自動車騒音の限度（要請限度）

「騒音規制法」に基づく指定地域内における自動車騒音の限度は、表 3.3-13 に示すとおりであり、平成 28 年 12 月現在で岩手県では 24 市町村について地域指定が行われている。

なお、対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-13　自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
平成 12 年 3 月 2 日　総理府令第 15 号
「騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考の区域」
平成 12 年 3 月 14 日　岩手県告示第 214 号

区域の区分		車線数	要請限度	
区域	基本的なあてはめ地域		昼間 午前 6 時 ～午後 10 時	夜間 午後 10 時 ～午前 6 時
a 区域	第 1 種区域 第 2 種区域のうち ・第一種、第二種中高層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	第 2 種区域のうち ・第一種・第二種住居地域 ・準住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	第 3 種区域 第 4 種区域	車線を有する道路	75 デシベル	70 デシベル
a・b・c 区域内における特例	以下の幹線交通を担う道路に近接する区域 ・高速道路、一般国道、県道 ・4 車線以上の市町村道 ・自動車専用道路	2 車線以下の道路の端から 15m 2 車線を超える道路の端から 20m	75 デシベル	70 デシベル

備考)1. 騒音の評価方法は等価騒音レベル（LAeq)によるものとする。
2. 上表における第 1 種区域～第 4 種区域の区分は、表 3.3-10 におけるあてはめ地域と同様である。

b)　条例による規制

「生活環境保全条例」に規定される騒音発生施設は、表 3.3-14 に示すとおりであり、その規制値基準は、前出の表 3.3-10 に示すとおりである。

表 3.3-14　条例に基づく騒音発生施設

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第 4」

平成 13 年 12 月 21 日　政令第 324 号

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤(ベルト駆動式のものであること。)	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満であること。
4	（1）　チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満であること。
	（2）　製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 15 キロワット未満であること。
	（3）　木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満であること。
	（4）　かんな盤	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満であること。
5	冷凍機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が 1 時間当たり 50 リットル以上であること。

備考)冷凍機は空調装置を含む。

(3) 振動

1) 規制基準

a) 特定工場等の規制基準

振動に関する規制基準は、地域の区分及び時間の区分ごとに定められている。平成 28 年 12 月現在で岩手県では 24 市町村について「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく地域の指定が行われている。

「振動規制法」に規定される特定施設の種類は表 3.3-15 に、特定工場等の振動に係る規制基準は表 3.3-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-15 振動規制法に規定する特定施設の種類

「振動規制法施行令別表第一」　昭和 51 年 10 月 22 日　政令第 280 号

1	金属加工機械 イ．液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ．機械プレス ハ．せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。） ニ．鍛造機 ホ．ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ．ドラムバーカー ロ．チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

表 3.3-16 特定建設作業の振動に係る規制基準

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」　昭和 51 年 11 月 10 日　環境庁告示第 90 号
「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」　昭和 53 年 3 月 10 日　岩手県告示第 335 号

区域の区分		昼間 （午前８時～午後７時）	夜間 （午後７時～翌午前８時）
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域	60dB	55dB
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

備考）次に掲げる施設の敷地の周囲 50m の区域内における規制基準は、上表の各欄に定める値から 5dB を減じた値とする。
学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別老人ホーム

b)　特定建設基準の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の種類は表 3.3-17 に、特定建設作業振動に係る指定地域及び規制基準は表 3.3-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域は地域指定されておらず、規制基準が適用されない。

表 3.3-17　振動規制法に規定する特定建設作業の種類

「振動規制法施行令別表第二」　昭和 51 年 10 月 22 日　政令第 280 号

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

表 3.3-18　特定建設作業の振動に係る規制基準

「振動規制法施行規則別表第一」　昭和 51 年 11 月 10 日　総理府令第 58 号
「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」　昭和 53 年 3 月 10 日　岩手県告示第 335 号

区分	あてはめ地域	基準値	作業禁止時間	1 日の作業限度時間	連続作業限度時間	作業禁止日
第 1 号区域	指定地域のうち,次の区域とする 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域の一部の区域※1	75 デシベル	午後 7 時～ 午前 7 時	10 時間 以内	連続して 6 日以内	日曜日 その他 の休日
第 2 号区域	指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域		午後 10 時～ 午前 6 時	14 時間 以内		

備考)1. 工業地域内に所在する次に掲げる施設の周囲 80m 以内の区域
学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、特別養護老人ホーム
2. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
3. 75 デシベルを超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告または命令を行うにあたり、1 日の作業時間を限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。
4. 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

c) 道路交通振動の限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.3-19 に示すとおりである。対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-19 道路交通振動の要請限度

「振動規制法施行規則別表第二」 昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号
「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」 昭和 53 年 3 月 10 日 岩手県告示第 335 号

区域の区分		要請限度	
		昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌午前 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

(4) 悪臭

1) 規制基準

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく悪臭の規制は、規制地域内における工場・事業場に対して設定され、規制基準は敷地境界線上における濃度、排出口における排出量そして排出水中における濃度について定められている。

平成 28 年 12 月現在、岩手県では 9 市町について規制地域が指定されているが、八幡平市では指定されていない。

a) 敷地境界線上における規制基準

敷地境界線上における基準は、表 3.3-20 に示すとおりである。

表 3.3-20 敷地境界線上における規制基準

「悪臭防止法施行規則別表第一」　昭和 47 年 5 月 30 日　総理府令第 39 号
「悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準」　平成 7 年 3 月 31 日　岩手県告示第 350 号

悪臭物質名		規制基準（ppm）	
		規制地域のうち工業地域及び工業専用地域	規制地域のうち工業地域及び工業専用地域以外の地域
1	アンモニア	2	1
2	メチルメルカプタン	0.004	0.002
3	硫化水素	0.06	0.02
4	硫化メチル	0.05	0.01
5	二硫化メチル	0.03	0.009
6	トリメチルアミン	0.02	0.005
7	アセトアルデヒド	0.1	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009
12	イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
13	イソブタノール	4	0.9
14	酢酸エチル	7	3
15	メチルイソブチルケトン	3	1
16	トルエン	30	10
17	スチレン	0.8	0.4
18	キシレン	2	1
19	プロピオン酸	0.07	0.03
20	ノルマル酪酸	0.002	0.001
21	ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
22	イソ吉草酸	0.004	0.001
臭　気　強　度		3	2.5

b)　排出口における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の規制基準は、次式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量となる。

通常は敷地境界線上における規制基準のみを適用するが、悪臭物質濃度が最も高くなる地点が敷地境界線以遠にある場合に、排出口における規制基準が適用される。

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

ここにおいて　q：流量（Nm^3/時）

He：補正された排出口の高さ（m）

Cm：当該事業場の敷地境界線上における規制基準値（ppm）

ただし、He が 5m未満の場合この式による規制基準は適用されない。

c)　排出水中における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の排出基準は、次式により算出した排出水中の濃度である。

$CLm = k \times Cm$

ここにおいて　CLm：排出水中の濃度（mg/ℓ）

k　：表 3.3-21 における値

Cm　：当該事業場の敷地境界線上における規制基準値（ppm）

表 3.3-21　排出水中の悪臭物質に係るｋの値

「悪臭防止法施行規則別表第一」　昭和 47 年 5 月 30 日　総理府令第 39 号
「悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準」　平成 7 年 3 月 31 日　岩手県告示第 350 号

悪臭物質	流量Q（m^3/秒）		
	Q≦0.001	0.001＜Q≦0.1	0.1＜Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

備考)1.メチルメルカプタンについては、0.002mg/ℓ を規制基準の下限とする。
2.Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量（m^3/秒）を表す。

(5) 水質汚濁

1) 環境基準

a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準として 27 項目が設定され、生活環境の保全に関する基準として河川では 5 項目が設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 3.3-22 に示すとおりで、すべての公共用水域に適用される。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準についても、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を定めており、項目及び基準値については表 3.3-22 と同様である。

表 3.3-22 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」　昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号

項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg／ℓ以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg／ℓ以下
4	六価クロム	0.05mg／ℓ以下
5	砒素	0.01mg／ℓ以下
6	総水銀	0.0005mg／ℓ以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	ＰＣＢ	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg／ℓ以下
10	四塩化炭素	0.002mg／ℓ以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg／ℓ以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／ℓ以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／ℓ以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	１mg／ℓ以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／ℓ以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg／ℓ以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg／ℓ以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／ℓ以下
19	チウラム	0.006mg／ℓ以下
20	シマジン	0.003mg／ℓ以下
21	チオベンカルブ	0.02mg／ℓ以下
22	ベンゼン	0.01mg／ℓ以下
23	セレン	0.01mg／ℓ以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／ℓ以下
25	ふっ素	0.8mg／ℓ以下
26	ほう素	1mg／ℓ以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg／ℓ以下

備考)1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に適用される。河川における環境基準は表 3.3-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺を流れる椛沢や赤川については類型指定されていない。

表 3.3-23　生活環境の保全に関する河川の環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」　昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号

ア.

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/100mℓ 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	-

備考)1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考)基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

なお、平成15年11月5日環境省告示第123号により、水生生物の保全に係る水質環境基準として新たに「全亜鉛」が設定された。

b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準については表 3.3-24 に示すとおりであり、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき定められている。また、水底の底質の汚染に係る環境基準も同法に基づいて設定されている。

表 3.3-24 ダイオキシン類による水資質の汚濁に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 平成11年12月27日環境庁告示第68号

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年間平均値が1pg－TEQ／ℓ以下
	水底の底質	150pg－TEQ／g以下

備考)1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2.水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3.水質の汚濁に係る環境基準は公共用水域及び地下水について適用される。
4.水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用される。

2) 規制基準

a) 水質汚濁防止法による排水基準

公共用水域の水質を保全するため「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）において、し尿処理施設等からの排出水について排水基準が設定されている。

有害物質に係る排水基準は表 3.3-25 に示すとおりであり、28 項目にわたって最大値が定められている。排水量の多少にかかわらず全特定事業場に適用される。

表 3.3-25　有害物質に係る排水基準

「排水基準を定める省令」　　昭和 46 年 6 月 21 日　総理府令第 35 号

項目		許容限度
1	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/ℓ
2	シアン化合物	シアン 1mg/ℓ
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）	1mg/ℓ
4	鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ
5	六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/ℓ
6	砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/ℓ
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ
10	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ
12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ
13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
20	チウラム	0.06mg/ℓ
21	シマジン	0.03mg/ℓ
22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
23	ベンゼン	0.1mg/ℓ
24	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/ℓ
25	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/ℓ 海域に排出されるもの 230mg/ℓ
26	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/ℓ 海域に排出されるもの 15mg/ℓ
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/ℓ
28	1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ

備考）1.「検出されないこと。」とは、府令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は政令一部改正施行の際現に湧出している温泉場を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

生活環境項目に係る排水基準は表 3.3-26 に示すとおりである。排水量 50m³/日以上の特定事業場に対して適用される。

表 3.3-26　生活環境項目に係る排水基準

「排水基準を定める省令」　昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号

項目		単位	許容限度
1	水素イオン濃度(水素指数)	－	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
2	生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	160(日間平均 120)
3	化学的酸素要求量	mg/ℓ	160(日間平均 120)
4	浮遊物質量	mg/ℓ	200(日間平均 150)
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/ℓ	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/ℓ	30
7	フェノール類含有量	mg/ℓ	5
8	銅含有量	mg/ℓ	3
9	亜鉛含有量	mg/ℓ	2
10	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10
11	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10
12	クロム含有量	mg/ℓ	2
13	大腸菌群数	個/cm³	日間平均 3,000
14	窒素含有量	mg/ℓ	120(日間平均 60)
15	燐含有量	mg/ℓ	16(日間平均 8)

備考)1.「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2.生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

b)　条例による排水基準

「生活環境保全条例」では、法の規制の及ばない湿式集じん施設又は排ガス洗浄施設が汚水等排出施設として指定され、排水基準が適用されるが、当該事業計画においては対象となる設備はない。

また、対象事業実施区域は、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年条例第 31 号）による上乗せ排水基準も適用されない区域である。

c)　廃棄物の最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の維持管理基準が、表 3.3-27 のとおり定められている。

表 3.3-27　最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」

平成 12 年 1 月 14 日　総理府・厚生省例第 2 号

1	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる 2 ヶ所以上の場所から採取した水の水質検査を行うこと。 埋立処分開始後、1 回以上/年行い、かつ、記録すること。 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定、記録すること。
2	水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保安上必要な措置を講ずること。
3	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 ・排水基準 10pg-TEQ/ℓに適合することとなるよう維持管理すること。 ・放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を 1 回以上/年行い、かつ、記録すること。

(6)　底質

1)　環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、底質に係るダイオキシン類の環境基準が、表 3.3-28 に示すとおり定められている。

表 3.3-28　ダイオキシン類（底質）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示第 68 号

項目	基準値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

(7) 土壌汚染

1) 環境基準

a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」では土壌の汚染に係る環境基準を定めることとしており、表 3.3-29 に示すとおり 27 項目が定められている。原則として農用地の土壌を含めたすべての土壌について適用される。

表 3.3-29 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」 平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

項目		環境上の条件
1	カドミウム	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米１kg につき 0.4 mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であること。
5	六価クロム	検液１ℓにつき 0.05mg 以下であること。
6	砒素	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌１kg につき 15mg 未満であること。
7	総水銀	検液１ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る。)において、土壌１kg につき 125mg 未満であること。
11	ジクロロメタン	検液１ℓにつき 0.02mg 以下であること。
12	四塩化炭素	検液１ℓにつき 0.002mg 以下であること。
13	1,2－ジクロロエタン	検液１ℓにつき 0.004mg 以下であること。
14	1,1－ジクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.1mg 以下であること。
15	シス－1,2－ジクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.04mg 以下であること。
16	1,1,1－トリクロロエタン	検液１ℓにつき１mg 以下であること。
17	1,1,2－トリクロロエタン	検液１ℓにつき 0.006mg 以下であること。
18	トリクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.03mg 以下であること。
19	テトラクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であること。
20	1,3－ジクロロプロペン	検液１ℓにつき 0.002mg 以下であること。
21	チウラム	検液１ℓにつき 0.006mg 以下であること。
22	シマジン	検液１ℓにつき 0.003mg 以下であること。
23	チオベンカルブ	検液１ℓにつき 0.02mg 以下であること。
24	ベンゼン	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であること。
25	セレン	検液１ℓにつき 0.01mg 以下であること。
26	ふっ素	検液１ℓにつき 0.8mg 以下であること。
27	ほう素	検液１ℓにつき１mg 以下であること。

備考)1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2.カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、 0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3.「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4.有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

b)　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.3-30 に示すとおりである。

表 3.3-30　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示第 68 号

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考)1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2.環境基準値が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
3.土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用されない。

2)　規制基準

a)　農地用の土壌の汚染防止等に関する法律

岩手県では現在「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく対策地域の指定はない。

b)　土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号) では、土壌が汚染されている地域について都道府県知事が要措置区域及び形質変更時要届出区域として指定し、台帳を作成しその情報を公開することが定められている。

八幡平市では要措置区域及び形質変更時要届出区域は指定されていない。

3.3.2　自然環境関係

(1)　環境保全地域

岩手県内には、優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づき、国指定自然環境保全地域が 2 箇所指定されている。

また、「岩手県自然環境保全条例」（昭和 48 年岩手県条例第 62 号）に基づき、自然環境保全地域が 12 箇所、環境緑地保全地域が 11 箇所指定されている。

八幡平市では、松森山が自然環境保全地域に、東八幡平観光施設団地が環境緑地保全地域に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

(2)　自然公園

優れた自然の風景地を保護し、その利用を図るとともに、国民の保健、休養及び教化に資するために自然公園が指定されている。

岩手県内には「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園 2 箇所と国定公園 2 箇所、「県立自然公園条例」（昭和 33 年岩手県条例第 53 号）に基づく県立自然公園が 7 箇所ある。

八幡平市では、八幡平及び岩手山一体が十和田八幡平国立公園に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

(3)　鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖に適している区域を定め、鳥獣の捕獲を禁止して鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」（平成 15 年岩手県規則第 25 号）に基づき、岩手県内には 133 箇所の鳥獣保護区が設けられている。

八幡平市では、八幡平松川、八幡平前森等 6 箇所が鳥獣保護区に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

(4)　岩手の景観の保全と創造に関する条例

「岩手の景観の保全と創造に関する条例」（平成 5 年岩手県条例第 19 号）は、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現を目的に交付された。

また、平成 22 年 10 月には岩手県景観計画が規定され、景観計画区域として一般地域と重点地域を定めている。位置図を図 3.3-1 に示す。

対象事業実施区域は、一般地域（自然景観地区及び農山漁村景観地区）に指定されている。

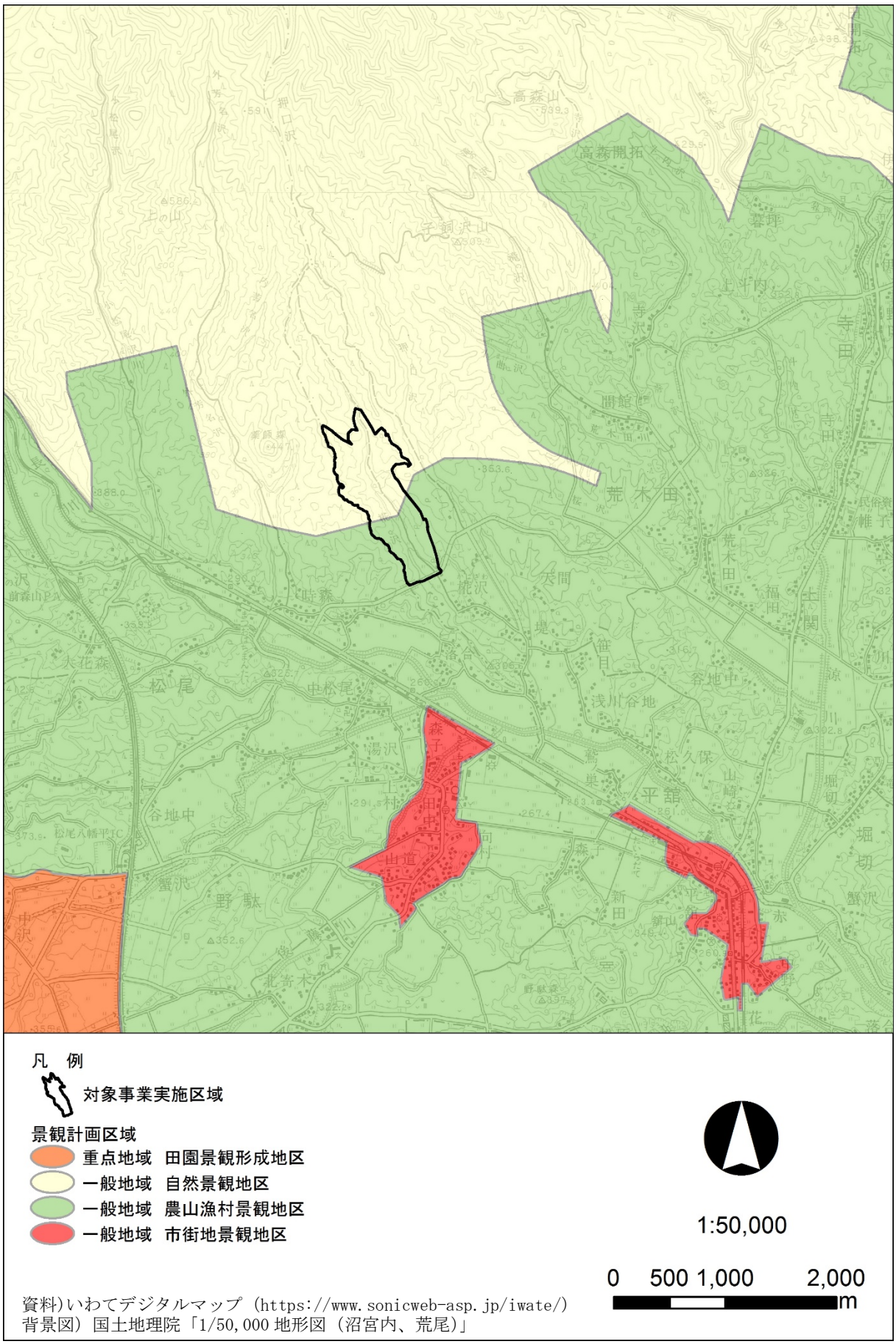

図 3.3-1　景観計画区域位置図

(5) 岩手県自然環境保全指針

1) 自然環境保全指針の趣旨

岩手県自然環境保全指針は、岩手県の自然の現状を正確に把握するとともに、それぞれの自然の状況に即して計画的に保全施策を講じていくことを目的として、平成 11 年 3 月に策定された。

岩手県の自然環境の現状を総合的に評価し、保全方向（ガイドライン）を示すことにより、自然環境に配慮した各種事業の推進に当たっての指針となるとともに、県民及び事業者に自然環境の保全に対する理解と協力を求めるものとなっている。

2) 自然環境保全指針の構成及び内容

本指針においては、自然環境を学術的な重要性、貴重性という視点で捉えた「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた「身近な自然」の 2 つに区分している。

a) 優れた自然

優れた自然については、学術的に重要な植物群落、絶滅の危険性が指摘される動植物の繁殖地や生息・生育地、貴重な地形・地質・自然景観等を対象とし、それぞれ 5 段階の保全区分にまとめられている。

優れた自然の区分・目標・保全方向を表 3.3-31 に、対象事業実施区域及びその周辺における優れた自然の保全区分図を図 3.3-2 に示す。

対象事業実施区域の保全区分は「E」となっており、比較的人為性が強い地域となっている。

表 3.3-31　優れた自然の内容及び保全目標・保全方向

保全区分	内　　容	保全目標	保全方向
A	・自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域 ・特に重要な動植物種が生息・生育する地域	・特に重要な植生について、保護・保全を図る。 ・特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。	・植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 ・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
B	・自然度の高い重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	・重要な植生について、最大限保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限保全を図る。 ・特に重要な地形・地質・自然景観について最大限保全を図る。	・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
C	・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	・重要な植生について、適正な保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。	・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し積極的な保全に努める。
D	・二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域	・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。	・事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
E	・自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域	・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。	・自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地等の自然環境の修復、育成に努める。

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP (http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html)

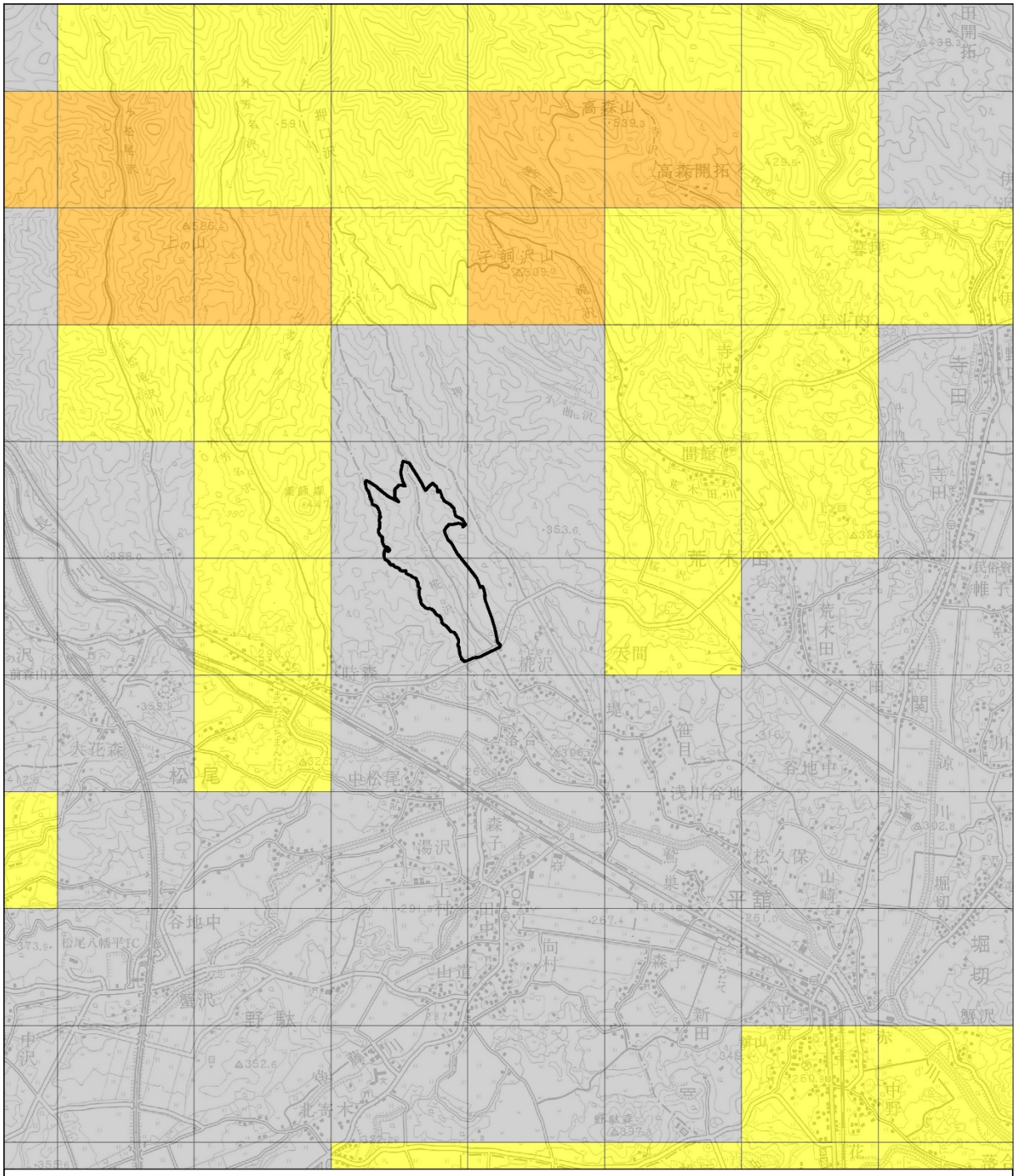

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP (http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html)
背景図) 国土地理院「1/50,000 地形図 (沼宮内、荒尾)」

図 3.3-2　優れた自然の保全区分

b)　身近な自然

身近な自然は、身近な緑地や水辺、文化や信仰等を育んだ環境、自然の中のレクリエーションの場等を対象とし、区分ごとに保全上配慮すべき事項が揚げられている。

身近な自然の内容及び配慮事項を表 3.3-32 に、八幡平市における身近な自然の一覧を表 3.3-33 に、対象事業実施区域及びその周辺における身近な自然の位置図を図 3.3-3 に示す。

表 3.3-32　身近な自然の内容及び配慮事項

区　分	内　　容	配　慮　事　項
身近なみどり	街角や建物周りのみどり、公園、田園、山林原野等で、並木や街路樹、社寺林や屋敷林、庭園や生け垣、まちはずれの一本杉、樹林と混在した田畑、丘陵地、野生生物の生息地、海岸林、河畔林等を含む。	街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成等の機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。 社寺林や屋敷林等のまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園等は原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地等は豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。 都市公園、緑地、広場等は、緑陰、散策、休憩等憩いの場としての拠点となることから、さらなる整備・充実が望ましい。
身近な水辺	池や湖沼、河川、湧水、海岸等で、水鳥の集まる湖沼や干潟、鮭の遡る川、ホタルの飛ぶせせらぎ、湿地、渓谷、滝、浜辺等を含む。	野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。 湖沼、溜池、湿原等については、周辺の樹林地の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。 河川や水路等においては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生等が望ましい。 海岸部の中でも干潟については、野鳥をはじめ多様な野生生物が生息する場所であることから、積極的な保全が望ましい。
身近な文化	信仰の場や歴史的地区、伝説地、誇れる自然物等で、由緒ある寺社や街並み、遺跡、街角の小さな祠、伝説・伝承・文学作品等の舞台となっている場所、そして、巨木、名木、巨岩、特異な地形等を含む。	日々の信仰、遊び、祭り、行事等を通じ、地域の誇りや一体感の醸成、精神的潤い等に大きな役割を持つことから、周辺環境も含めた保全、存続を図ることが望ましい。
身近な野外レクリエーション空間	散策地、休憩地、景勝地、保養地、自然探勝地、野外活動地等で、花見や紅葉狩りの場、湯治場や森林浴の森、昆虫採集・野鳥観察・野草観察等の場、キャンプ場等を含む。	地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあい等の場として重要であることから、基盤となる自然環境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が望ましい。また、活動の場と自然環境を保全する場の明確な区分が望ましい。

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP (http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html)

表 3.3-33 (1)　身近な自然一覧表

No.	名　　称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
1	岩手山焼走り国際交流村	ｵ			ｲｴｵ	国指定特別天然記念物あり
2	町営三ッ森スキー場				ｵ	
3	田頭館山公園（館山公園跡）			ｲ		
4	学術参考林	ｵ				県指定環境保全林
5	松川		ｲ		ｴ	
6	岩手山	ｵ		ｳｴ	ｱｲｴｵ	十和田・八幡平国立公園内
7	焼走り熔岩流	ｵ		ｴ		国指定特別天然記念物
8	岩手山焼走り温泉				ｳ	
9	七時雨山	ｵ		ｱｳ	ｱｲｴｵ	保安林一部指定
10	大滝		ｲ			
11	長者屋敷清水	ｲｴ	ｱ			
12	館公園				ｱ	
13	妻の神キャンプ場		ｲ		ｱｵ	
14	金沢清水（座頭清水湧水群）		ｱ			
15	県民の森・昭和の森周辺	ｵ			ｳｴｵ	
16	八幡平リゾートスキー場				ｵ	
17	桜公園				ｱ	
18	七滝		ｲ			
19	下倉スキー場				ｵ	
20	安比高原スキー場				ｵ	保安林一部指定
21	八幡平樹海ライン周辺	ｵ			ｲ	
22	松川温泉				ｳｴｵ	
23	八幡平温泉周辺（御在所）				ｱｲｳｴ	
24	蓬莱峡				ｱ	
25	藤七温泉				ｳ	
26	松川自然休養林周辺	ｵ	ｱ		ｳｴ	
27	松尾鉱山跡地周辺	ｵ		ｲ	ｳｴｵ	
28	分水嶺公園	ｳ			ｱ	
29	不動の滝	ｵ	ｲ		ｲ	町指定文化財、保安林
30	殿坂の石碑			ｱ		町指定文化財
31	七時雨一里塚	ｵ		ｲ		町指定文化財
32	荒屋一里塚	ｵ		ｲ		町指定文化財
33	曲田一里塚	ｵ		ｲ		町指定文化財
34	苗代沢一里塚	ｵ		ｲ		町指定文化財
35	マダの七時雨（鹿角）街道並木	ｵ		ｲ		
36	田代平高原	ｵ			ｱｲｴｵ	
37	安比高原	ｵ			ｱｲｴｵ	
38	安比温泉				ｴ	国立公園地内
39	天狗森の夏氷山風穴	ｵ		ｴ		県指定天然記念物
40	八幡沼		ｱ		ｱｲ	国立公園地内
41	ガマ沼		ｱ		ｱｲ	国立公園地内

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP（http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html）

表 3.3-33（2）　身近な自然一覧表

No.	名　　称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
42	田山スキー場				ｵ	
43	前森山	ｵ			ｵ	保安林一部指定
44	桜松神社			ｱ		保安林一部指定
45	安比高原ブナの二次林	ｵ		ｴ	ｴ	森林浴百選、遊歩百選
46	智恵の滝	ｵ	ｲ			
47	安比川		ｲ		ｴｵ	
48	新安比温泉				ｳ	
49	綿帽子温泉あずみの湯				ｳ	
50	安比温泉岩畑の湯				ｳ	
51	安比山麓温泉かみの湯				ｳ	
52	鹿角・南部街道－梨ノ木峠越			ｲ		文化庁「歴史の道百選」
53	米代川		ｲ		ｱ	

各項目の凡例	
みどり （身近なみどり）	ｱ：街角のみどり
	ｲ：建物周りのみどり
	ｳ：緑豊かな公園等
	ｴ：緑豊かな田園
	ｵ：緑豊かな山林・原野等
水辺 （身近な水辺）	ｱ：池、湖沼、湧水地等の水辺
	ｲ：河川、水路等の水辺
	ｳ：海辺
文化 （身近な文化）	ｱ：身近な信仰地
	ｲ：身近な歴史地区
	ｳ：身近な伝説地
	ｴ：自慢できる自然物
レク （身近な野外レクリエーション空間）	ｱ：身近な散策休憩地
	ｲ：身近な景勝地
	ｳ：身近な保養地
	ｴ：身近な自然探勝地
	ｵ：身近な野外活動地

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP（http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html）

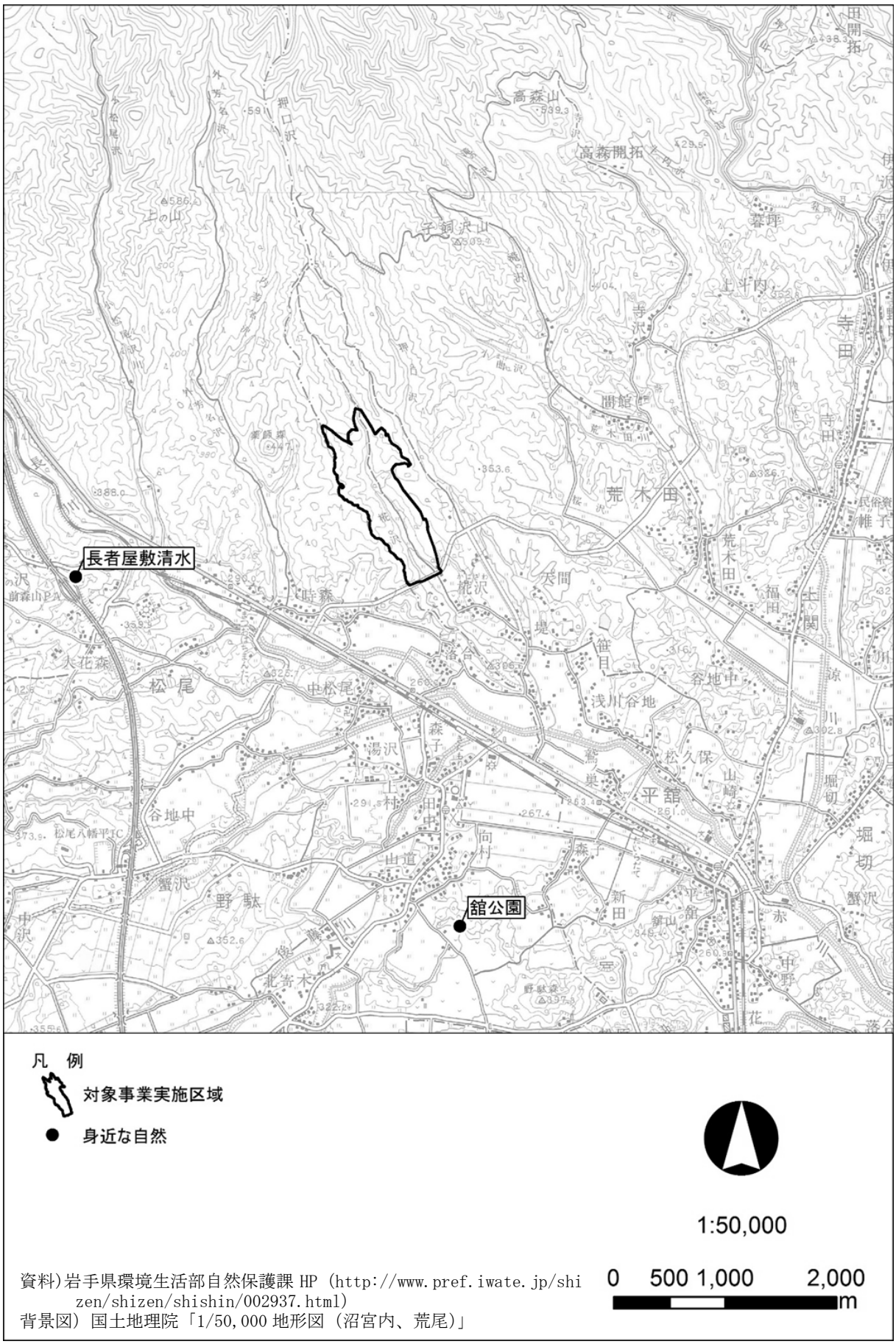

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP (http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html)
背景図) 国土地理院「1/50,000 地形図 (沼宮内、荒尾)」

図 3.3-3　身近な自然位置図

3.3.3　防災保全

(1)　急傾斜地崩壊危険区域

いわてデジタルマップ（https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/）によると、対象事業実施区域及びその周辺には「急傾斜地の崩壊による災害の防止法」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(2)　砂防指定地

いわてデジタルマップ（https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/）によると、対象事業実施区域及びその周辺には「砂防法」に基づく砂防指定地の指定はない。

(3)　地すべり防止区域

いわてデジタルマップ（https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/）によると、対象事業実施区域及びその周辺には「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定はない。

(4)　河川区域

いわてデジタルマップ（https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/）によると、対象事業実施区域及びその周辺を流れる赤川、長川、涼川に「河川法」に基づく河川区域が指定されている。対象事業実施区域及びその周辺の河川区域の位置図を図 3.3-4 に示す。

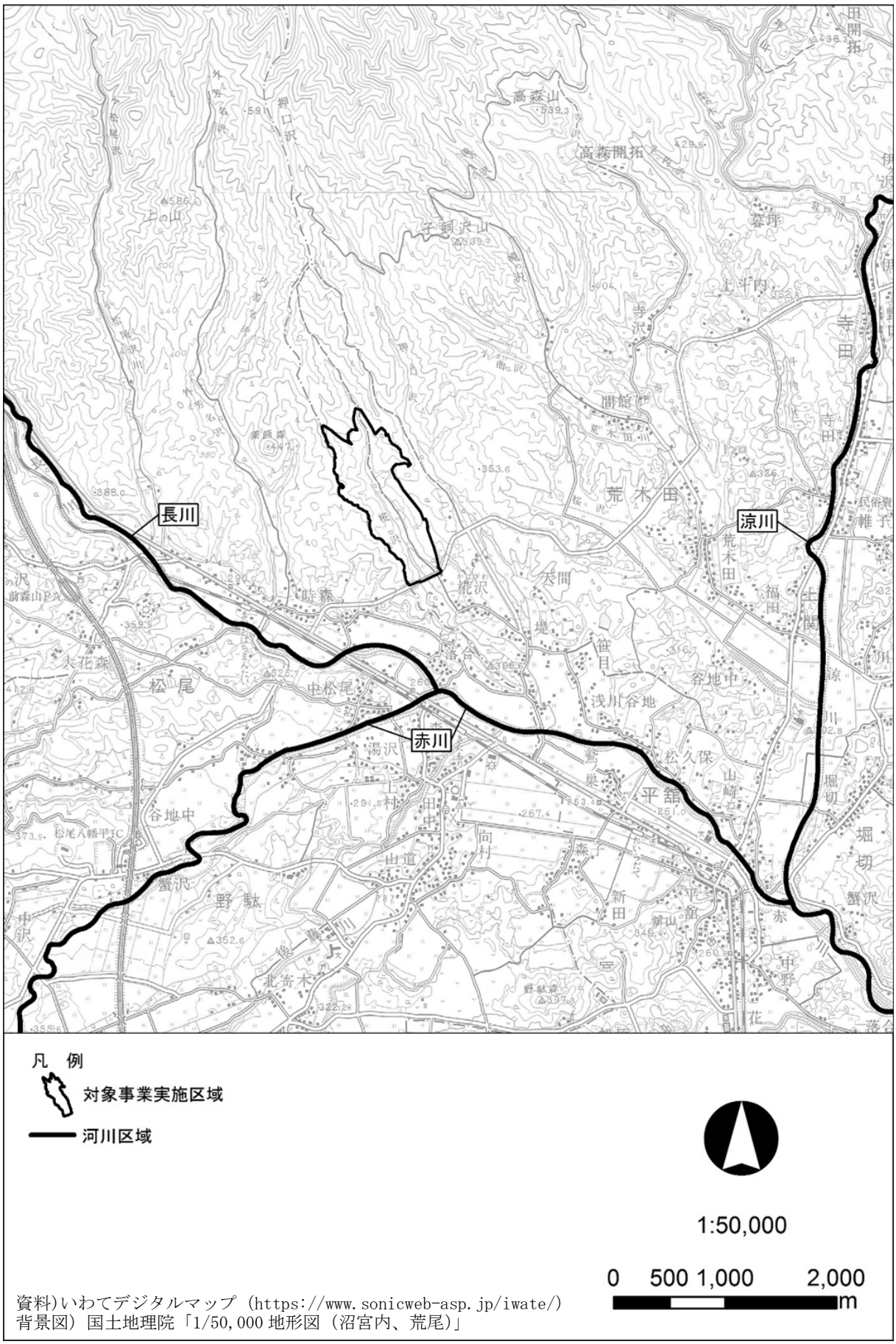

図 3.3-4　河川区域位置図

3.3.4　史跡名勝文化財

(1)　史跡名勝文化財

八幡平市には、市指定の史跡が 10 箇所、名勝が 1 箇所存在する。

このうち、対象事業実施区域及びその周辺の史跡名勝文化財の一覧を表 3.3-34 に、位置図を図 3.3-5 に示す。

表 3.3-34　史跡名勝文化財

NO	名称	種別	所在地	指定年月日
1	山崎一里塚	史跡	八幡平市平舘第 9 地割内	昭和 49 年 7 月 20 日
2	一字一石供養塚	史跡	八幡平市西根寺田 26	昭和 53 年 8 月 31 日
3	塞の神群	史跡	八幡平市西根寺田 26	昭和 53 年 8 月 31 日

資料)八幡平市教育委員会事務局教育総務課（http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681_1.php）

(2)　埋蔵文化財包蔵地

いわてデジタルマップ（https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/）によると、対象事業実施区域及びその周辺には埋蔵文化財が点在する。位置図を図 3.3-6 に示す。

(3)　指定文化財

八幡平市には、国指定 2 件、県指定 5 件、市指定 12 件の指定文化財が存在する。

このうち、対象事業実施区域及びその周辺では、表 3.3-35 及び図 3.3-7 に示すとおり、県指定 2 件、市指定 7 件の指定文化財が存在する。

表 3.3-35　指定文化財

NO.	区分	名称	種別	所在地	指定年月日
1	県指定	線刻五尊像鏡（瑞花双鳳八稜鏡）	考古	八幡平市西根寺田 15-127（西根歴史民俗資料館）	昭和 53 年 4 月 4 日
2		木造地蔵菩薩立像	歴史	八幡平市西根寺田 20-27（聖福寺）	昭和 54 年 2 月 27 日
3	市指定	白坂の大鏡	歴史	八幡平市西根寺田 20-27（聖福寺）	昭和 49 年 7 月 20 日
4		七面観世音	歴史	八幡平市西根寺田 20-27（聖福寺）	昭和 49 年 7 月 20 日
5		白坂の棟札（3 枚）	歴史	八幡平市西根寺田 20-27（聖福寺）	昭和 49 年 7 月 20 日
6		木造釈迦如来坐像	歴史	八幡平市西根寺田 20-27（聖福寺）	昭和 53 年 8 月 31 日
7		赤銅板懸仏	歴史	八幡平市西根寺田 20-27（聖福寺）	昭和 53 年 8 月 31 日
8		つぼ及び古銭	考古	八幡平市西根寺田 22-64	昭和 60 年 7 月 22 日
9		古銭	考古	八幡平市西根寺田 2-63-2	昭和 60 年 7 月 22 日

資料)八幡平市教育委員会事務局教育総務課（http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681_1.php）

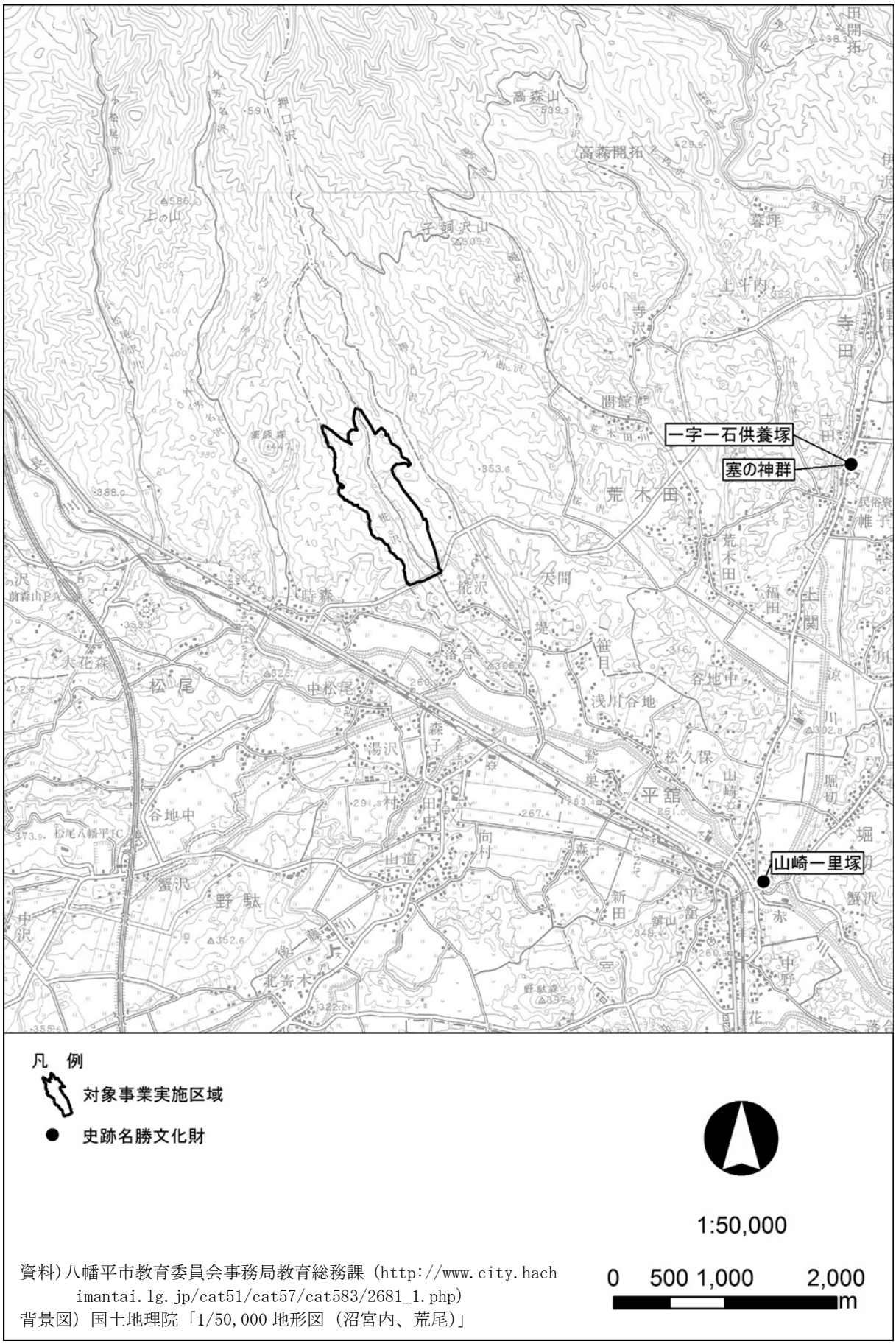

図 3.3-5　史跡名勝文化財位置図

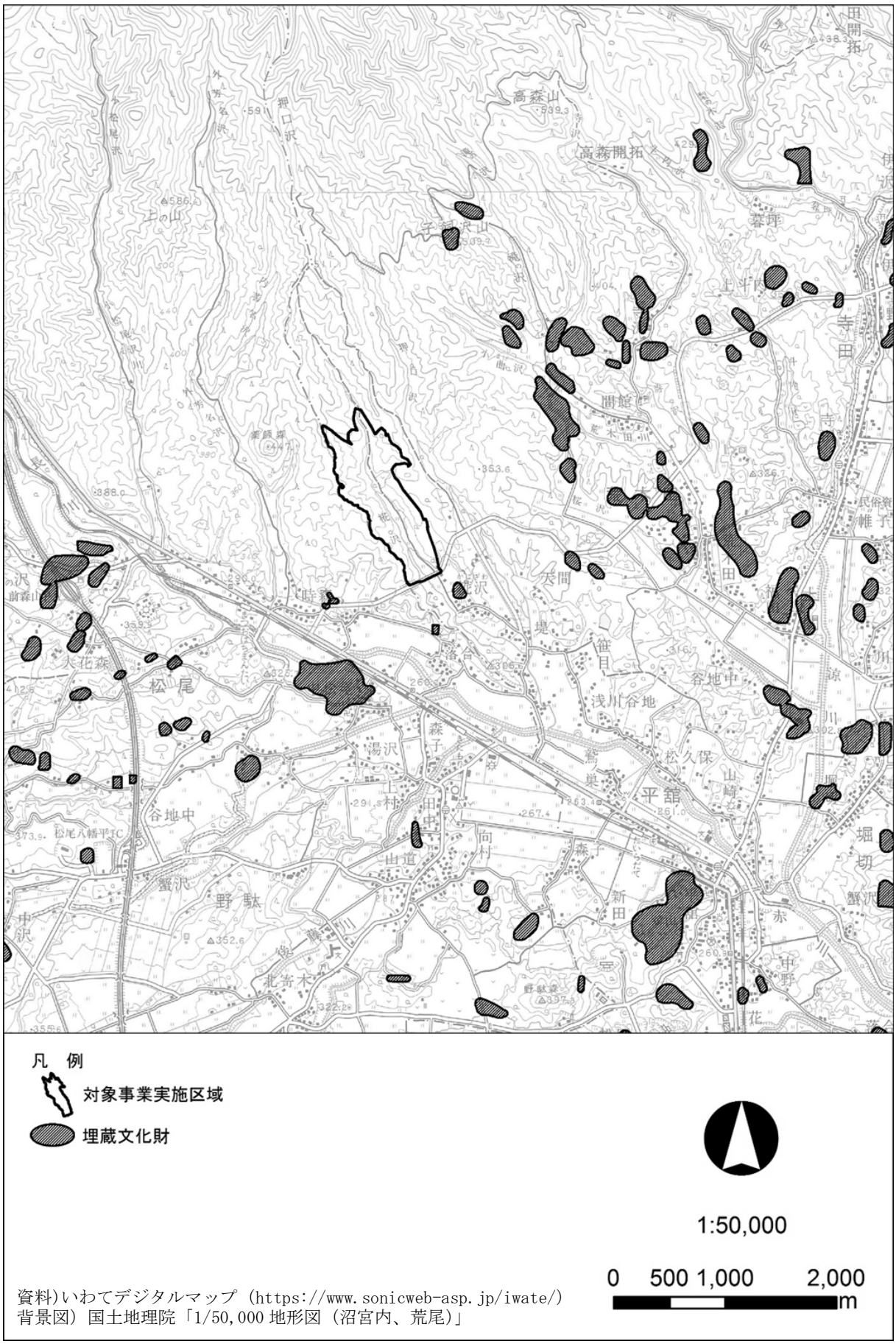

図 3.3-6　埋蔵文化財位置図

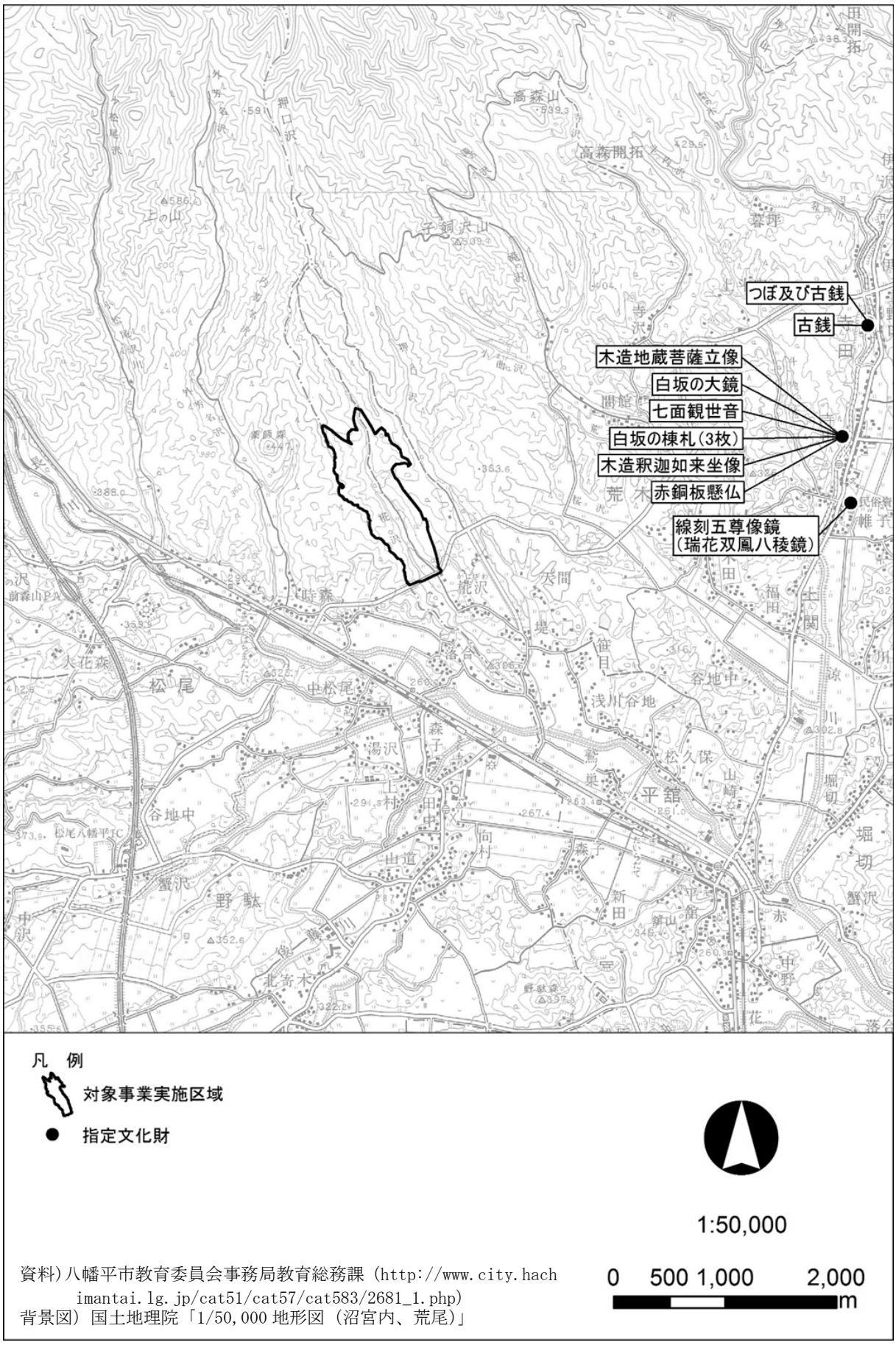

資料）八幡平市教育委員会事務局教育総務課（http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681_1.php）
背景図）国土地理院「1/50,000 地形図（沼宮内、荒尾）」

図 3.3-7　指定文化財位置図

第4章　環境影響評価項目の選定

影響要因と環境要素との関連を「岩手県環境影響評価技術指針」に基づき検討し、事業特性及び地域特性を勘案して、調査、予測及び評価を行う環境影響評価項目を選定した。

環境影響評価の項目及びその選定理由は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1　対象事業における影響要因と環境要素の関連表

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用						事業特性、地域特性を踏まえた項目の選定理由 （標準項目を選定しない場合にあってはその理由）
				造成等の施工	建設機械の稼働	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	最終処分場の存在	埋立・覆土用機械の稼働	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	浸出水処理施設の稼働	廃棄物の存在・分解	浸出水処理水の排出	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素等		○	○		○	○				○：建設機械の稼動、工事車両の運行、埋立用機械の稼動、廃棄物運搬車両等の運行による大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
			粉じん等		○	○		○	○				○：建設機械の稼動、工事車両の運行、埋立用機械の稼動、廃棄物運搬車両等の運行による大気質（粉じん等）への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
		騒音	騒音		○	○		○	○	○			○：建設機械の稼動、工事車両の運行、埋立用機械の稼動、廃棄物運搬車両等の運行、浸出水処理施設による騒音への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
		振動	振動		○	○		○	○	○			○：建設機械の稼動、工事車両の運行、埋立用機械の稼動、廃棄物運搬車両等の運行、浸出水処理施設による振動への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
		悪臭	悪臭								○		○：廃棄物の存在による悪臭の影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	水環境	水質	水の汚れ等				○					○	○：最終処分場の存在及び浸出水処理水の排出による下流河川の水質及び地下水質への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
			土砂による水の濁り	○								○	○：造成工事の際の降雨による濁水の発生及び浸出水処理水中の懸濁物資による水の濁りの発生が考えられるため、評価項目として選定する。
		その他	地下水位等	○ （流れ）			○ （流れ）						○：造成工事の際の土地の改変及び施設の存在による地下水の流れの変化の影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	▲			▲						▲：対象事業実施区域及びその周辺には、名勝及び天然記念物等の重要な地形及び地質は存在しないことから、評価項目から除外する。
		地盤	地下水の水位低下による地盤沈下										標準外項目
		土壌	土壌汚染										標準外項目
		その他	日照阻害										標準外項目
			電波障害										標準外項目
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○						○：造成等の工事に伴う土地の改変、建設機械の稼動、工事車両の運行、施設の存在による改変区域周辺の動物への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	植物		重要な種及び群落	○			○						○：造成等の工事に伴う土地の改変、施設の存在による改変区域周辺の植物への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	生態系		地域を特徴づける生態系	○			○						○：造成等の工事に伴う土地の改変、施設の存在による改変区域周辺の生態系への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○						○：いわての残したい景観（視点場）に該当し対象事業実施区域方向を望む視点場として「平舘松尾・平舘田圃の畦道」が存在するほか、日常生活上の主な眺望地点となりうる箇所として「椛沢集落」や「北森駅」が存在し、本施設の存在により主要な眺望景観への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	人と自然との触れ合いの場		主要な人と自然との触れ合い活動の場	▲			▲						▲：対象事業実施区域及びその周辺には、人と自然との触れ合い活動の場が存在しないことから、評価項目から除外する。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		廃棄物										標準外項目
			建設工事に伴う副産物	○									○：造成等の工事により建設副産物（伐採した樹木、残土等）が発生するため、評価項目として選定する。
	温室効果ガス等		二酸化炭素等								○		○：廃棄物の分解によりメタンが発生するため、評価項目として選定する。

備考）○:技術指針に示す標準項目のうち選定した項目
▲:技術指針に示す標準項目のうち選定しなかった項目

第5章　調査、予測及び評価の手法の選定

第 4 章で選定した環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法を、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。

環境影響評価項目別の調査、予測及び評価の手法及び選定理由を以下に示す。

5.1　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

5.1.1　大気環境

(1)　大気質

大気質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.1-1 に示すとおりとした。

表 5.1-1（1）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（大気質）
項目	環境要素の区分	二酸化窒素等
	影響要因の区分	工事の実施（建設機械の稼働）
当該項目に関連する事業特性		建設機械の稼働により二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が排出される。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100m に立地する。
調査の手法		
調査すべき情報		①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 ②気象（風向・風速、気温・湿度、日射量・放射収支量）の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び気象について行う。 ①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、浮遊粒子状物質は「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法により行う。 ②気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に定める方法により行う。
調査地域		工事の実施に伴う建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-1 に示す。 ①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界に近接する住居付近及び椛沢集落に位置する公民館の 2 地点を設定する。 ②気象の状況 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点、椛沢の上流部の尾根上 1 地点の 2 地点を設定する。なお、椛沢の上流部の尾根上の地点については風向・風速のみの測定とする。
調査期間等		①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。 ②気象の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		大気拡散式（プルーム式及びパフ式）により定量的な予測を行う。
予測地域		対象事業実施区域及びその周辺とする。
予測地点		対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界付近及び椛沢集落とする。
予測対象時期		二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が最大と想定される建設機械の最大稼働時とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大気に係る環境基準と予測結果の間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-1（2）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（大気質）
項目	環境要素の区分	二酸化窒素等
	影響要因の区分	工事の実施（資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」という）の運行により二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が排出される。
当該項目に関連する地域特性		工事用車両の主要な運行道路である市道新時森線の沿道には住居が立地している。

調査の手法	
調査すべき情報	①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 ②気象（風向・風速、気温・湿度、日射量・放射収支量）の状況 ③運行道路の沿道状況（住居等の保全対象の立地状況、道路構造等）及び自動車交通量の状況
調査の基本的な手法	文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、気象、交通量について行う。 ①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、浮遊粒子状物質は「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法により行う。 ②気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に定める方法により行う。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況は、現地踏査による目視確認又は直接計測により把握し、自動車交通量は大型車及び小型車の 2 車種について、車線別、方向別にカウンターを用いて調査する。
調査地域	工事用車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、主要な運行道路の沿道地域とする。
調査地点	調査地点位置図を図 5.1-1 に示す。 ①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 運行道路の沿道地域の代表地点 1 地点を設定する。 ②気象の状況 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点を設定する。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況及び自動車交通量調査は運行道路とする。
調査期間等	①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。 ②気象の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 自動車交通量については後述の騒音、振動調査と同時とする。

予測の手法	
予測の基本的な手法	大気拡散式（プルーム式及びパフ式）により定量的な予測を行う。
予測地域	主要な運行道路の沿道とする。
予測地点	運行道路の沿道地域のうち、住居等を勘案した地点を設定する。
予測対象時期	予測地点において工事用車両の運行台数が最大となる時期とする。

評価の手法
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大気に係る環境基準と予測結果の間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 5.1-1 (3)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（大気質）
項目	環境要素の区分	二酸化窒素等
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（埋立・覆土用機械の稼働）
当該項目に関連する事業特性		埋立・覆土用機械の稼働により二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が排出される。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100m に立地する。
調査の手法		
調査すべき情報		①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 ②気象（風向・風速、気温・湿度、日射量・放射収支量）の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び気象について行う。 ①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、浮遊粒子状物質は「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法により行う。 ②気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に定める方法により行う。
調査地域		埋立・覆土用機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-1 に示す。 ①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界に近接する住居付近及び椛沢集落に位置する公民館の 2 地点を設定する。 ②気象の状況 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点、椛沢の上流部の尾根上 1 地点の 2 地点を設定する。なお、椛沢の上流部の尾根上の地点については風向・風速のみの測定とする。
調査期間等		①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。 ②気象の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		大気拡散式（プルーム式及びパフ式）により定量的な予測を行う。
予測地域		対象事業実施区域及びその周辺とする。
予測地点		対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界付近及び椛沢集落とする。
予測対象時期		施設が定常的に稼動する時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大気に係る環境基準と予測結果の間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-1（4）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（大気質）
項目	環境要素の区分	二酸化窒素等
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両（以下、「廃棄物運搬車両」という）の運行により二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が排出される。
当該項目に関連する地域特性		廃棄物運搬車両の主要な運行道路である市道新時森線の沿道には住居が立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 ②気象（風向・風速、気温・湿度、日射量・放射収支量）の状況 ③運行道路の沿道状況（住居等の保全対象の立地状況、道路構造等）及び自動車交通量の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、気象、交通量について行う。 ①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、浮遊粒子状物質は「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法により行う。 ②気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に定める方法により行う。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況は、現地踏査による目視確認又は直接計測により把握し、自動車交通量は大型車及び小型車の 2 車種について、車線別、方向別にカウンターを用いて調査する。
調査地域		廃棄物運搬車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、主要な運行道路の沿道地域とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-1 に示す。 ①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 運行道路の沿道地域の代表地点 1 地点を設定する。 ②気象（風向・風速）の状況 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点を設定する。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況及び自動車交通量調査は運行道路とする。
調査期間等		①二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。 ②気象の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量 自動車交通量については後述の騒音、振動調査と同時とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		大気拡散式（プルーム式及びパフ式）により定量的な予測を行う。
予測地域		主要な運行道路の沿道とする。
予測地点		運行道路の沿道地域のうち、住居等を勘案した地点を設定する。
予測対象時期		廃棄物運搬車両の運行台数が定常状態となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大気に係る環境基準と予測結果の間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-1（5）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（大気質）
項目	環境要素の区分	粉じん等
	影響要因の区分	工事の実施（建設機械の稼働）
当該項目に関連する事業特性		建設機械の稼動による粉じん等の飛散が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100m に立地する。
調査の手法		
調査すべき情報		①粉じん（降下ばいじん量）の状況 ②気象（風向・風速、気温・湿度、日射量・放射収支量）の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、粉じん（降下ばいじん量）及び気象について行う。 ①粉じん（降下ばいじん量）の状況 粉じん（降下ばいじん量）はダストジャーを用いた捕集方法又は「衛生試験法・注解」（日本薬学会編）に定める方法により行う。 ②気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に定める方法により行う。
調査地域		工事の実施に伴う建設機械の稼動による粉じん（降下ばいじん量）の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。
調査地点		調査地点位置を図 5.1-2 に示す。 ①粉じん（降下ばいじん量） 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点を設定する。 ②気象の状況 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点、椛沢の上流部の尾根上 1 地点の 2 地点を設定する。なお、椛沢の上流部の尾根上の地点については風向・風速のみの測定とする。
調査期間等		①粉じん（降下ばいじん量）の状況 粉じん（降下ばいじん量）については春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 1 ヶ月間とする。 ②気象の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		類似事例を踏まえた上で、粉じん対策を考慮した定性的な予測を行う。
予測地域		対象事業実施区域及びその周辺とする。
予測地点		対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近とする。
予測対象時期		粉じんの影響が最大と想定される建設機械の最大稼働時とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、粉じん等に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、粉じん等については、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-1（6）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（大気質）
項目	環境要素の区分	粉じん等
	影響要因の区分	工事の実施（資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		工事用車両の運行による粉じん等の飛散が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		工事用車両の主要な運行道路である市道新時森線の沿道には住居が立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①気象（風向・風速、気温・湿度、日射量・放射収支量）の状況 ②運行道路の沿道状況（住居等の保全対象の立地状況、道路構造等）及び自動車交通量の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 ①気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に定める方法により行う。 ②運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況は現地踏査による目視確認又は直接計測とし、自動車交通量は大型車及び小型車の 2 車種について、車線別、方向別にカウンターを用いて調査する。
調査地域		工事用車両の運行による降下ばいじん量及び浮遊粉じんの拡散の特性を踏まえ、運行道路の沿道地域とする。
調査地点		調査地点位置を図 5.1-2 に示す。 ①気象の状況 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点を設定する。 ②運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況及び自動車交通量調査は運行道路とする。
調査期間等		①気象の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。 ②運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 自動車交通量については後述の騒音、振動調査と同時とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		類似事例を踏まえた上で、粉じん対策を考慮した定性的な予測を行う。
予測地域		運行道路の沿道地域とする。
予測地点		運行道路の沿道地域のうち、住居等を勘案した地点を設定する。
予測対象時期		予測地点において工事用車両の運行台数が最大となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、粉じん等に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、粉じん等については、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-1（7）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（大気質）
項目	環境要素の区分	粉じん等
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（埋立・覆土用機械の稼働）
当該項目に関連する事業特性		埋立作業に伴い埋立物からの粉じんの飛散が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100m に立地する。
調査の手法		
調査すべき情報		①粉じん（降下ばいじん量）の状況 ②気象（風向・風速、気温・湿度、日射量・放射収支量）の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、粉じん（降下ばいじん量）及び気象について行う。 ①粉じん（降下ばいじん量）の状況 粉じん（降下ばいじん量）はダストジャーを用いた捕集方法又は「衛生試験法・注解」（日本薬学会編）に定める方法により行う。 ②気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に定める方法により行う。
調査地域		埋立・覆土用機械の稼動による粉じん（降下ばいじん量）の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。
調査地点		調査地点位置を図 5.1-2 に示す。 ①粉じん（降下ばいじん量） 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点を設定する。 ②気象の状況 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点、椛沢の上流部の尾根上 1 地点の 2 地点を設定する。なお、椛沢の上流部の尾根上の地点については風向・風速のみの測定とする。
調査期間等		①粉じん（降下ばいじん量）の状況 粉じん（降下ばいじん量）については春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 1 ヶ月間とする。 ②気象の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		事業計画を踏まえた上で、粉じん対策を考慮した定性的な予測を行う。
予測地域		対象事業実施区域及びその周辺とする。
予測地点		対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近とする。
予測対象時期		施設が定常的に稼動する時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、粉じん等に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、粉じん等については、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-1 (8)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（大気質）
項目	環境要素の区分	粉じん等
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		廃棄物運搬車両の運行により粉じん等の飛散が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		廃棄物運搬車両の主要な運行道路である市道新時森線の沿道には住居が立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①気象（風向・風速）の状況 ②運行道路の沿道状況（住居等の保全対象の立地状況、道路構造等）及び自動車交通量の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 ①気象の状況 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に定める方法により行う。 ②運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況は現地踏査による目視確認又は直接計測とし、自動車交通量は大型車及び小型車の 2 車種について、車線別、方向別にカウンターを用いて調査する。
調査地域		廃棄物運搬車両の運行による降下ばいじん量及び浮遊粉じんの拡散の特性を踏まえ、運行道路の沿道地域とする。
調査地点		調査地点位置を図 5.1-2 に示す。 ①気象の状況 対象事業実施区域及びその周辺を代表する地点として、南側敷地境界付近 1 地点を設定する。 ②運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況及び自動車交通量調査は運行道路とする。
調査期間等		①地上気象の状況 春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回、1 回当たり 7 日間とする。 ②運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 自動車交通量については後述の騒音、振動調査と同時とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		類似事例を踏まえた上で、粉じん対策を考慮した定性的な予測を行う。
予測地域		運行道路の沿道地域とする。
予測地点		運行道路の沿道地域のうち、住居等を勘案した地点を設定する。
予測対象時期		廃棄物運搬車両の運行台数が最大となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、粉じん等に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、粉じん等については、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

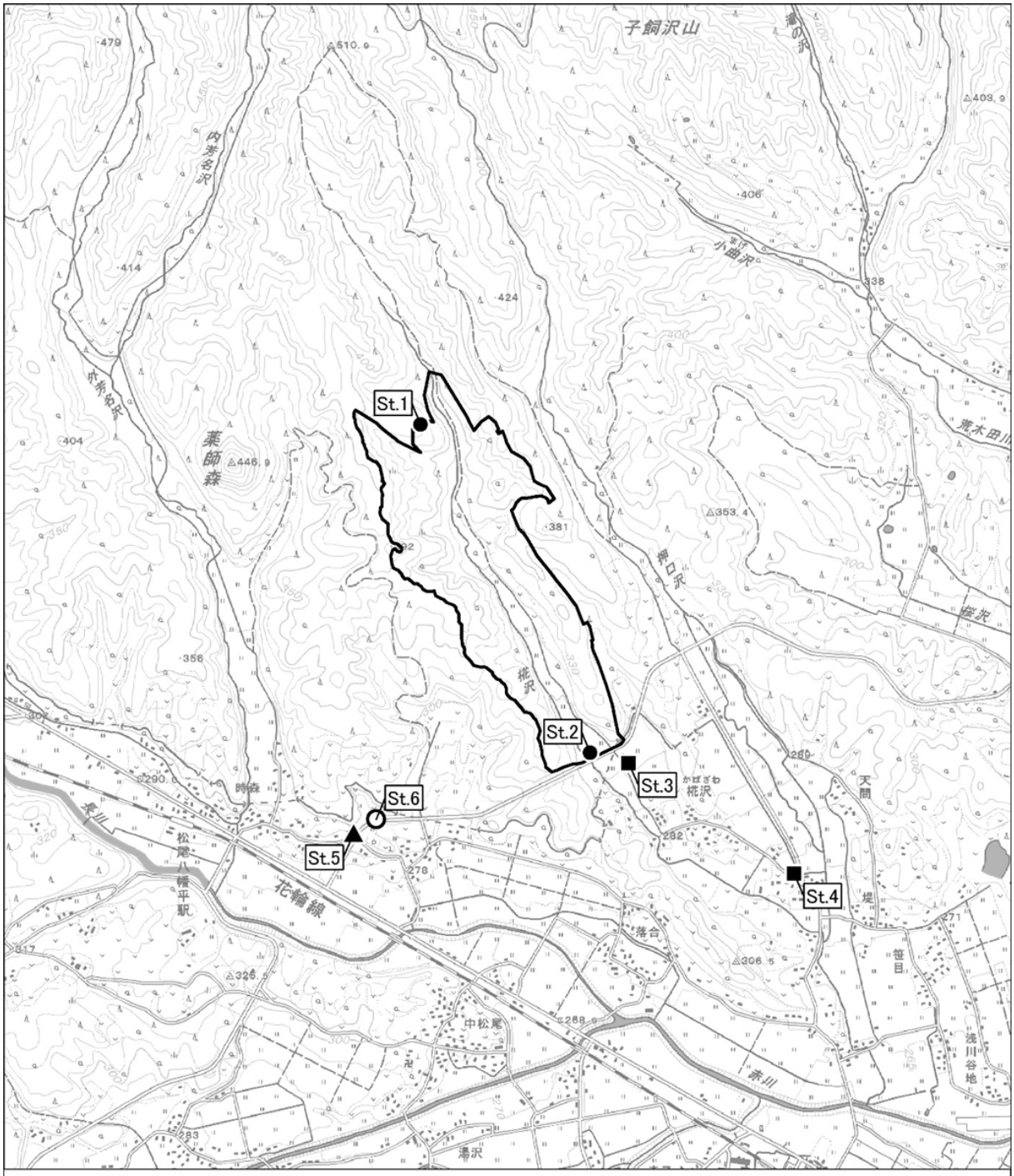

凡　例

- 対象事業実施区域
- ● 気象調査地点（粉じん調査と同地点）
- ■ 一般環境大気質調査地点（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）
- ▲ 沿道大気質調査地点（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）
- ○ 交通量調査地点（騒音・振動調査と同地点）

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.1-1　大気質・気象調査地点（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）

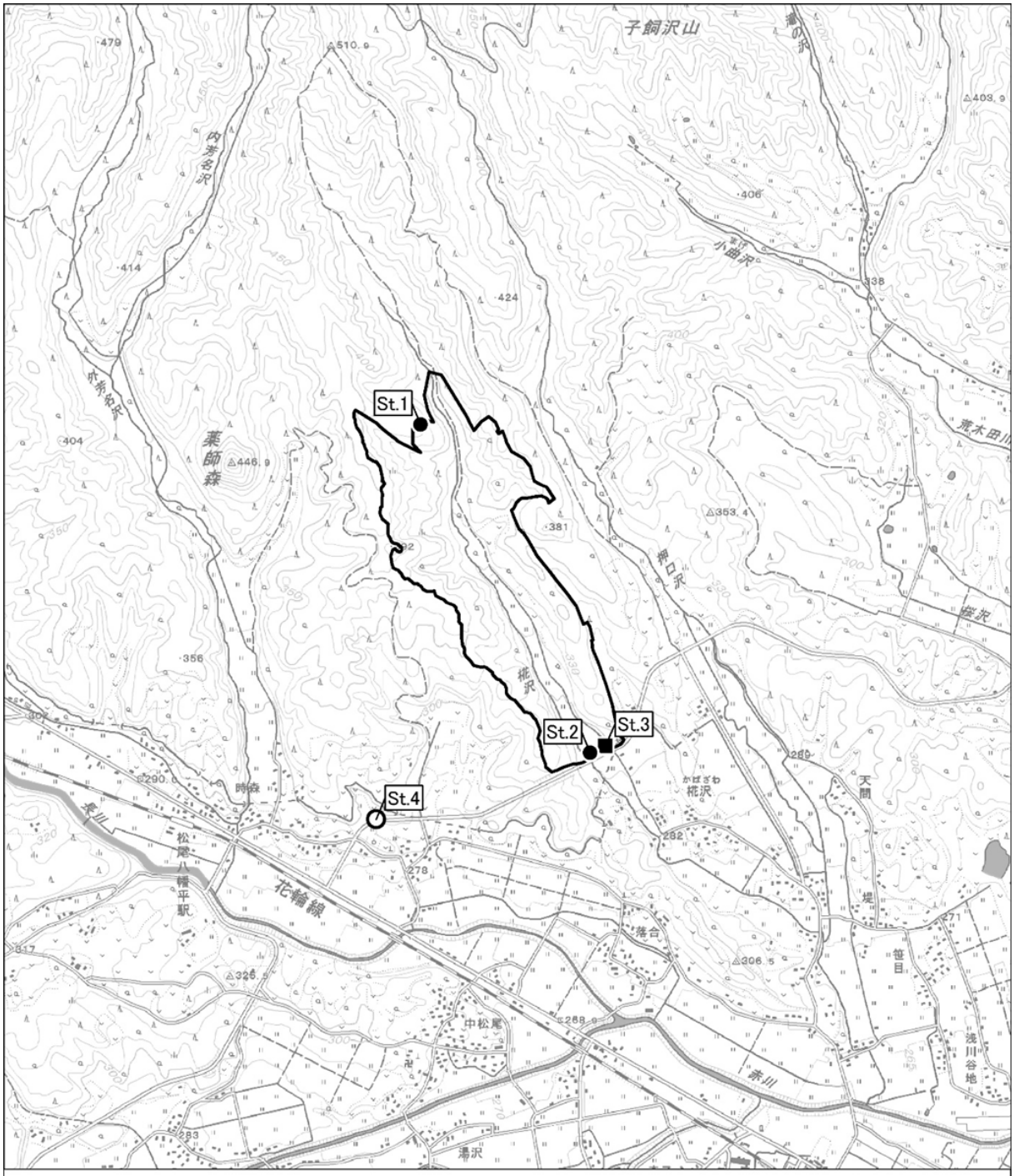

凡　例

- 対象事業実施区域
- ● 気象調査地点（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質調査と同地点）
- ■ 降下ばいじん量調査地点
- ○ 交通量調査地点（騒音・振動調査と同地点）

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.1-2　大気質・気象調査地点（粉じん）

(2) 騒音

騒音に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.1-2 に示すとおりとした。

表 5.1-2 (1) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（騒音）
項目	環境要素の区分	騒音
	影響要因の区分	工事の実施（建設機械の稼働）
当該項目に関連する事業特性		建設機械の稼動により騒音が発生する。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100m に立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①対象事業実施区域及びその周辺の騒音レベル（以下、「環境騒音」という）の状況 ②地表面の状況（地表面の種類）
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、環境騒音及び地表面の状況について行う。 ①環境騒音の状況 環境騒音は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び関連通知（平成 10 年環大企第 257 号）に定める方法により行う。 ②地表面の状況 地表面の状況は現地踏査により行う。
調査地域		工事の実施に伴う建設機械の稼動による音の伝播特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-3 に示す。 対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界付近 1 地点とする。
調査期間等		対象事業実施区域の周辺で年間の平均的な騒音レベルを示すと考えられる時期の平日及び休日の 2 日（24 時間/日）とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		日本音響学会式により定量的な予測を行う。
予測地域		対象事業実施区域及びその周辺とする。
予測地点		対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界及び近隣の住居地域とする。
予測対象時期		騒音の影響が最大と想定される建設機械の最大稼働時とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、騒音に係る環境基準又は特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-2（2）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（騒音）
項目	環境要素の区分	騒音
	影響要因の区分	工事の実施（資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		工事用車両の運行により騒音が発生する。
当該項目に関連する地域特性		工事用車両の主要な運行道路である市道新時森線の沿道には住居が立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①道路交通騒音レベル（以下、「道路交通騒音」という）の状況 ②地表面の状況（地表面の種類） ③運行道路の沿道状況（住居等の保全対象の立地状況、道路構造等）及び自動車交通量の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、道路交通騒音、地表面の状況、運行道路の状況及び自動車交通量について行う。 ①道路交通騒音の状況 道路交通騒音は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び関連通知（平成 10 年環大企第 257 号）に定める方法により行う。 ②地表面の状況 地表面の状況は現地踏査により行う。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況は現地踏査による目視確認又は直接計測とし、自動車交通量は大型車及び小型車の 2 車種について、方向別・車線別にカウンターを用いて調査する。
調査地域		工事の実施に伴う工事用車両の運行による音の伝播特性を踏まえ、運行道路の沿道地域とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-3 に示す。 運行道路の沿道地域の代表地点 2 地点を設定する。自動車交通量についてはこのうち 1 地点を設定する。
調査期間等		運行道路において年間の平均的な交通量を示すと考えられる時期の平日及び休日の 2 日（24 時間/日）とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		日本音響学会式により定量的な予測を行う。
予測地域		運行道路の沿道及びその後背地を含む地域とする。
予測地点		運行道路の沿道及びその後背地を含む地域の住居等の分布を勘案した官民境界の地点を設定する。
予測対象時期		予測地点において工事用車両の運行台数が最大となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、騒音に係る環境基準と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-2 (3)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（騒音）
項目	環境要素の区分	騒音
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（埋立・覆土用機械の稼働） 土地又は工作物の存在及び供用（浸出水処理施設の稼働）
当該項目に関連する事業特性		埋立・覆土用機械の稼動により騒音が発生する。また、浸出水処理施設の稼働により騒音が発生する。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100m に立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①環境騒音の状況 ②地表面の状況（地表面の種類）
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、環境騒音及び地表面の状況について行う。 ①環境騒音の状況 環境騒音は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び関連通知（平成 10 年環大企第 257 号）に定める方法により行う。 ②地表面の状況 地表面の状況は現地踏査により行う。
調査地域		埋立・覆土用機械の稼動及び浸出水処理施設の稼動による音の伝播特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-3 に示す。 対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界付近 1 地点とする。
調査期間等		対象事業実施区域の周辺で年間の平均的な騒音レベルを示すと考えられる時期の平日及び休日の 2 日（24 時間/日）とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		伝播理論計算式により定量的な予測を行う。
予測地域		対象事業実施区域及びその周辺とする。
予測地点		対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界及び近隣の住居地域とする。
予測対象時期		施設が定常的に稼動する時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、騒音に係る環境基準との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-2（4）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（騒音）
項目	環境要素の区分	騒音
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		本施設の稼動に伴う廃棄物運搬車両等の運行により騒音が発生する。
当該項目に関連する地域特性		廃棄物運搬車両の主要な運行道路である市道新時森線の沿道には住居が立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①道路交通騒音の状況 ②地表面の状況（地表面の種類） ③運行道路の沿道状況（住居等の保全対象の立地状況、道路構造等）及び自動車交通量の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、道路交通騒音、地表面の状況、運行道路の状況及び自動車交通量について行う。 ①道路交通騒音の状況 道路交通騒音は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び関連通知（平成 10 年環大企第 257 号）に定める方法により行う。 ②地表面の状況 地表面の状況は現地踏査により行う。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況は現地踏査による目視確認又は直接計測とし、自動車交通量は大型車及び小型車の 2 車種について、方向別・車線別にカウンターを用いて調査する。
調査地域		廃棄物運搬車両の運行による音の伝播特性を踏まえ、運行道路の沿道地域とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-3 に示す。 運行道路の沿道地域の代表地点 2 地点を設定する。自動車交通量についてはこのうち 1 地点を設定する。
調査期間等		運行道路において年間の平均的な交通量を示すと考えられる時期の平日及び休日の 2 日（24 時間/日）とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		日本音響学会式により定量的な予測を行う。
予測地域		運行道路の沿道及びその後背地を含む地域とする。
予測地点		運行道路の沿道及びその後背地を含む地域の住居等の分布を勘案した官民境界の地点を設定する。
予測対象時期		廃棄物運搬車両の運行台数が定常状態となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、騒音に係る環境基準と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

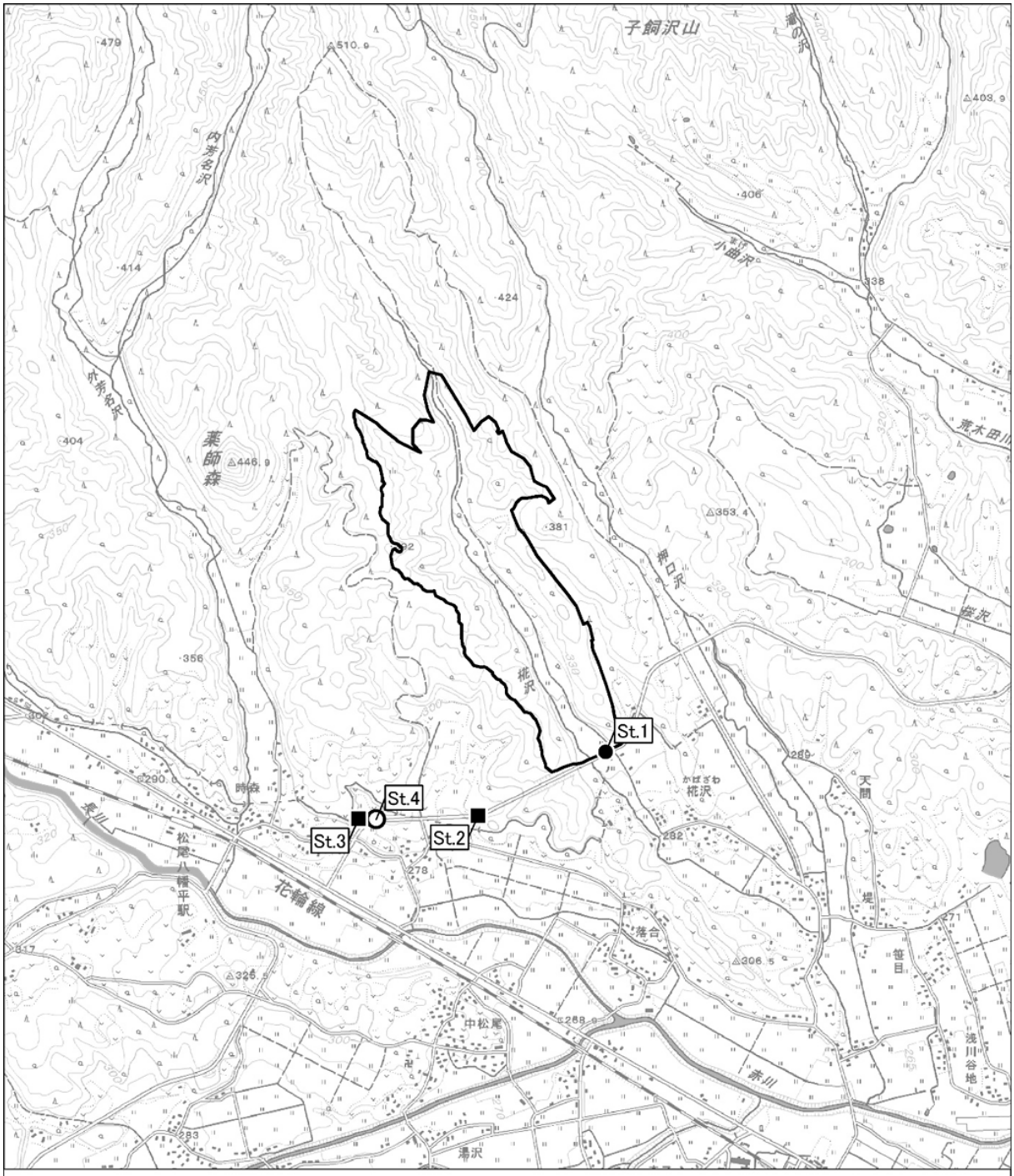

凡　例

- 対象事業実施区域
- ● 環境騒音・振動調査地点
- ■ 道路交通騒音・振動調査地点
- ○ 交通量調査地点（大気質調査と同地点）

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.1-3　騒音・振動・交通量調査地点

(3) 振動

振動に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.1-3 に示すとおりとした。

表 5.1-3 (1) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（振動）
項目	環境要素の区分	振動
	影響要因の区分	工事の実施（建設機械の稼働）
当該項目に関連する事業特性		建設機械の稼動により振動が発生する。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100m に立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①対象事業実施区域及びその周辺の振動レベル（以下、「環境振動」という）の状況 ②地盤の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、環境振動及び地盤の状況について行う。 ①環境振動の状況 環境振動は「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法により行う。 ②地盤の状況 地盤の状況は地質調査の結果の整理により行う。
調査地域		工事の実施に伴う建設機械の稼動による振動の伝播特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-3 に示す。 対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界付近 1 地点とする。
調査期間等		対象事業実施区域の周辺で年間の平均的な振動レベルを示すと考えられる時期の平日及び休日の 2 日（24 時間/日）とする。（騒音調査と同時に実施）
予測の手法		
予測の基本的な手法		振動の距離減衰式により定量的な予測を行う。
予測地域		対象事業実施区域及びその周辺とする。
予測地点		対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界とする。
予測対象時期		振動の影響が最大と想定される建設機械の最大稼働時とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、振動に係る特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-3（2）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（振動）
項目	環境要素の区分	振動
	影響要因の区分	工事の実施（資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		工事用車両の運行により振動が発生する。
当該項目に関連する地域特性		工事用車両の主要な運行道路である市道新時森線の沿道には住居が立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①道路交通振動レベル（以下、「道路交通振動」という）の状況 ②地盤の状況（地盤卓越振動数） ③運行道路の沿道状況（住居等の保全対象の立地状況、道路構造等）及び自動車交通量の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、道路交通振動、地盤の状況、運行道路の状況及び自動車交通量について行う。 ①道路交通振動の状況 道路交通振動は「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法により行う。 ②地盤の状況 地盤の状況は地盤卓越振動数調査を「道路環境整備マニュアル」（平成元年、（財）日本道路協会）に示された方法により行う。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況は現地踏査による目視確認又は直接計測とし、自動車交通量は大型車及び小型車の 2 車種について、方向別・車線別にカウンターを用いて調査する。
調査地域		工事の実施に伴う工事用車両の運行による振動の伝播特性を踏まえ、運行道路の沿道地域とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-3 に示す。 運行道路の沿道地域の代表地点 2 地点を設定する。なお、自動車交通量についてはこのうち 1 地点を設定する。
調査期間等		運行道路において年間の平均的な交通量を示すと考えられる時期の平日及び休日の 2 日（24 時間/日）とする。（騒音調査と同時に実施）
予測の手法		
予測の基本的な手法		建設省土木研究所（現国土交通省 国土技術政策総合研究所）提案式により定量的な予測を行う。
予測地域		運行道路の沿道及びその後背地を含む地域とする。
予測地点		運行道路の沿道及びその後背地を含む地域の住居等の分布を勘案した官民境界の地点を設定する。
予測対象時期		予測地点において工事用車両の運行台数が最大となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、道路交通振動の要請限度等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-3 (3)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（振動）
項目	環境要素の区分	振動
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（埋立・覆土用機械の稼働） 土地又は工作物の存在及び供用（浸出水処理施設の稼働）
当該項目に関連する事業特性		埋立・覆土用機械の稼動により振動が発生する。また、浸出水処理施設の稼働により振動が発生する。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100m に立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①環境振動の状況 ②地盤の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、環境振動及び地盤の状況について行う。 ①環境振動の状況 環境振動は「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法により行う。 ②地盤の状況 地盤の状況は地質調査の結果を整理・解析により行う。
調査地域		埋立・覆土用機械の稼動及び浸出水処理施設の稼働による振動の伝播特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-3 に示す。 対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界付近 1 地点とする。
調査期間等		対象事業実施区域の周辺で年間の平均的な振動レベルを示すと考えられる時期の平日及び休日の 2 日（24 時間/日）とする。（騒音調査と同時に実施）
予測の手法		
予測の基本的な手法		振動の距離減衰式により定量的な予測を行う。
予測地域		対象事業実施区域及びその周辺とする。
予測地点		対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界とする。
予測対象時期		施設が定常的に稼動する時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。		

表 5.1-3（4）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		大気環境（振動）
項目	環境要素の区分	振動
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		廃棄物運搬車両の運行により振動が発生する。
当該項目に関連する地域特性		廃棄物運搬車両の主要な運行道路である市道新時森線の沿道には住居が立地している。
調査の手法		
調査すべき情報		①道路交通振動の状況 ②地盤の状況（地盤卓越振動数） ③運行道路の沿道状況（住居等の保全対象の立地状況、道路構造等）及び自動車交通量の状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、道路交通振動、地盤の状況、運行道路の状況及び自動車交通量について行う。 ①道路交通振動の状況 道路交通振動は「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法により行う。 ②地盤の状況 地盤の状況は地盤卓越振動数調査を「道路環境整備マニュアル」（平成元年、（財）日本道路協会）に示された方法により行う。 ③運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 運行道路の沿道状況は現地踏査による目視確認又は直接計測とし、自動車交通量は大型車及び小型車の 2 車種について、方向別・車線別にカウンターを用いて調査する。
調査地域		廃棄物運搬車両の運行による振動の伝播特性を踏まえ、運行道路の沿道地域とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-3 に示す。 運行道路の沿道地域の代表地点 2 地点を設定する。なお、自動車交通量についてはこのうち 1 地点を設定する。
調査期間等		運行道路において年間の平均的な交通量を示すと考えられる時期の平日及び休日の各 2 日（24 時間/日）とする。（騒音調査と同時に実施）
予測の手法		
予測の基本的な手法		建設省土木研究所（現国土交通省 国土技術政策総合研究所）提案式により定量的な予測を行う。
予測地域		運行道路の沿道及びその後背地を含む地域とする。
予測地点		運行道路の沿道及びその後背地を含む地域の住居等の分布を勘案した官民境界の地点を設定する。
予測対象時期		廃棄物運搬車両の運行台数が定常状態となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、振動に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、振動に係る道路交通振動の要請限度等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

(4) 悪臭

悪臭に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.1-4 に示すとおりとした。

表 5.1-4 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

<table>
<tr><td colspan="2">環境要素の大区分</td><td>大気環境（悪臭）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">項目</td><td>環境要素の区分</td><td>悪臭</td></tr>
<tr><td>影響要因の区分</td><td>土地又は工作物の存在及び供用（廃棄物の存在・分解）</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該項目に関連する事業特性</td><td>施設の稼働に伴い埋立物からの悪臭の発生が考えられる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該項目に関連する地域特性</td><td>対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在する。最も近い住居は対象事業実施区域の南東約 100mに立地する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">調査の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査すべき情報</td><td>①事業実施区域周辺の悪臭の状況
②気象（風向・風速、気温・湿度）の状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査の基本的な手法</td><td>文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、対象事業実施区域及びその周辺の特定悪臭物質（22 物質）及び臭気指数及び気象の状況について行う。
①事業実施区域周辺の悪臭の状況
「特定悪臭物質の測定方法」(昭和 57 年環境庁告示第 9 号) 及び「臭気指数の算定方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法により行う。
②気象（風向・風速、気温・湿度）の状況
携帯用風向風速計による測定及びアスマン通風乾湿計による測定とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査地域</td><td>埋め立て作業の実施に伴う悪臭の拡散特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査地点</td><td>調査地点位置図を図 5.1-4 に示す。
対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界及び椛沢集落の 2 地点を設定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査期間等</td><td>悪臭が発生しやすく、特に苦情が多くなる夏季の 2 回、1 回当たり 1 日とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">予測の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測の基本的な手法</td><td>類似事例の引用及び事業計画から定性的に予測を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測地域</td><td>対象事業実施区域及びその周辺とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測地点</td><td>対象事業実施区域及びその周辺で住居等が立地している地点を代表して、南側敷地境界付近及び椛沢集落とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測対象時期</td><td>施設が定常的に稼働する時期とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="3">調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、悪臭に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
また、悪臭に係る規制基準等と予測結果の間に整合が図られているかどうかを検討する。</td></tr>
</table>

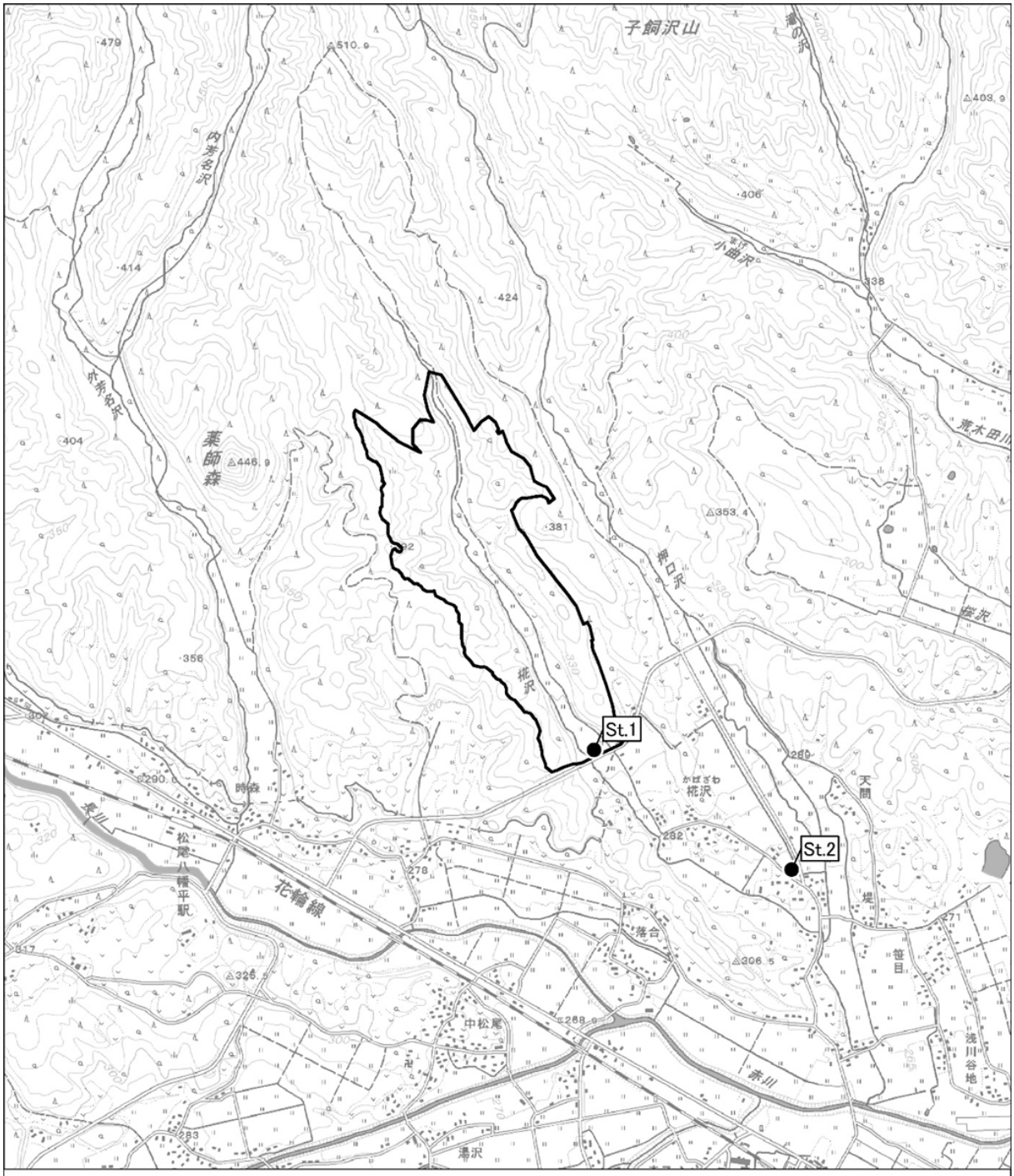

凡　例

対象事業実施区域

悪臭調査地点

1:25,000

0　250　500　1,000
m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.1-4　悪臭調査地点

5.1.2　水環境

(1)　水質

水質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.1-5 に示すとおりとした。

表 5.1-5 (1)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		水環境（水質）
項目	環境要素の区分	水の汚れ等
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（最終処分場の存在）
当該項目に関連する事業特性		廃棄物の埋立地の下流河川及び放流河川における公共用水域及び地下水に対する水質への影響が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域内の雨水は防災調整設備に貯留された後、椛沢へ排出され、押口沢と合流し、赤川に合流する。
調査の手法		
調査すべき情報		①対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質 ②流れの状況 ③地下水の水質
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 ①対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質 現地調査は、一般項目、生活環境項目、健康項目について行う。 分析は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）及びJIS K0102等に定める方法により行う。 ②流れの状況（流量） 流れの状況はJIS K0094に定める方法により行う。 ③地下水の水質 現地調査は、一般項目（水温、pH、電気伝導度、塩化物イオン）及び地下水環境基準項目について行う。分析は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）及びJIS K0102等に定める方法により行う。
調査地域		水域の特性及び水の汚れ等の特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における水の汚れ等の状況を総合的に把握するため、対象事業実施区域の下流域とする。
調査地点		①対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質、②流れの状況 調査地点位置図を図 5.1-5 に示す。 調査地点は、周辺の河川や沢の流れを考慮して、椛沢 3 地点（対象事業実施区域の上流側、対象事業実施区域の下流側、赤川への流入前）と、赤川 2 地点（椛沢との合流前、椛沢との合流後）の計 5 地点とする。（図 5.1-5 の St.1、St.2、St.4、St.5、St.6） ③地下水の水質 調査地点位置図を図 5.1-6 に示す。 調査地点は、周辺の地下水の流れを考慮して、対象事業実施区域内の上流側、対象事業実施区域内の最下流部、対象事業実施区域の下流の計 3 地点の井戸とする。（図 5.1-6 の St.1、St.2、St.3）
調査期間等		年間を通した水質の変動を把握するため、春季、夏季、秋季、冬季の 4 回、1 回当たり 1 日とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		河川の水質については、完全混合式等の適切な式を用いて定量的な予測を行う。 地下の水質については、類似事例の引用による定性的な方法とする。
予測地域		対象事業実施区域の下流域とする。
予測地点		現地調査地点とする。
予測対象時期		施設が定常的に稼働する時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、公共用水域の水質に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、水質に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-5 (2)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		水環境（水質）
項目	環境要素の区分	水の汚れ等
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（浸出水処理水の排出）
当該項目に関連する事業特性		廃棄物の埋立てに伴い発生する処理水による公共用水域への影響が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		本施設からの処理水は、埋設暗渠を設置し、赤川（大橋付近）へ放流する。
調査の手法		
調査すべき情報		①対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質 ②流れの状況
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査は、一般項目、生活環境項目、健康項目、その他の項目及び流れの状況として流量について行う。 ①対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）及びJIS K0102等に定める方法により行う。 ②流れの状況（流量） 流れの状況はJIS K0094に定める方法により行う。
調査地域		水域の特性及び水の汚れ等の特性を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における水の汚れ等の状況を総合的に把握するため、浸出水処理水の放流先河川とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-5 に示す。 調査地点は、赤川の処理水の放流先の上下流の計2地点とする。(図 5.1-5のSt.5、St.6)
調査期間等		年間を通した水質の変動を把握するため、春季、夏季、秋季、冬季の4回、1回当たり1日とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		完全混合式等の適切な式を用いて定量的な予測を行う。
予測地域		処理水の放流先となる赤川とする。
予測地点		処理水の放流先となる赤川とする。
予測対象時期		施設が定常的に稼働する時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、公共用水域の水質に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、水質に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

表 5.1-5 (3)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		水環境（水質）
項目	環境要素の区分	土砂による水の濁り
	影響要因の区分	工事の実施（造成等の施工）
当該項目に関連する事業特性		造成工事に伴い降雨等による濁水の発生が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域内の雨水は仮設沈砂池等に貯留された後、椛沢へ排出され、押口沢と合流し、赤川に合流する。
調査の手法		
調査すべき情報		①浮遊物質量の及び流量 ②気象（降雨量）の状況 ③土質の状況（土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性）
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、浮遊物質量及び流量（浮遊物質量調査時）の状況、降雨量及び土質の状況について行う。 ①浮遊物質量及び流量 調査方法は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）による方法とし、流量は JIS K0094 に定める方法により行う。 ②気象（降雨量）の状況 対象事業実施区域に最も近い気象観測所である岩手松尾観測所における観測データによるものとする。 ③土質の状況 土質、表層地質及び粒度組成を既存の地質調査結果により、沈降特性を現地で採取した土砂の沈降試験により把握し、整理・解析する方法とする。
調査地域		造成工事中において濁水が流入すると考えられる対象事業実施区域及びその下流域とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-5 に示す。 ①浮遊物質量の及び流量 調査地点は、周辺の河川や沢の流れを考慮して、椛沢 4 地点（対象事業実施区域の上流側、対象事業実施区域の下流側、押口沢との合流前、赤川への流入前）と、赤川 2 地点（椛沢との合流前、椛沢との合流後）の計 6 地点とする。（図 5.1-5 の St.1、St.2、St.3、St.4、St.5、St.6） ②土質の状況 土質の状況を考慮して、対象事業実施区域内の水田及び斜面部の計 2 地点とする。（図 5.1-5 の St.7、St.8）
調査期間等		浮遊物質量及び流量の状況の調査時期は、降雨後の増水時の 2 回とする。 降雨量及び土質の状況は資料調査等のため、特に調査期間等は定めないものとする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		類似事例の引用もしくは定量解析による。
予測地域		対象事業実施区域の下流域とする。
予測地点		現地調査地点とする。
予測対象時期		工事に伴う土砂による濁りが最大となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、公共用水域の水質に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。		

表 5.1-5 (4)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		水環境（水質）
項目	環境要素の区分	土砂による水の濁り
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（浸出水処理水の排出）
当該項目に関連する事業特性		浸出水処理水中の懸濁物資の放流による濁水の発生が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		本施設からの処理水は、埋設暗渠を設置し、赤川（大橋付近）へ放流する。
調査の手法		
調査すべき情報		①浮遊物質量及び流量
調査の基本的な手法		文献その他資料及び現地調査等により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。現地調査は、浮遊物質量及び流量について行う。 ①浮遊物質量の及び流量 調査方法は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）による方法とし、流量は JIS K0094 に定める方法により行う。
調査地域		対象事業実施区域及びその周辺における水の濁りの状況を総合的に把握するため、浸出水処理水の放流先河川とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-5 に示す。 調査地点は、調査地点は、赤川の処理水の放流先の上下流の計 2 地点とする。(図 5.1-5 の St.5、St.6)
調査期間等		年間を通した水質の変動を把握するため、春季、夏季、秋季、冬季の 4 回、1 回当たり 1 日とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		完全混合式等の適切な式を用いて定量的な予測を行う。
予測地域		処理水の放流先となる赤川とする。
予測地点		処理水の放流先となる赤川とする。
予測対象時期		施設が定常的に稼働する時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、公共用水域の水質に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。 また、水質に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。		

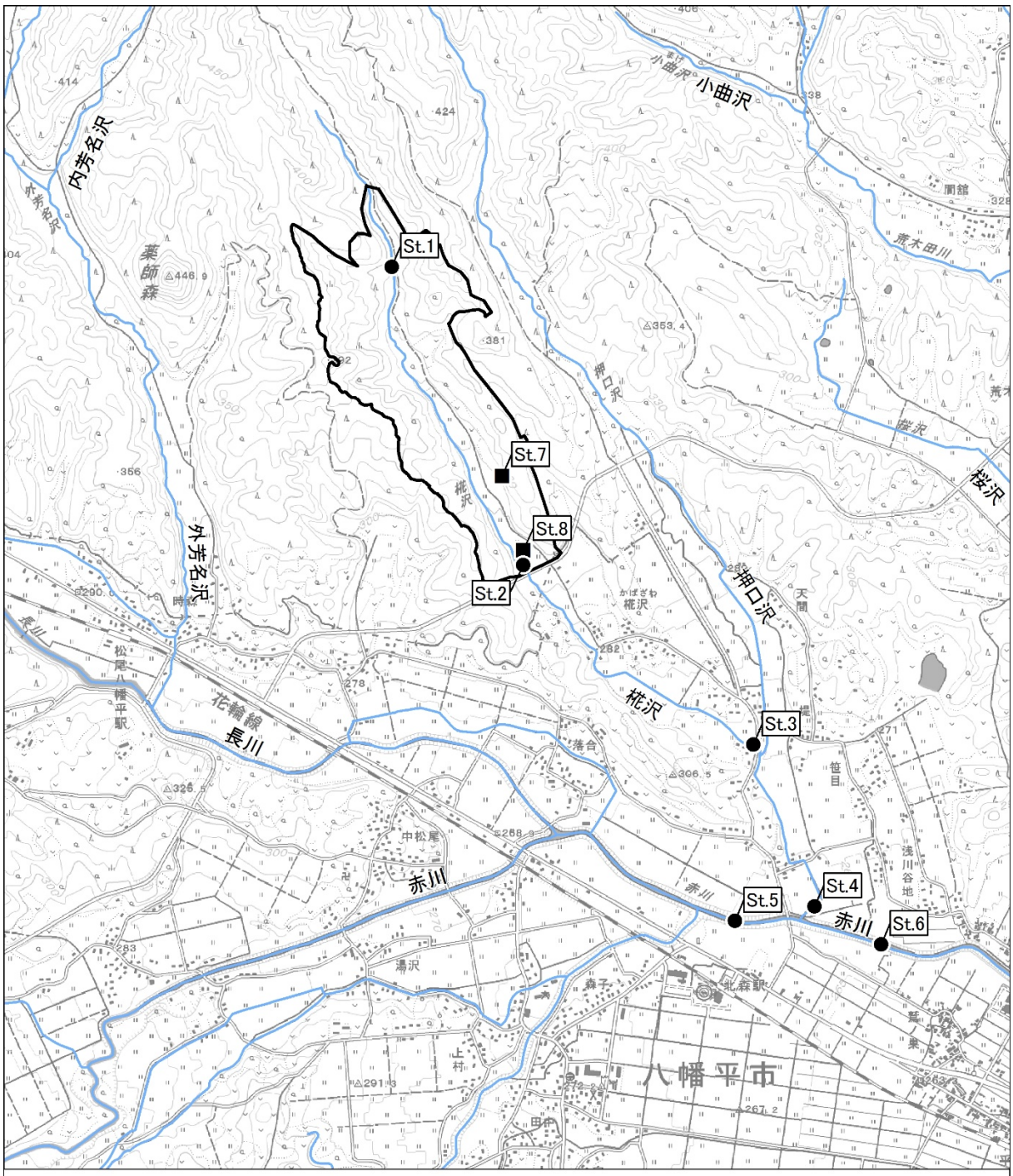

凡　例

対象事業実施区域

河川

● 水質調査地点（St.3は降雨時の調査のみ）

■ 土質調査地点

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.1-5　水質調査地点

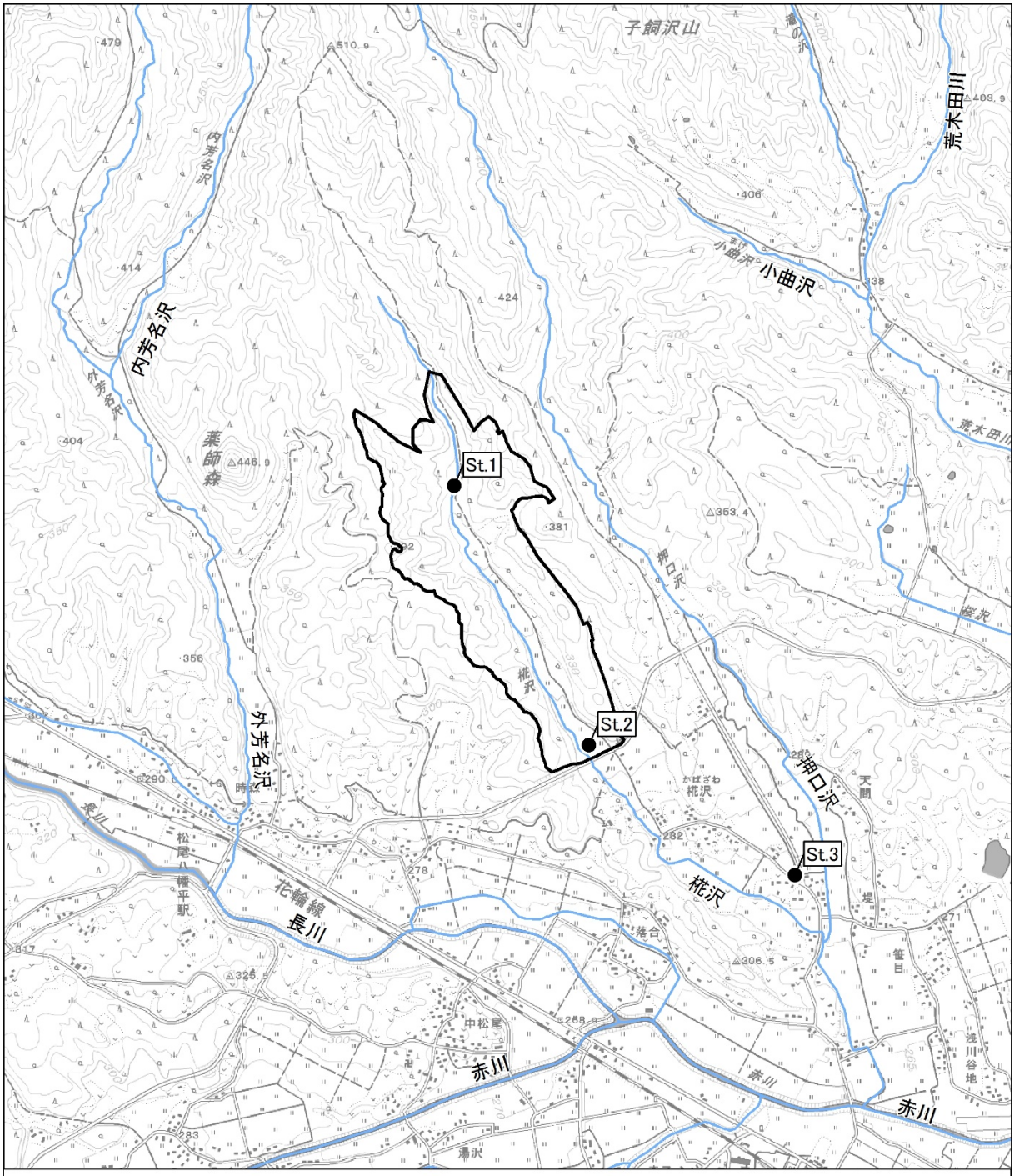

凡　例

対象事業実施区域

河川

地下水調査地点

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.1-6　地下水質調査地点

(2) 地下水位等

地下水位等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.1-6 に示すとおりとした。

表 5.1-6 (1) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		水環境（地下水位等）
項目	環境要素の区分	地下水位等（地下水の流れ）
	影響要因の区分	工事の実施（造成等の施工）
当該項目に関連する事業特性		造成工事による地形改変に伴う地下水の流れが変化する可能性がある。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域内を流れる地下水は下流の椛沢集落に流れる。
調査の手法		
調査すべき情報		①地下水の状況 ②地下水の利用状況 ③地形及び地質の状況
調査の基本的な手法		①地下水の状況 対象事業実施区域及びその周辺における地下水位観測孔及び観測井戸の水位を把握することにより地下水の流れを推測する。 ②地下水の利用状況 情報の収集並びに当該情報の整理により行う。 ③地形及び地質の状況 地質調査の結果の整理により行う。
調査地域		対象事業実施区域の下流域とする。
調査地点		調査地点位置図を図 5.1-7 に示す。 調査地点は、周辺の地下水の流れを考慮して、対象事業実施区域内の上流側、対象事業実施区域内の最下流部、対象事業実施区域の下流の計 3 地点の井戸とする。(図 5.1-7 の St.1、St.2、St.3)
調査期間等		年間を通した水質の変動を把握するため、月 1 回の計 12 回、1 回当たり 1 日とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		現況の地下水分布と事業計画の重ね合わせ等による定性的な方法とする。
予測地域		対象事業実施区域の下流域とする。
予測地点		現地調査地点とする。
予測対象時期		土地の造成による地下水の流れの影響が最大となる時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、地下水に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。		

表 5.1-6（2）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		水環境（地下水位等）
項目	環境要素の区分	地下水位等（地下水の流れ）
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（最終処分場の存在）
当該項目に関連する事業特性		造成地及び施設の存在により、地下水の流れが変化する可能性がある。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域内を流れる地下水は下流の椛沢集落に流れる。
調査の手法		
調査すべき情報		①地下水の状況 ②地下水の利用状況 ③地形及び地質の状況
調査の基本的な手法		①地下水の状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。 ②地下水の利用状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。 ③地形及び地質の状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。
調査地域		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。
調査地点		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。
調査期間等		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		現況の地下水位分布と事業計画の重ね合わせ等による定性的な方法とする。
予測地域		対象事業実施区域の下流域とする。
予測地点		現地調査地点とする。
予測対象時期		施設が定常的に稼働する時期とする。
評価の手法		
調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、地下水位に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。		

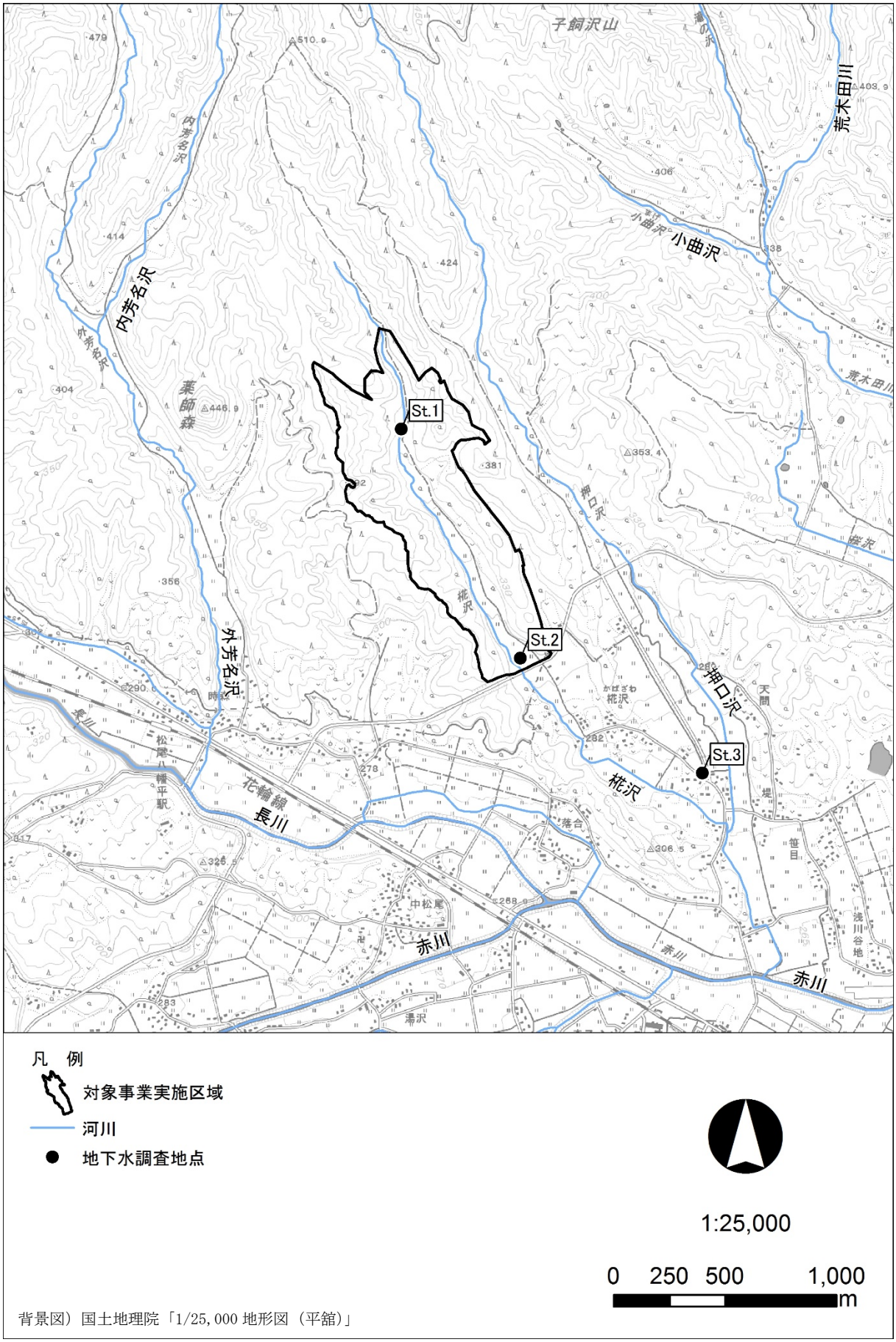

図 5.1-7　地下水調査地点

5.2　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

5.2.1　動物

動物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.2-1 に示すとおりとした。

表 5.2-1（1）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

<table>
<tr><td colspan="2">環境要素の大区分</td><td>動物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">項目</td><td>環境要素の区分</td><td>重要な種及び注目すべき生息地</td></tr>
<tr><td>影響要因の区分</td><td>工事の実施（造成等の施工）</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該項目に関連する事業特性</td><td>造成等の工事による土地改変や濁水により、対象事業実施区域及びその周辺を生息環境とする動物への影響が考えられる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該項目に関連する地域特性</td><td>対象事業実施区域は山地と平野部の境界にあたるすそ野に位置する。対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。また、対象事業実施区域の流域となる桧沢は押口沢と合流し、赤川に流入する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">調査の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査すべき情報</td><td>①動物相の状況
(1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類・(7)底生動物・(8)魚類
②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況
(1)重要な種等の分布・(2)重要な種等の生息状況・(3)重要な種等の生息環境の状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査の基本的な手法</td><td>①動物相の状況
文献等及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は以下の方法による。
(1)哺乳類
任意観察調査（フィールドサイン調査）、捕獲調査（トラップ調査）、自動撮影、夜間調査（コウモリ類を対象に、バットディテクター（超音波を可聴音に変換する機器）を用いた生息確認調査）とする。
(2)鳥類
任意観察調査、ラインセンサス調査、定点観察調査、夜間調査（フクロウ類等を対象）とする。
(3)猛禽類
定点観察調査、林内踏査とする。
(4)昆虫類
任意採集（スウィーピング及びビーティング等による直接採集、目視観察）、ベイトトラップ、ライトトラップとする。
(5)は虫類
任意観察調査とする。
(6)両生類
任意観察調査とする。
(7)底生動物
コドラート法調査（定量調査）、任意採集（定性調査）とする。
(8)魚類
捕獲調査（投網、タモ網による）とする。
②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況
文献等及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は以下の方法による。
(1)重要な種等の分布・(2)重要な種等の生息状況
現地調査により、個体や痕跡等の確認、鳴き声の聞き取り等、必要に応じて個体の捕獲・採集による方法とする。
(3)重要な種等の生息環境の状況
現地調査により、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布状況を確認することによる。なお、植物群落の状況に関しては、「植物」の調査結果に基づくものとする。</td></tr>
</table>

表 5.2-1 (2)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	動物
調査の手法（つづき）	
調査地域	対象事業実施区域及びその周辺における地形、植生、水系等を考慮し、対象事業実施区域及びその周辺約 200mの範囲を設定する。 (1)哺乳類 対象事業実施区域及びその周辺約 200mの範囲とする。大型哺乳類の移動経路が確認された場合は、その範囲を含める。 (2)鳥類 対象事業実施区域及びその周辺約 200mの範囲とする。 (3)猛禽類 営巣可能な樹林、採餌場所となる草地等の状況を考慮し、対象事業実施区域及びその周辺約 500m 程度の範囲とする。なお、希少猛禽類の繁殖行動、採餌行動等が確認された場合は、調査範囲を適宜拡大する。 (4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類 対象事業実施区域及びその周辺約 200mの範囲とする。 (7)底生動物・(8)魚類 対象事業実施区域を流れる椛沢及び椛沢の流れ込む赤川を対象とする。
調査地点	動物の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点・ルートとする。 (1)哺乳類：調査地点を図 5.2-1 に示す。 任意観察及びバットディテクター調査は特に調査地点は設定せず、任意踏査とする。 捕獲調査の地点は、対象事業実施区域及び周辺地域における主要な環境である St.1:スギ植林、St.2:カラマツ林、St.3:耕作跡地、St.4:落葉広葉樹林、St.5:アカマツ林、St.6:低木林、St.7:伐採跡地、St.8:カラマツ林の 8 地点とする。 自動撮影、夜間調査は任意地点とする。 (2)鳥類：調査地点を図 5.2-2 に示す。 任意観察は調査地点を設定せず、任意踏査とする。 ラインセンサスの調査ルートは対象事業実施区域内及び対象事業実施区域外の周辺地域における鳥類の生息状況を把握できると考えられる L1、L2、L3 の 3 ルートとする。 定点観察の調査地点は対象事業実施区域及び周辺地域を可能な限り眺望できると考えられる 4 地点とする。夜間調査は任意地点とする。 (3)猛禽類：調査地点の図 5.2-3 に示す。 定点観察は、対象事業実施区域及び周辺地域で実施する。調査定点は、希少猛禽類の出現状況、天候、視野状況を考慮し、調査日ごとに 4 地点を設定する。 林内踏査は、猛禽類の営巣の可能性のある箇所を任意踏査する。 (4)昆虫類：調査地点を図 5.2-4 に示す。 任意採集は特に調査地点は設定せず、任意踏査とする。 ベイトトラップ、ライトトラップは、対象事業実施区域及び周辺地域における主要な環境である St.1:スギ植林、St.2:カラマツ林、St.3:耕作跡地、St.4:落葉広葉樹林、St.5:アカマツ林、St.6:低木林、St.7:伐採跡地、St.8:カラマツ林の 8 地点とする。 (5)は虫類・(6)両生類：調査範囲を図 5.2-5 に示す。 特に調査地点は設定せず、任意踏査とする。 (7)底生動物・(8)魚類動物：調査地点を図 5.2-6 に示す。 調査地点は対象事業実施区域からの工事排水等の影響、対象事業の吐水口の位置を考慮し、St.1:椛沢と赤川合流点の下流、St.2:椛沢と押口沢との合流点付近、St.3:対象事業実施区域内の椛沢の下流側、St.4:対象事業実施区域内の椛沢の上流側の計 4 地点とする。
調査期間等	(1)哺乳類 春季、夏季、秋季、冬季の計 4 回とする。 (2)鳥類 春季、夏季、秋季、冬季の計 4 回とする。

表 5.2-1 (3)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	動物
調査の手法（つづき）	
調査期間等	(3)猛禽類 猛禽類調査：1～7 月の計 7 回、1 回当たり 3 日とする。 猛禽類営巣地調査：6～7 月に 1 回、11～12 月に 1 回の計 2 回とする。 猛禽類調査については確認状況、繁殖の可能性の有無により、調査期間の短縮・延長を行う。 (4)昆虫類 春季、夏季、秋季の計 3 回とする。 (5)は虫類 春季、夏季、秋季の計 3 回とする。 (6)両生類 早春季、春季、夏季、秋季の計 4 回とする。 (7)魚類 春季、夏季、秋季の計 3 回とする。 (8)底生動物 春季、夏季、秋季、冬季の計 4 回とする。
予測の手法	
予測の基本的な手法	動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。
予測地域	基本的には、現地調査の調査地域と同一とし、影響要因による影響範囲を考慮し設定する。動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けると認められる地域とする。
予測地点	－
予測対象時期	工事期間中とする。
評価の手法	
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。 また、評価にあたっては、国、県等による環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを明らかにする。	

表 5.2-1 (4)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		動物
項目	環境要素の区分	重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	工事の実施（建設機械の稼働）
当該項目に関連する事業特性		建設機械の稼動に伴い発生する騒音等により、対象事業実施区域及びその周辺を生息環境とする動物への影響が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域は山地と平野部の境界にあたるすそ野に位置する。対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。また、対象事業実施区域の流域となる椛沢は押口沢と合流し、赤川に流入する。
調査の手法		
調査すべき情報		①動物相の状況 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類 ②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 (1)重要な種等の分布・(2)重要な種等の生息状況・(3)重要な種等の生息環境の状況
調査の基本的な手法		①動物相の状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類 ②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。
調査地域		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類
調査地点		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類
調査期間等		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類
予測の手法		
予測の基本的な手法		動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。
予測地域		基本的には、現地調査の調査地域と同一とし、影響要因による影響範囲を考慮し設定する。動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けると認められる地域とする。
予測地点		－
予測対象時期		建設機械の最大稼働時とする。
評価の手法		
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。 また、評価にあたっては、国、県等による環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを明らかにする。		

表 5.2-1 (5)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		動物
項目	環境要素の区分	重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	工事の実施（資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行）
当該項目に関連する事業特性		工事用車両の運行に伴い発生する騒音・振動及び交通事故等により、対象事業実施区域及びその周辺を生息環境とする動物への影響が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域は山地と平野部の境界にあたるすそ野に位置する。対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。また、対象事業実施区域の流域となる桧沢は押口沢と合流し、赤川に流入する。
調査の手法		
調査すべき情報		①動物相の状況 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類 ②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 (1)重要な種等の分布・(2)重要な種等の生息状況・(3)重要な種等の生息環境の状況
調査の基本的な手法		①動物相の状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類 ②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。
調査地域		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類
調査地点		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類
調査期間等		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類
予測の手法		
予測の基本的な手法		動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。
予測地域		基本的には、現地調査の調査地域と同一とし、影響要因による影響範囲を考慮し設定する。動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けると認められる地域とする。
予測地点		－
予測対象時期		工事期間中とする。
評価の手法		
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。 また、評価にあたっては、国、県等による環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを明らかにする。		

表 5.2-1（6）　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		動物
項目	環境要素の区分	重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（最終処分場の存在）
当該項目に関連する事業特性		施設の存在に伴う騒音・振動等による生息環境の変化及び減少等により、対象事業実施区域及びその周辺を生息環境とする動物への影響が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域は山地と平野部の境界にあたるすそ野に位置する。対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。また、対象事業実施区域の流域となる桧沢は押口沢と合流し、赤川に流入する。
調査の手法		
調査すべき情報		①動物相の状況 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類・(7)底生動物・(8)魚類 ②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 (1)重要な種等の分布・(2)重要な種等の生息状況・(3)重要な種等の生息環境の状況
調査の基本的な手法		①動物相の状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類・(7)底生動物・(8)魚類 ②重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。
調査地域		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類・(7)底生動物・(8)魚類
調査地点		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類・(7)底生動物・(8)魚類
調査期間等		「工事の実施（造成等の施工）」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)哺乳類・(2)鳥類・(3)猛禽類・(4)昆虫類・(5)は虫類・(6)両生類・(7)底生動物・(8)魚類
予測の手法		
予測の基本的な手法		動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。
予測地域		基本的には、現地調査の調査地域と同一とし、影響要因による影響範囲を考慮し設定する。動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けると認められる地域とする。
予測地点		－
予測対象時期		施設が定常的に稼動する時期とする。
評価の手法		
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。 また、評価にあたっては、国、県等による環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを明らかにする。		

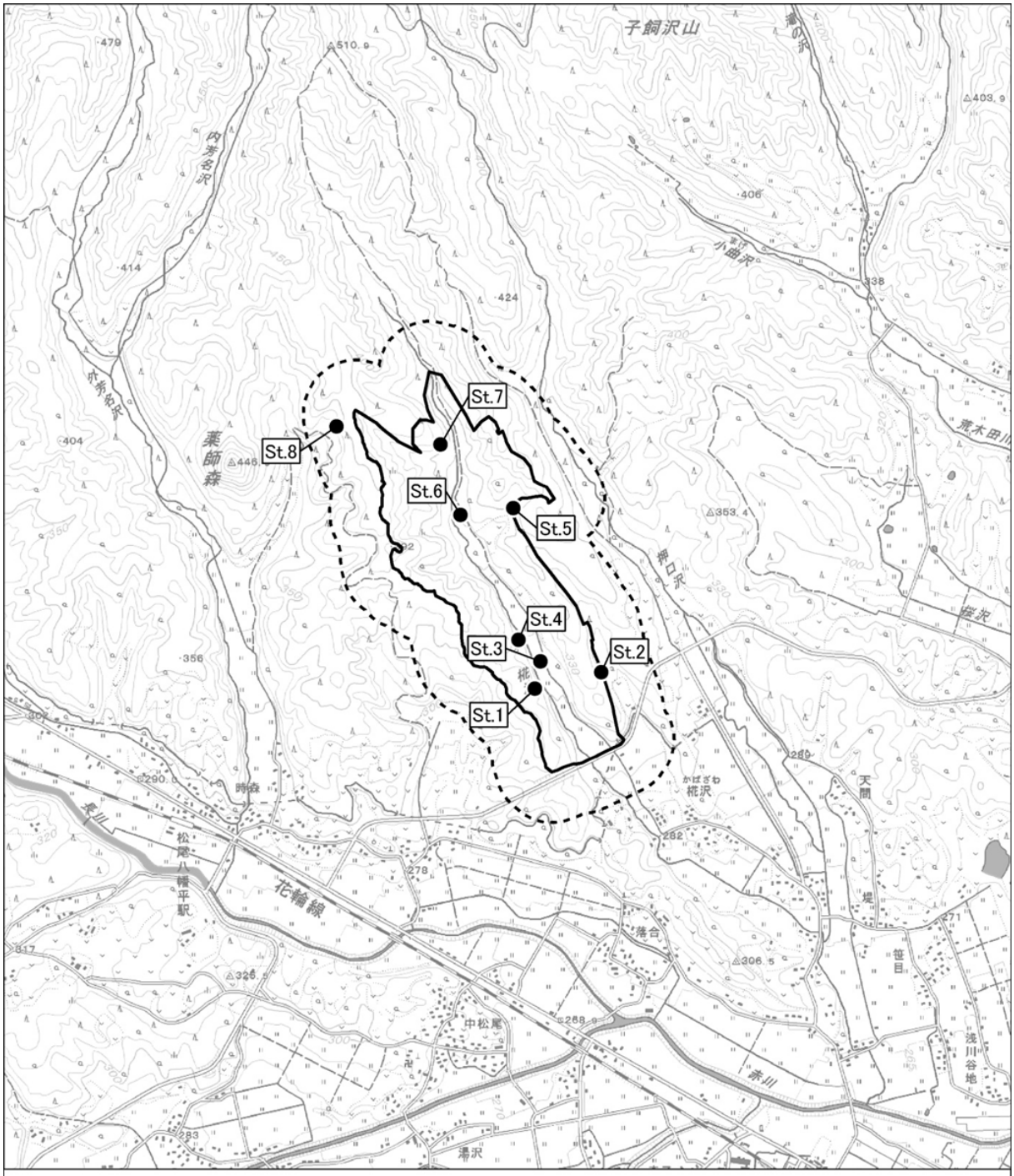

凡　例

対象事業実施区域

調査範囲（対象事業実施区域から200m）

捕獲調査地点（トラップ調査地点）

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.2-1　哺乳類調査範囲及び調査地点

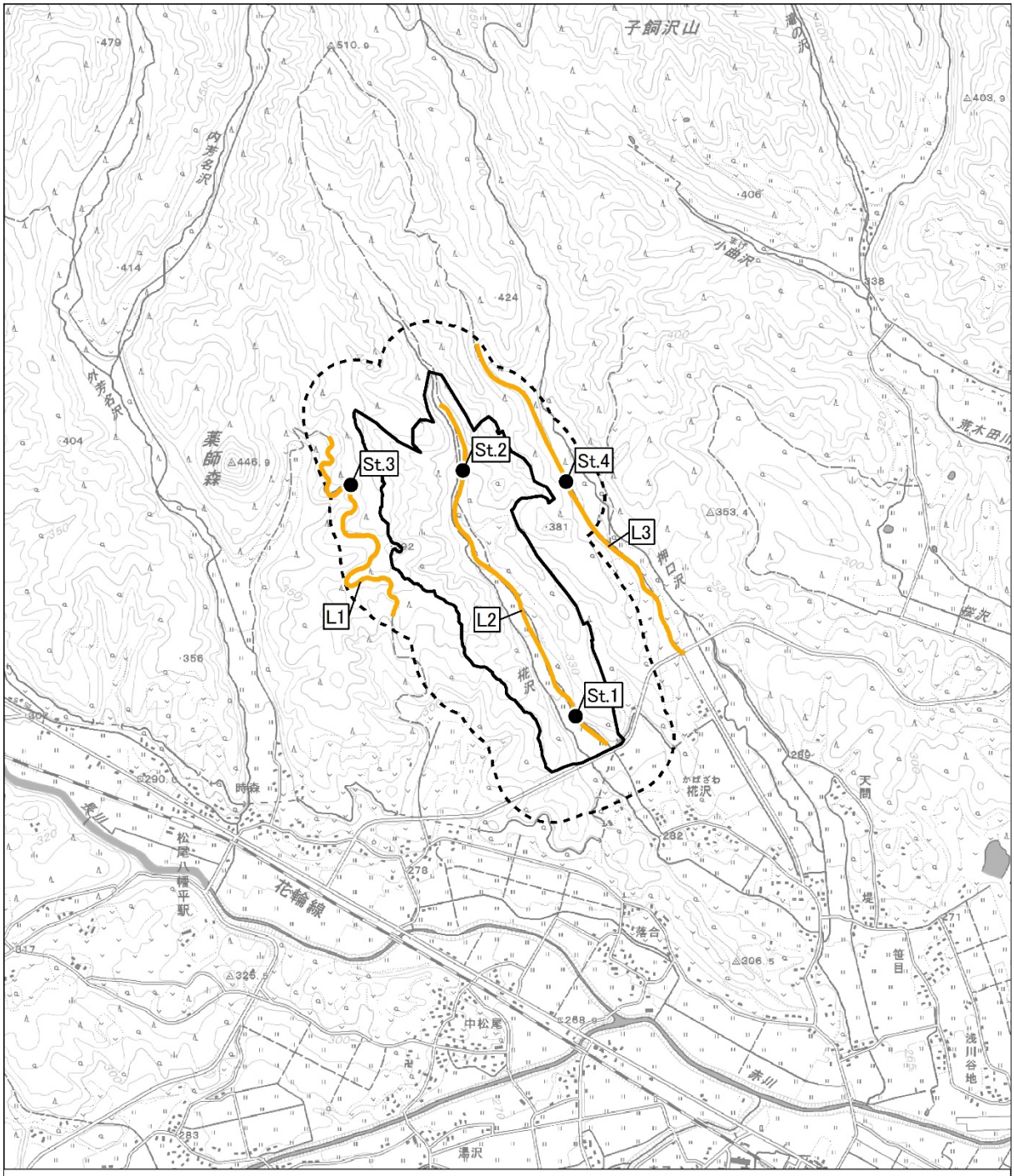

凡　例

対象事業実施区域

調査範囲（対象事業実施区域から200m）

定点観察

ラインセンサスルート

1:25,000

0　250　500　1,000
m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.2-2　鳥類調査範囲及び調査ルート・地点

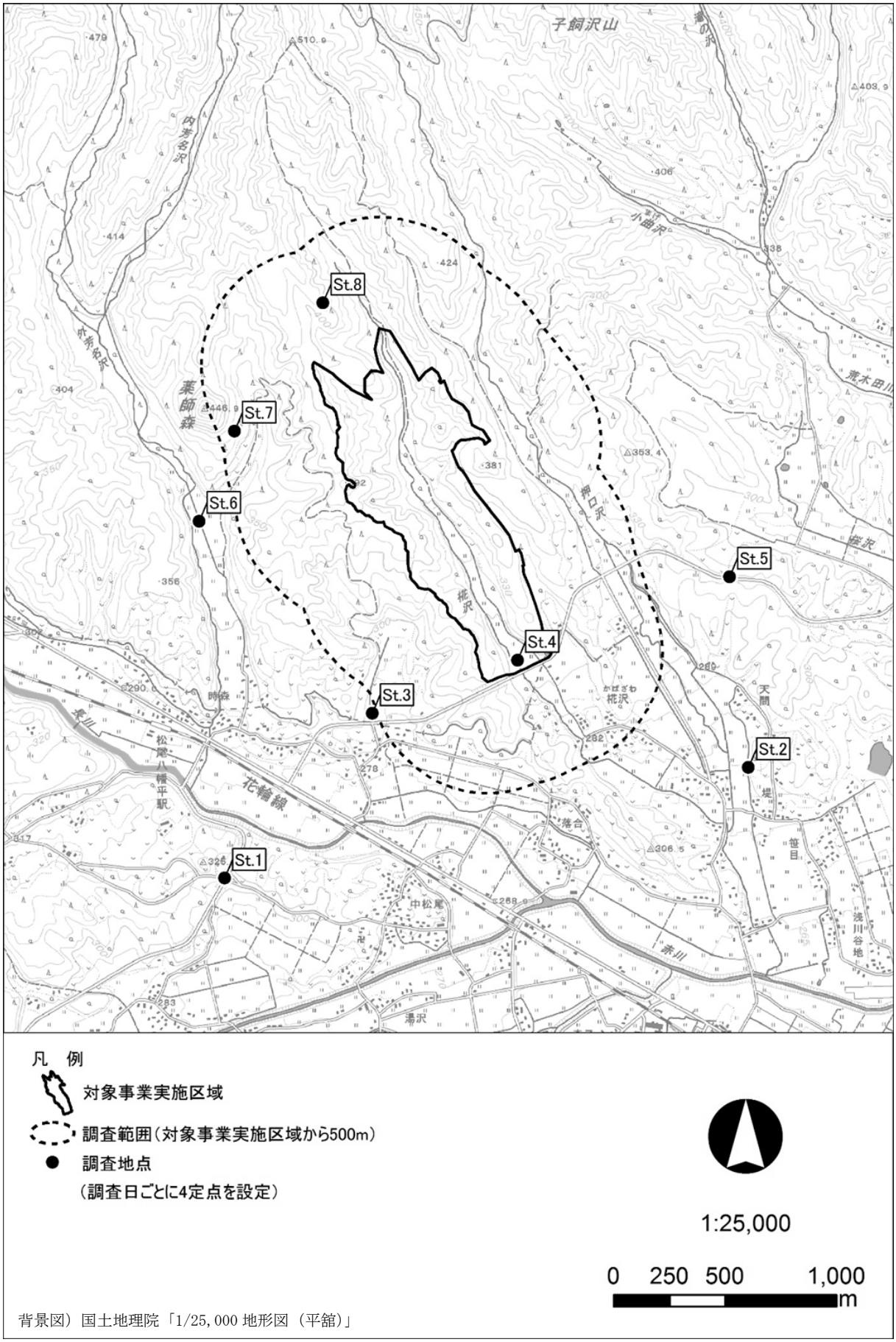

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.2-3　猛禽類調査範囲及び調査定点

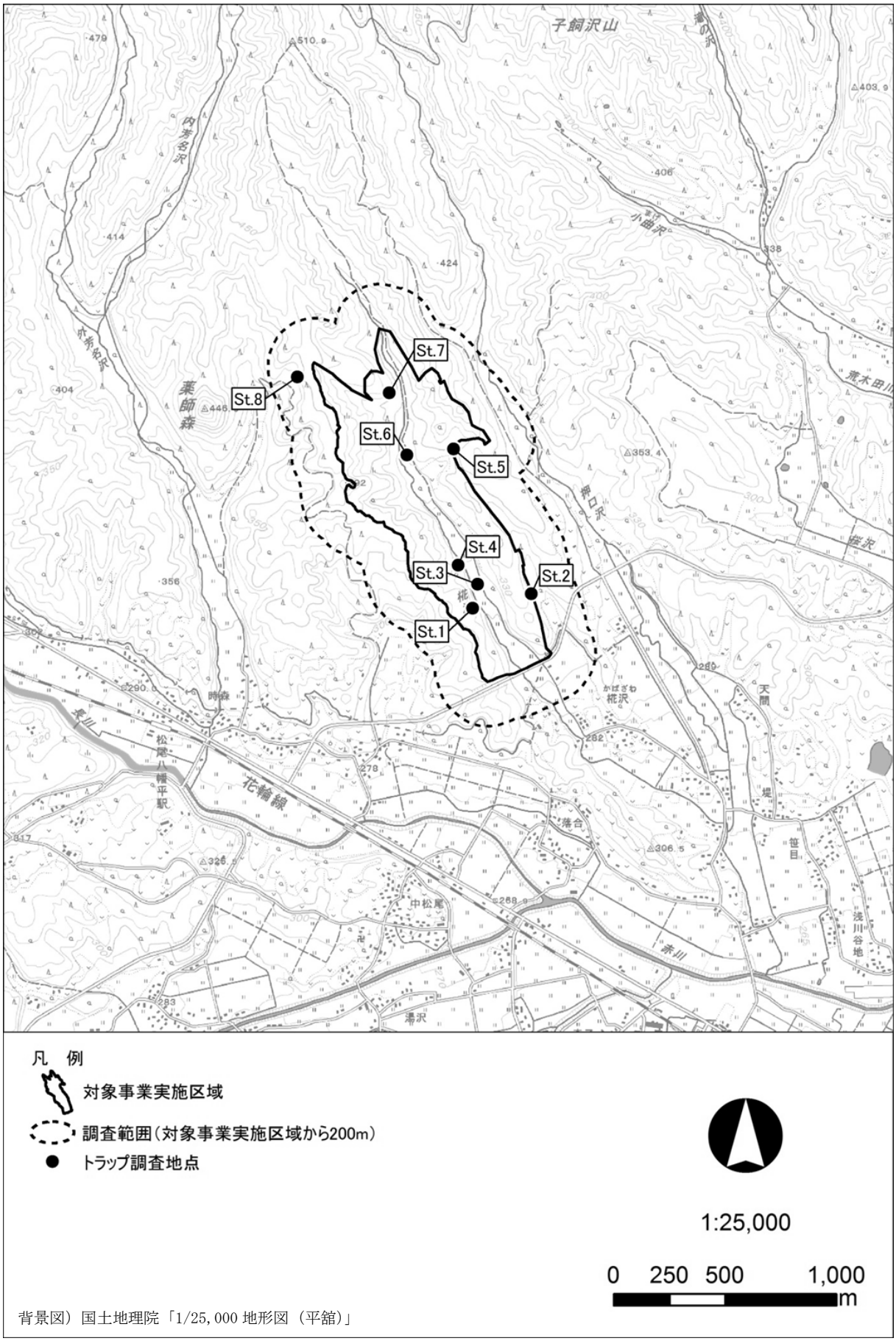

図 5.2-4　昆虫類調査範囲及び調査地点

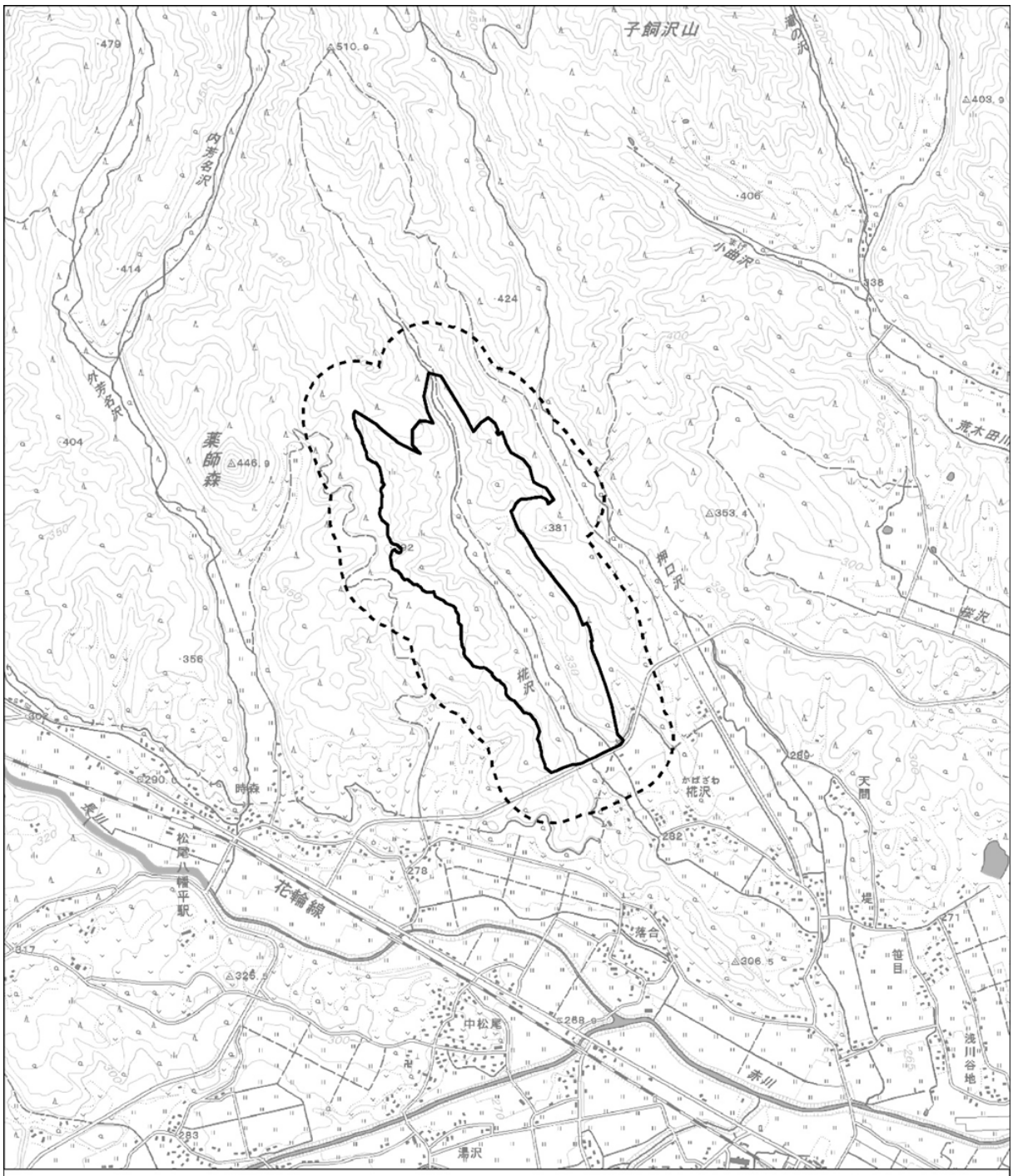

凡　例

対象事業実施区域

調査範囲（対象事業実施区域から200m）

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.2-5　両生類・は虫類調査範囲

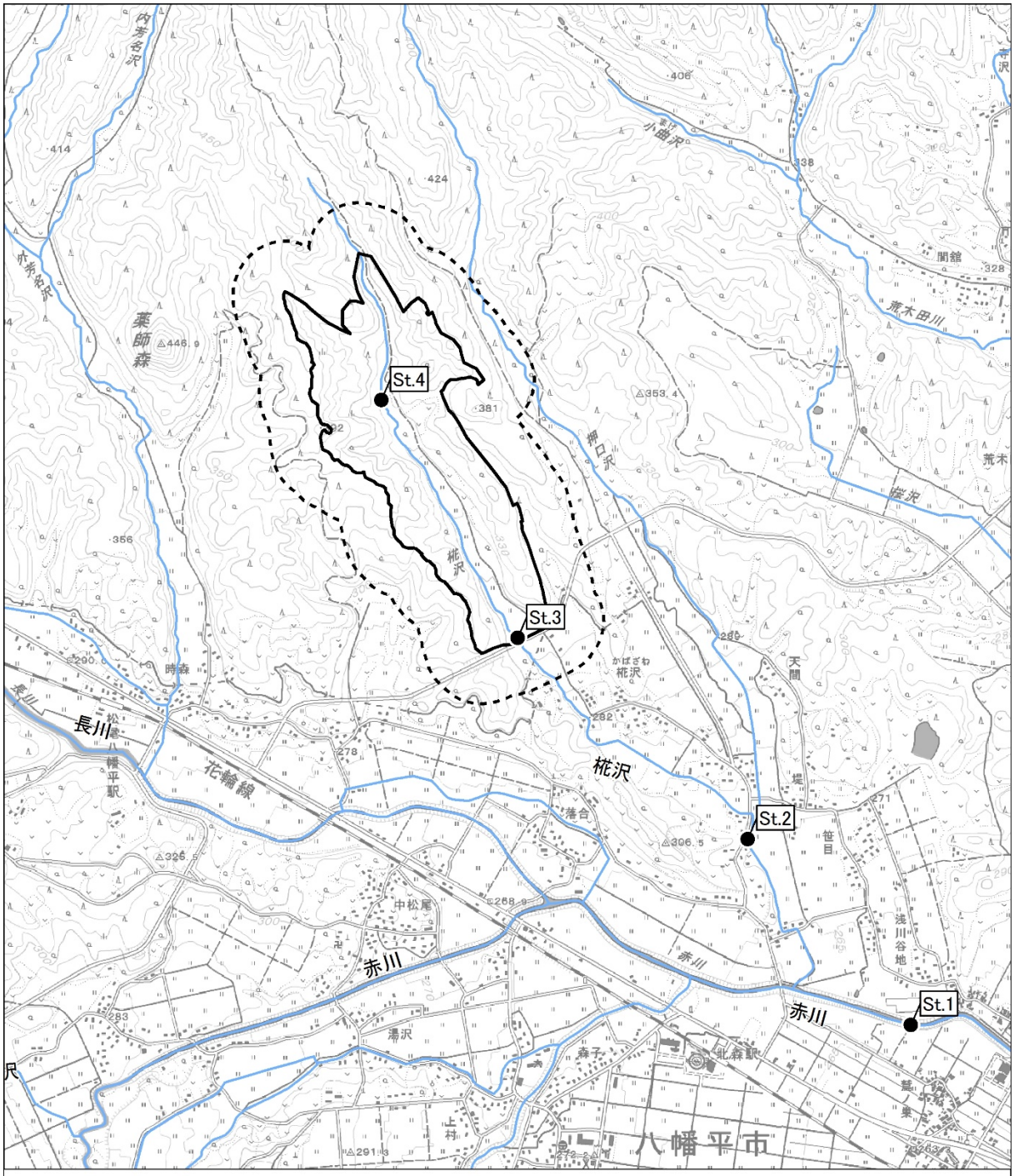

凡　例

対象事業実施区域

河川

調査範囲（対象事業実施区域から200m）

調査地点

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.2-6　魚類・底生動物調査範囲及び調査地点

5.2.2　植物

植物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.2-2 に示すとおりとした。

表 5.2-2 (1)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		植物
項目	環境要素の区分	重要な種及び群落
	影響要因の区分	工事の実施（造成等の施工）
当該項目に関連する事業特性		造成等の工事による土地改変により、対象事業実施区域及びその周辺を生育環境とする植物への影響が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域は山地と平野部の境界にあたるすそ野に位置する。対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。また、対象事業実施区域の流域となる椛沢は押口沢と合流し、赤川に流入する。
調査の手法		
調査すべき情報		①植生及び植物相の状況 (1)植生・(2)植物相・(3)植物群落 ②重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生育環境の状況 (1)重要な種及び重要な群落の分布・(2)重要な種及び重要な群落の生育状況・(3)重要な種及び重要な群落の生育環境の状況
調査の基本的な手法		①植物相及び植生の状況 文献等及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は以下の方法による。 (1)植生 航空写真、現存植生図等既存資料及び現地踏査による相観等により、植生の分布状況を調査する。 (2)植物相 現地踏査により、生育の確認された維管束植物を記録する。 (3)植物群落 調査地点に方形区（コドラート：原則として各群落におけるに樹高を 1 辺とする正方形）を設定し、植物社会学的方法（Braun-Blanquet 法：1964）により群落の状況を調査する。 ②重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生育環境の状況 文献等及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は以下の方法による。 (1)重要な種及び重要な群落の分布・(2)重要な種及び重要な群落の生育状況 現地調査により、個体の確認、必要に応じて個体の一部等の採取による方法とする。 (3)重要な種及び重要な群落の生育環境の状況 現地調査により、微地形、水系を確認することによる。
調査地域		対象事業実施区域及びその周辺における地形、植生、水系等を考慮し、対象事業実施区域及びその周辺約 200mの範囲を設定する。なお、重要な湿生植物、重要な植物群落等が確認された場合は、調査範囲を適宜拡大する。
調査地点		植物の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点・ルートとする。 (1)植生・(2)植物相 特に調査地点は設定せず、任意踏査とする。 (3)植物群落 調査地域を対象に既存文献による植物群落分布を基本として、現地確認より代表的な環境において 30 地点程度の調査地点（コドラート）を選定する。
調査期間等		(1)植生 夏季から秋季にかけて 1 回とする。 (2)植物相 早春季、春季、夏季、秋季の計 4 回とする。 (3)植物群落 夏季から秋季にかけて 1 回とする。

表 5.2-2 (2)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	植物
予測の手法	
予測の基本的な手法	植物の重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による。
予測地域	基本的には、現地調査の調査地域と同一とし、影響要因による影響範囲を考慮し設定する。植物の生育の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けると認められる地域とする。
予測地点	－
予測対象時期	工事期間中とする。
評価の手法	
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。 また、評価にあたっては、国、県等による環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを明らかにする。	

表 5.2-2 (3)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		植物
項目	環境要素の区分	重要な種及び群落
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（最終処分場の存在）
当該項目に関連する事業特性		施設の存在による生育環境の変化及び減少等により、対象事業実施区域及びその周辺を生育環境とする植物への影響が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域は山地と平野部の境界にあたるすそ野に位置する。対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。また、対象事業実施区域の流域となる椛沢は押口沢と合流し、赤川に流入する。
調査の手法		
調査すべき情報		①植生及び植物相の状況 (1) 植生・(2) 植物相・(3)植物群落 ②重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生育環境の状況 (1)重要な種及び重要な群落の分布・(2)重要な種及び重要な群落の生育状況・(3)重要な種及び重要な群落の生育環境の状況
調査の基本的な手法		①植物相及び植生の状況 「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1) 植生・(2) 植物相・(3)植物群落 ②重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生育環境の状況 「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。
調査地域		「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1) 植生・(2) 植物相・(3)植物群落
調査地点		「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1) 植生・(2) 植物相・(3)植物群落
調査期間等		「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1) 植生・(2) 植物相・(3)植物群落
予測の手法		
予測の基本的な手法		植物の重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による。
予測地域		基本的には、現地調査の調査地域と同一とし、影響要因による影響範囲を考慮して設定する。植物の生育の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けると認められる地域とする。
予測地点		－
予測対象時期		施設が定常的に稼動する時期とする。
評価の手法		
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。 また、評価にあたっては、国、県等による環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを明らかにする。		

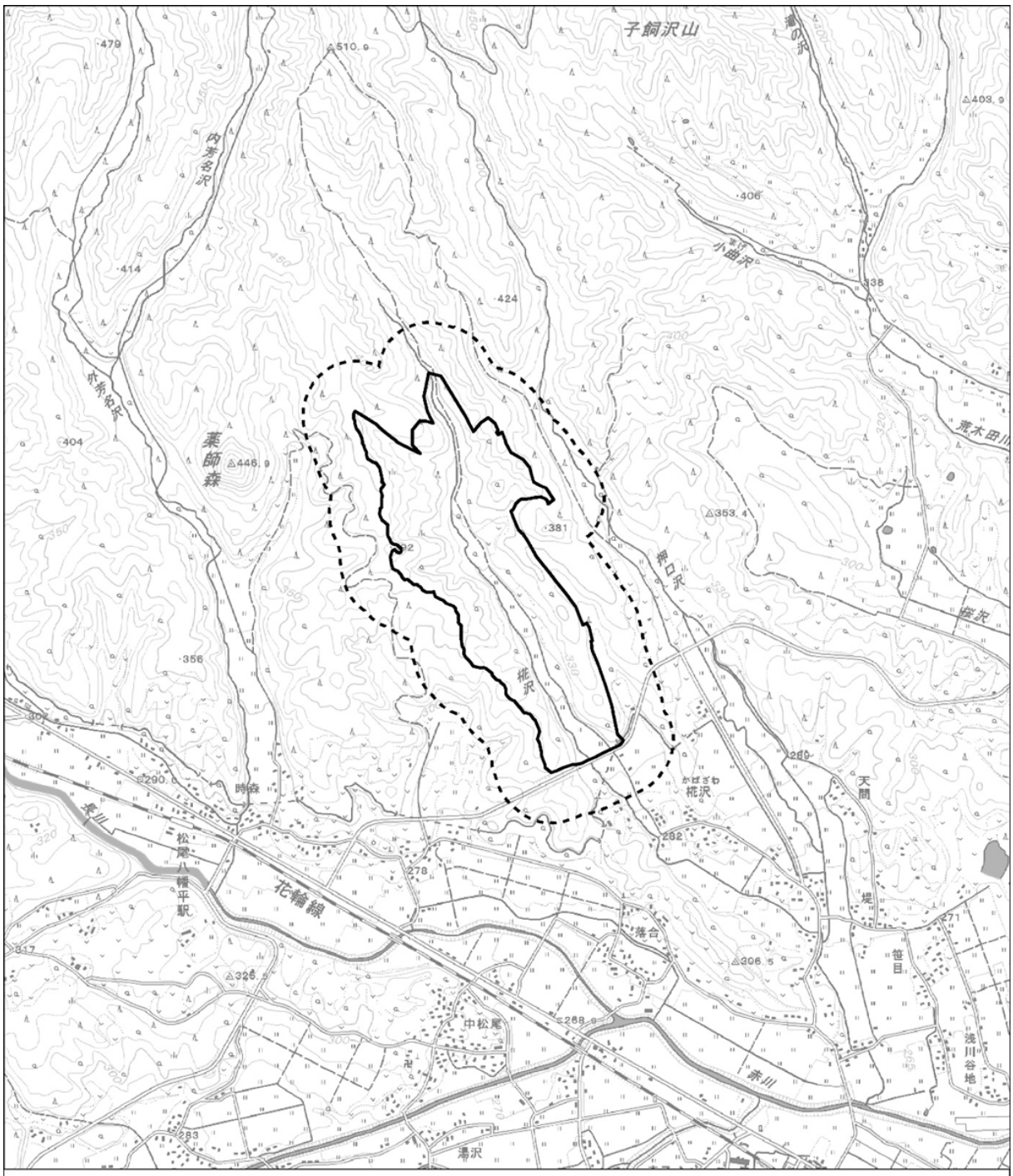

凡　例

対象事業実施区域

調査範囲（対象事業実施区域から200m）

1:25,000

0　250　500　1,000 m

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.2-7　植物調査範囲

5.2.3　生態系

生態系に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.2-3 に示すとおりとした。

表 5.2-3 (1)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		生態系
項目	環境要素の区分	地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	工事の実施（造成等の施工）
当該項目に関連する事業特性		施設の存在による生息･生育環境の変化及び減少等により、動物への生息・繁殖環境の悪化等による逃避、植物の生育環境の悪化による生態系の影響が懸念される。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域は山地と平野部の境界にあたるすそ野に位置する。対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。また、対象事業実施区域の流域となる椛沢は押口沢と合流し、赤川に流入する。
調査の手法		
調査すべき情報		①動植物その他の自然環境に係る概況 (1)動植物に係る概況 (2)その他の自然環境に係る概況 生息・生育基盤を構成する主要な微地形、水系、植物群落の種類及び分布の状況 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息・生育環境の状況 (1)注目種・群集の生態 (2)注目種・群集とのその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 (3)注目種・群衆の分布 (4)注目種・群集の生息・生育環境
調査の基本的な手法		調査及び解析による。 ①動植物その他の自然環境に係る概況 (1)動植物に係る概況 「動物」及び「植物」の調査結果を用いて動植物に係る概況を整理することによる。 (2)その他の自然環境に係る概況 「動物」及び「植物」の調査結果を用いて、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布状況を確認することによる。 ②地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 (1)注目種・群集の生態 図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。 (2)注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。 (3)注目種・群集の分布、生息・生育の状況 「動物」及び「植物」の調査結果を用いて、注目種・群集の分布を整理することによる。 (4)注目種・群集の生息・生育環境 「動物」及び「植物」の調査結果を用いて、注目種・群集の生息・生育環境を整理することによる。
調査地域		対象事業実施区域及びその周辺における地形、植生、水系等を考慮し、対象事業実施区域の周辺 200m 程度の範囲を設定する。なお、動物・植物調査において確認された対象事業実施区域及びその周辺の生態系（上位性及び特殊性）の観点から、必要に応じて調査範囲を適宜拡大（希少猛禽類については対象事業実施区域から 500m 程度の範囲とする等）する。
調査地点		動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ､調査地域における注目種等に係る環境影響を予測･評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又はルートとする。
調査期間等		調査期間等は「動物」及び「植物」に示すとおりとする。

表 5.2-3 (2)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

<table>
<tr><td>環境要素の大区分</td><td>生態系</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測の手法</td></tr>
<tr><td>予測の基本的な手法</td><td>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による。</td></tr>
<tr><td>予測地域</td><td>基本的には、現地調査の調査地域と同一とし、影響要因による影響範囲を考慮し設定する。</td></tr>
<tr><td>予測地点</td><td>－</td></tr>
<tr><td>予測対象時期</td><td>工事期間中とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。
また、評価にあたっては、国、県等による環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを明らかにする。</td></tr>
</table>

表 5.2-3 (3)　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		生態系
項目	環境要素の区分	地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（最終処分場の存在）
当該項目に関連する事業特性		造成等の工事による土地改変、濁水、施設の存在による生息・生育環境の変化及び減少等により、動物の生息・繁殖環境の悪化等による逃避、植物の生育環境の悪化による生態系への影響が懸念される。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域は山地と平野部の境界にあたるすそ野に位置する。対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。また、対象事業実施区域の流域となる桧沢は押口沢と合流し、赤川に流入する。
調査の手法		
調査すべき情報		①動植物その他の自然環境に係る概況 (1)動植物に係る概況 (2)その他の自然環境に係る概況 生息・生育基盤を構成する主要な微地形、水系、植物群落の種類及び分布の状況。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息・生育環境の状況 (1)注目種・群集の生態 (2)注目種・群集とのその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 (3)注目種・群衆の分布 (4)注目種・群集の生息・生育環境
調査の基本的な手法		調査及び解析による。 ①動植物その他の自然環境に係る概況 「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)動植物に係る概況･(2)その他の自然環境に係る概況 ②地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。なお対象とする項目は以下のとおり。 (1)注目種・群集の生態、 (2)注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 (3)注目種・群集の分布、生息・生育の状況 (4)注目種・群集の生息・生育環境
調査地域		「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。
調査地点		「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。
調査期間等		「工事の実施（造成等の施工)」の記述内容と同様とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による。
予測地域		基本的には、現地調査の調査地域と同一とし、影響要因による影響範囲を考慮し設定する。
予測地点		－
予測対象時期		施設が定常的に稼動する時期とする。
評価の手法		
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。 また、評価にあたっては、国、県等による環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標と予測結果との間に整合が図られているかを明らかにする。		

5.3　人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

5.3.1　景観

景観に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.3-1 に示すとおりとした。

表 5.3-1　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		景観
項目	環境要素の区分	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（最終処分場の存在）
当該項目に関連する事業特性		本施設の設置により景観の変化が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域は、山地のすそ野の丘陵地に挟まれた谷部に位置し、谷口を望む南～南東側の方角以外からは視界に入りにくい地域である。 対象事業実施区域には、「いわての残したい景観」等に規定される眺望点や景観資源は分布しないが、谷口方向となる南～南東側には人が集まる場所として椛沢集落や北森駅が存在する。
調査の手法		
調査すべき情報		①主要な眺望点の状況 主要な眺望点の状況を把握するため、眺望点の分布状況を調査する。 ②景観資源の状況 景観資源の状況を把握するため、景観資源の分布状況を調査する。 ③主要な眺望景観の状況 主要な眺望点から景観資源を眺望する景観の状況を調査する。
調査の基本的な手法		①主要な眺望点の状況 文献等の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は、現地踏査及び写真撮影による方法とする。 ②景観資源の状況 文献等の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は、現地踏査及び写真撮影による方法とする。 ③主要な眺望景観の状況 現地調査は、現地踏査及び写真撮影による方法とする。 写真撮影は、撮影時間、使用レンズ等について統一した適切な条件で実施する。
調査地域		主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とする。
調査地点		調査地点を図 5.3-1 に示す。 いわての残したい景観(視点場)に該当し対象事業実施区域方向を望む視点場となる「平舘松尾・平舘田圃の畦道」のほか、対象事業実施区域のある谷口方向で最も近い集落である「椛沢集落」及び不特定多数の人が集まる「北森駅」の 3 地点を主要な眺望点として設定する。
調査期間等		春季、夏季、秋季、冬季の 4 回、1 回当たり 1 日とする。
予測の手法		
予測の基本的な手法		主要な眺望点及び景観資源については、地域の分布状況と対象事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することで改変の程度を把握する。 主要な眺望景観についてフォトモンタージュを作成し、視覚的な表現方法により影響予測を行う。
予測地域		現地調査の調査地域と同一地域とする。
予測地点		現地調査地点と同一地点とする。
予測対象時期		施設の竣工後とする。
評価の手法		
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。		

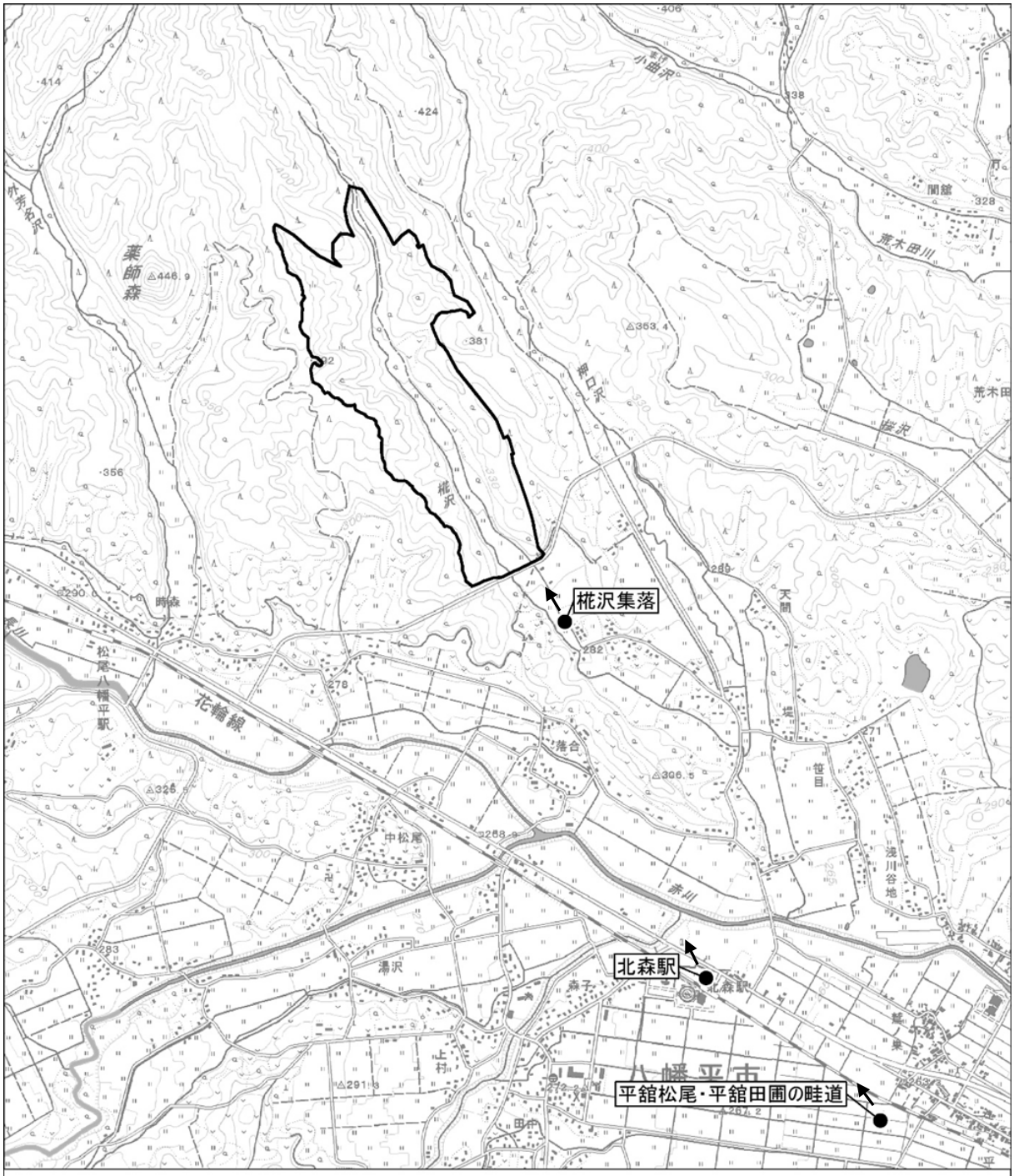

背景図）国土地理院「1/25,000 地形図（平舘）」

図 5.3-1　景観調査範囲

5.4　環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

5.4.1　廃棄物等

廃棄物等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.4-1 に示すとおりとした。

表 5.4-1　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		廃棄物等
項目	環境要素の区分	建設工事に伴う副産物
	影響要因の区分	工事の実施（造成等の施工）
当該項目に関連する事業特性		造成工事に伴う樹木の伐採、切土・盛土等による影響が考えられる。
当該項目に関連する地域特性		対象事業実施区域及びその周辺はアカマツ群落、落葉広葉樹林、耕作地、伐採跡地等がみられる。
調査の手法		
調査すべき情報		①建設副産物の状況 (1)覆土材等として利用する発生土の量及びその処理方法 (2)伐採樹木等の量及びその処理方法
調査の基本的な手法		事業計画に基づき、整理を行う。
調査地域		対象事業実施区域内とする。
調査地点		－
調査期間等		－
予測の手法		
予測の基本的な手法		再利用等の状況を明らかにすることにより行う。
予測地域		対象事業実施区域内とする。
予測地点		－
予測対象時期		工事期間中とする。
評価の手法		
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。		

5.4.2　温室効果ガス等

温室効果ガス等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 5.4-2 に示すとおりとした。

表 5.4-2　環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分		温室効果ガス等
項目	環境要素の区分	二酸化炭素等（メタン）
	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用（廃棄物の存在・分解）
当該項目に関連する事業特性		廃棄物の分解により二酸化炭素等（メタン）が発生するため、評価項目として選定する。
当該項目に関連する地域特性		－
調査の手法		
調査すべき情報		①対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成
調査の基本的な手法		事業計画に基づき、整理を行う。
調査地域		対象事業実施区域内とする。
調査地点		－
調査期間等		－
予測の手法		
予測の基本的な手法		類似事例の引用又は解析による。
予測地域		対象事業実施区域内とする。
予測地点		－
予測対象時期		施設が定常的に稼動する時期とする。
評価の手法		
予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、できる限り環境影響を回避し、又は低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを明らかにする方法により行う。		

第6章　環境影響評価に係る業務の委託先

環境影響評価に係る業務は、次に示す者に委託して実施した。

株式会社建設技術研究所盛岡事務所
所長　星　享
岩手県盛岡市大通 3-3-10